

第百五十一回国参議院財政金融委員会會議録第四号

平成十三年三月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

松崎 俊久君

補欠選任

櫻井 充君

三月二十一日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

藤井 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

伊藤 基隆君

林 芳正君

日出 英輔君

勝木 健司君

浜田卓二郎君

池田 幹幸君

上杉 光弘君

河本 英典君

鴻池 祥肇君

清水 達雄君

谷川 秀善君

野間 昶君

星野 朋市君

山下 英利君

若林 正俊君

久保 亘君

笹野 貞子君

藤井 俊男君

峰崎 直樹君

木庭健太郎君

大門実紀史君

国務大臣

財務大臣

国務大臣

(金融担当大臣)

副大臣

内閣府副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

財務省理財局長

国土交通大臣官

房審議官

参考人

日本銀行総裁

国民生活金融公

庫総裁

日本政策投資銀

行総裁

国際協力銀行総

裁

大淵 絹子君

宮澤 喜一君

柳澤 伯夫君

坂井 隆憲君

村井 仁君

若林 正俊君

石田 祐幸君

原口 恒和君

金子賢太郎君

速水 優君

尾崎 護君

小村 武君

保田 博君

○平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤基隆君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、松崎俊久君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

また、昨二十一日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として藤井俊男君が選任されました。

○委員長(伊藤基隆君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林芳正君 おはようございます。自由民主党の林芳正でございます。

この間、両大臣から御所信をいただきましたので、それに対する形で、本日は、今の経済の現状、また、構造改革ということが大変に方々で言われ

ておりますので、その関係について若干御質問させていただきます。今後どういふふう具体的に進めてまいりたいのかということ、をたしめてまいりたい、こういうふうに通じておるところでございます。

今、株価が景気のすべてをあらわしているものではないということは私も承知をしているところでございますが、多少きのうは戻したものの、まだ日経平均一万三千円程度ということでございます。銘柄の入れかえがございましたからその分も考えなければなりません、非常に低い水準にあることには変わりございません。

また、ちよつと心配しておりますのは、本年一月の機械受注が二けたの減でございます。これは前期比でございますがマイナス一・八%。もう御存じのとおり、機械受注というのは設備投資の先行指標だと言われておりますから、大変に設備投資の先行きも厳しいものがあるというふうに心配をしておるところでございます。中でも、大臣がかねがねおっしゃってられますように、消費がなかなか振るわない、設備投資まで来たものがなかなか消費につながらないということが大変に心配されるところでございまして、景気重視の経済運営というものでございまして、景気重振の消費が本当に反転していくことではないんではないかと考えておるところでございます。

国民の不安感ということ、我々も地元で回っておりますと非常に感じるわけでございます。特に、今の財政状況に対する不安というのかなり浸透してまいりました。いろんな世論調査をいたしましたも、景気対策と財政構造改革の両方をやっていたらだいたんだというものが、この二年間見ておりました大分ふえてこれといった。昔は景気を、ほとんど対策をやってくれというところ、ございましたけれども、事ここに至って財政構造改革

について国民の皆様の御理解がだんだん進んできたんではないかというふうに思っております。ところでございまして、消費マインドを好転させるためにも財政構造改革というものを、このビジョンを示すというのを国民は待っているのではないかと、こういうふうなふうに思っております。

日米首脳会談がこの間行われましたけれども、ここにおきましても、総理から財政問題について半年程度で道筋を示したいんだというふうな御表明があったというふうに報道で承知しておりますけれども、宮澤大臣におかれまして、この財政構造改革、今後どういうふうな具体的にお取り組みになってまいられるのか、御所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 事情をよく御承知でいらつしやいますので、まさに御質問のあたりが当面の焦点だと私も思っております。

今年度の経済成長、結局私は一・二という政府目標は達成できていると思っておりますし、やがて企業的好調が家計に移ってくることは時間の問題で、それが長くかかっているというところだろうとも思っています。さしずめ一・三というのは、ほかの事情もありまして、私は割に樂觀をしてよろしいのだらうと思っております。

そこで、今、林委員のおっしゃいましたように、設備投資の方は期待より早く、振り返ってみると昨年の初めごろから攻勢に転じていたようで、かなり好調が続いておりますし、また企業利益も非常に上がってきているという等も、家計には恐らくやがてという期待を抱かれますが、それはそれとして、しかし設備投資が早く始まっただけに、これはやっぱ一定の時間が来ますと、そうとどんと上がり続けるわけにもいかないというところが、例えば今おっしゃいました一月の機械受注が少しよくないんじゃないかというふうなこと、そうすると、夏過ぎるごろに、設備投資もそうとどんと走ってばかりはおられないと、そこらあたりで家計の方が回復してくれまして大体勘定が合うわけですが、そういうところに今我々はおる

だらうと思っております。

しかし、そういう多少手間どっていることもありまして、国民が財政について心配をしておられることはもともとなことであって、私としてはもとより以前からそのことには気がついておりまして、たので、一つは、御審議いただいております十三年度予算では、ともかく公債発行を前年度よりも減らしたい。これはある意味で象徴的なもので、四兆円程度のことではあるけれども、しかしもう公債発行はピークを過ぎるのだというのをひとつ何とか実践したいという思いがありましたから、しかし十三年度予算は片方で公共事業準備費も少し組んでいまして、やや両にらみにはなっております。なっておりますし、公共事業の九兆四千億を維持しておるのではあるけれども、国債発行は減らしたというふうなことをやっております。

他方で、財政再建についての本格的な取り組みでございますが、経済成長がプラスの軌道に乗るというのを何とか見届けたい。そうでありまして、国債収入そのものが見通しを達成できないというふうなことはばらばらのことでは、これは再建のそらばんができないわけでございますが、幸いに十二年度ではしばらくは政府の国債収入見込みも達成する、あるいはオーバーするというふうな状況が出てまいりました。

これだけでは少し心もとのございますけれども、しかしまあ国債収入の見込みもぐらいは大体できるようになったということ、ぼつぼつながらも成長がプラスになってきたということ、そういうことを見ながら、先般から、昨年の秋ごろから申し上げておたと思っておりますけれども、経済財政諮問会議が発足いたしましたら、そこでマクロモデルをつくることになって、そのマクロモデルをつくることによって、財政といひましても、税制もあり、国、地方の行財政のこともあり、なかなか社会保障諸施策がございますから、それらをつくるためのマクロモデルでシミュレーションをやつて、言葉のつじつまだけではごまかせな

いようなところへ我々自身を追い込んでいくと申しますか、どうもそれしか方法はないのではないかと、そういうことを思っておりますが、先般、経済財政諮問会議でその議論をいたしまして、内閣府の経済研究所、もう少し長いんですが、昔の経済研究所でございます、ここにはノウハウがございますし、新鋭の所長も迎えて、そこへそういうマクロモデルの構築を指示したわけでございます。

それで、大体、所長のお話では、やってみないとわからないけれども、半年ぐらいでマクロモデルができるんじゃないかと。これは先月ごろの話でしたでしょうか、ですから夏ごろだと思っておりますわけでございます。そういたしますと、そこからシミュレーションの議論に入れる、大体そういうふうな時間割を考えております。

ただし、日本経済が何かが突然のことが起こらないという前提でございますが、まあそういうことはなかりと思っておりますが、まあそんなことを考えておりました。それからがなかなか甲論乙駁、大変なことになるのでございますが、しかし、そういうしなければこの議論はかかれないわけでございます。そういうふうなふうに思っております。

○林芳正君 ありがとうございます。

私も今地元でいろんな集会をやりました、このマクロモデル、大臣がおっしゃっている話をいたします。そういたしますと、私がちょっとつけ加えて自分で勝手に言っておりますのは、大体このマクロモデルというのは、二種類か三種類ぐらいいろんな仕分けが出てくるのではないかと、うと。そして、聞いておられる方の中にも、もう現役を引退されて今年金ももらっておられるような方から、今就職をされるというような若い方までいろいろいらつしやいます。皆さんお一人お一人、すべての方が一〇〇%満足するということのは決して出てきません。ですから、まさに今大臣がおっしゃったように甲論乙駁して、それぞれこの程度なら我慢してやつていこうというようなことをつくっていくためのモデルであります。

で、何も一つのモデルが出てきて、ああみんなすばらしいなというものが出てこないと思っております。と、こういうふうな言っておるわけでございます。まさにこの財政金融委員会、我々が政治のリーダーシップを発揮いたしました、皆さんが不承不承であつても一番納得できるものをつくっていくというのが我々の役目ではないかと、今、大臣の答弁をお伺いいたしまして、まさに決意を新たにいたしましたところでございます。

次に、我が国の経済が今陥っております原因の大きな一つに不良債権問題というのがございまして。これも日米首脳会談では、ブッシュ大統領からも、異例のことだと思えますけれども、苦しい薬は早く飲んだ方が病氣は早くよくなります。良薬口に苦しというのをどうしてブッシュ大統領御存じだったのかよくわかりませんが、そのとおりではないかというふうな思っております。総理の方からも、この最大のネックを半年ぐらいで結論を出していきたいんだというふうな御主張があつたというふうに報道で承知をしておりますが、この問題は大変大事でございます。陣頭で指揮をとっておられます柳澤大臣にこの具体的な方策についてお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 日米首脳会談におきまして経済問題が主に論じられたということ、私も伺っておりますし、若干の、私の事務局からも人を派遣いたしましたけれどもフォローだけはさせていただきました、メモ書きですが、それらの記録にも接しているわけでございます。

そういう経過を見ますと、ブッシュ大統領が、今先生が御指摘された良薬口に苦しみたいなもので締めくくった前段はどういうものだったかと申しますと、アメリカの場合の国の赤字、国家財政の赤字のことで、私どももこういうものについて克服のために努力をしたんだということを言われておるわけでございます。それを受けて森総理は二つのことを同時におっしゃったように伺っております。

一つは、御指摘の不良債権の問題について述べられた。そして二つ目に、国家財政のいわば赤字状況について述べられた。そして、国家財政の赤字の問題について、今、宮澤財務大臣からお述べになられたシミュレーションの作業が半年程度かかるということを踏まえまして、半年ぐらいかかるんだと、こういうようなお話の流れであったように私は伺っているわけでございます。

私は、閣議後記者会見、今週は水曜日でございますけれども、そのときには、このあたりがこれほど問題になるとは知らずに、実は新聞記者からそういう質問がありまして、不良債権問題、半年ぐらいで解決のめどをつけるということと言ったようにですねと言うものですから、私は記録の方しか見ていなかったものですから、老婆心ながら、その質問の内容が間違っているのではありませんかと注意しておきますというようなことで、軽い気持ちで実は注意をしたわけですが、その後展開を見ますと、そのあたりが非常に大きな問題になったので私もちょっと驚いたんですが、いずれにせよ、そういういきさつがございました。そういうことで、時期の点について半年がどうこうというふうに総理が言われたというのは、私としては、それらの事務官の記録からいって、そういうものではないというふうに、そういうものではないと別にここで言い張るつもりはないんですが、実際がそうでなかったということ、そういう理解に立っているわけでございます。

不良債権の問題は、アメリカ側から言われようと言われまいと、私は、不良債権の処理は、間接的な処理に関する限りはもう既にでき上がっているわけだけれども、その意味で健全性の問題について何か重大な問題が包蔵されているなどとは考えておりませんけれども、ここへ来まして、収益力の問題あるいは日本経済全体に対する影響、こういういったものを考えると、やっぱりオフバランス化というものにより力点を置いた処理というものを進めていく必要があるのではないかと、このように考えまして、そのための環境整備等を進めるた

めの考え方の整理というようなものを今進めておると、こういう状況でございます。

○林芳正君 ありがとうございます。
まさにこの不良債権というのは企業にとつて不良債務でございますから、この直接償却、オフバランス化をするに当たっては、いわばがんを切り取るときに、余り小さく切り取ってはがんが残りましますからまた広がる、余り大きく切り取り過ぎますと今度は体が死んでしまうということでございますので、まさに名医のお見立てが必要になると思いますので、柳澤大臣におかれましては、本当に能力、識見、私は崇拜をしておりますので、ぜひ頑張ってくださいたいというふうに思うところでございます。

それから、時間も限られておりますので、もう一問だけ御質問させていただきたいんですが、先ほど株価にちょっと触れさせていただきましたけれども、一部報道で、日本の構造改革がなかなか進まないからアメリカの株価に影響を与えているんじゃないかというような見方をする人がおられるようでございますけれども、これはちよつと違うので、アメリカ経済というのは、前に宮澤大臣がおっしゃったように、今までもずっとよかつたから減速に入るのは当たり前であつて、我々は今度底の方から上がっていくのに、なぜそれが向こうに反映されるのかというのはおかしいんじゃないかとおっしゃられました。まさにそのとおりでありまして、ニューヨーク・ダウはアメリカ経済を反映しておりますので、米系の投資ファンドではアメリカの株と日本株を同じぐらに組み込んでおること等で、むしろ向こうにこちらが引つ張られていんじゃないかというふうに私は見ておるわけでございます。

そこで、ニューヨークの株式市場とアメリカ経済について財務大臣の御見解をお伺いするとともに、今申し上げましたような投資ファンドの組み入れ方の率とか、そのような東京の株式市場とニューヨークの株式市場が同じような動きになつてしまう原因について、柳澤大臣の御見解もあわ

せてお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。
○国務大臣(宮澤喜一君) 前段の御質問は、私がかつたように申し上げるのは僭越でございますので、最近見聞きしたことをむしろ申し上げた方がいいと思いますけれども、一月十八日にシリリーでG7がございましたときに、アメリカの経済はどうなるかということをお互い雑談しておりました。アメリカの財務大臣は当事者ですから除きまして、そのときの大方の見方は、上半期までに恐らく回復の基調に入つて、そして年を通じて三%とかなんとかそのぐらいは行くんじゃないかというのが大方の見方であつたという印象でございました。

しかし、ここへ来まして、いろんなことがあるんだらうと思いますが、やっぱり逆資産効果というのが意外に大きいんじゃないかと。つまり、みんなクレジットカードを心配せずにオーバードラフトで使っていた、その元が怪しくなつたやつたという部分が意外に大きいかもしれない。足元がゼロだというのはもう別に不思議はないので、ゼロといつても前と同じこととでございますからかなり高い。ですが、その先がもう少し資産効果のリバースしたものが効いてくるんじゃないかというふうに言う人が多いように聞いておりますので、当たるか当たらないかとでございますけれども。

しかし、アメリカは十年も繁栄を続けたんですからこの辺で何か起こるのは当たり前なので、こつちはもう長いこと落ち続けたんですから上がらなきゃならないので、それが一緒の方向に向くのはどう考えたって私はおかしいと思つていましたし、写真相場もいところだという思いが正直言つたところでありまして、それは、ちよつと日銀総裁もおいでになりましたが、こういういろんな新しい我々が体制に入つていくと市場もわかつてもらえらるんじゃないかと思つております。
○委員長(伊藤基雄君) 時間が経過してまいりますので、御簡単に願います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) もう簡単に申し上げますけれども、今、先生御指摘のような傾向があつたのでございまして、そのよつて来るところとして私どもは二つ考えておまして、一つは、外国人投資家は株の保有比率で言うところと二割ぐらいということと、大体四割と頭に置いておつたら、新しいデータによると、昨年十月から本年一月は五〇%程度だと。五〇%程度の外国人の方が、これは当然数は少ないだらうと言つていいと思うんですけれども、五〇%も日本の市場で売買するということのようなことで大きな影響を受けるということ、そのさらにまた奥には、今はファンド、先生が今御指摘になられたような国際的な機関投資家がセクター別の投資をしているというようなことで、例えば情報関連などについて同じような傾向があらわれやすいというようなことがあるように観察をしております。

○林芳正君 終わります。
○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

きょうは、日銀総裁、わざわざおいでいただきありがとうございます。午後から記者会見があるということなので、午前中集中的に日銀総裁に。今回のこういう決定がされたというのは恐らく世界の金融市場でも初めてじゃないかというふうに思いますが、その意味で、そういうある意味では歴史的な決定をされた背景ということについて簡単にまず最初にお伺いしたいと思います。
○参考人(遠水優君) 峰崎委員には、十五日の日ですか、ここでお答え申し上げたと思いますが、その直後、こつちやつて新しい政策を御説明することになったわけでございます。
日本経済の状況から見ますと、昨年末以降に海外経済の急激な減速が起こつておると思つております。こういうことで景気回復テンポが鈍化しておりますし、このところ景気は足踏み状態と言つた方がいいかと思つています。それに加えて物価が弱含みの動きを続けておりまして、今後、需要の弱

さを反映した物価低下圧力が強まってくる懸念も感じられます。

顧みますと、我が国は過去十年、金融、財政の両面から大規模な政策対応をとってきたと思います。財政面ではたび重なる景気支援策が講じられましたし、日本銀行は内外の中央銀行の歴史に例のないような低金利政策を継続して潤沢な資金を供給してまいりました。それにもかかわらず、日本経済は持続的な成長軌道に復するに至っておりません。実体経済の方は成長率が極めて低いわけです。日本経済は持続的な成長軌道に至らずに、ここに来て再び経済情勢の悪化に見舞われるという困難な局面に立ち至ったと判断いたしております。

こうした状況にかんがみまして、日本銀行は、通常では行われないような切った金融緩和に踏み切ることが必要であるというふうに判断をいたしまして今回の措置を講じた次第でございます。今回の措置は、日本銀行として、物価が継続的に下落することを防止し、持続的な経済成長のための基盤を整備する観点から断固たる決意をもって実施に踏み切るものでございます。

資金は、これはよく言われる量的緩和等の一つだと思えますけれども、金利でなくて資金の量を目当てに調整していく。今は〇・一五まで翌日物金利が、コールレートが下がっていったわけですが、これをゼロまで持っていくことだけでは大きな変化は起こらないと思います。そこで、日本銀行の当座預金に預かっております取引先の預金残高を、最初にどんだん金を出して、今まで四兆円くらいと言っていたのを、これを五兆になるように金融を緩めていくというふうに切りかえたわけでございます。そのことによつて仮に金利が下がっていても、まだ必要であればいつでも資金が出せますし、もう一つ、金利についてはこれも市場に任せる、市場が金利を決定するのであつて、私どもの方は必要な量を出していくというふうに切りかえたわけですが、いたしまして、仮にゼロになつても、まだ必要であれば資金は出します。

ます。

それから、資金は出しますが、市場の中で信用のあるものではないものはおのずから金利の差が出てくるのは自然だと思えます。そういうふうな市場機能を生かしながら、必要な資金量を出していくという方法に切りかえたわけでございます。おっしゃる通りに、これは日本銀行百二十年始まって以来の初めての構想でございます。ただ、アメリカでは一九七九年に逆に高い方で、一〇％以上の金利、二けた金利になつて、金利だけでは動かせないというのでFRレートをやめて、リザーブターゲットという言葉を使つておりましたが、あの場合にはFRBの当座預金の残高を極端に抑えて金融を引き締めた。これは三年ぐらいたったわけですが、その間にレーガニズムで、それこそ構造改革、規制の緩和・撤廃、セルフヘルプといったようなことが浸透していつてこ

れまでのアメリカの成長をもたらししたという経緯がございます。それを逆の面であつた次第でございますが、このことによつて、金利の方は市場はどういうふうな決めていくか。きのうのところは〇・〇五ぐらゐまで下がつていようございませうけれども、資金は、きのうは国債で非常に金の要るときでございまして、国債の借りかえあるいは金利払い、五兆五千億まで出しました。きょうはそれよりも少し下がつていくかと思ひますけれども、そういうことでしばらくこの様子を見ていきたい。しかしこの制度は、今問題になつてい

るデフレ、価格現象、これがCPI前年比ゼロを上回るようになったら、安定的にゼロを上回るようになったらもうやめようと思つております。それとも一つは、これに何を使うかというのは、主として長期国債の買いオペを使うことになろうかと思ひますけれども、その他いろいろ手段を尽くして私どもの金融市場局が操作をしていくと思ひますが、新しく加えましたのは、この前の短期国債の買い増しに加えて、これまでも毎月四

千億買つてまいりました長期国債の買い切りオペ。長期国債はこれまでも、銀行券がふえる分は長期国債の買いオペで供給していくという原則をずっと守つてきたわけですが、それで毎月四千億買つていたんですけれども、今残高は、銀行券の方は五十六兆ぐらゐ出ておりますが、長期国債の買い持ち残高というのはそれより十兆ぐらゐ下でございませう。したがって、必要に応じて長期国債をこつやつて買い切りオペに使つていくということにして調節してまいりたいというふうに思つております。

このことで一番心が痛めておりますのは、せっかく家計が千三百八十兆円といったような金融資産を持つていられるわけで、そのうち銀行預金というのが五十数％ある、郵便貯金も加えてですが、預金金利がさらに下がるということは本当にこういう方々には気の毒なことだと思ふんですけれども、やはりデフレを克服して、企業が立ち上がつて日本の経済が成長していかなければ、国民の懐も寂しくなるし、先行きに対する見通しも暗くなるわけですから、そのところはこししばらく我慢をしていただいて、金利の方は市場に任せますけれども、少し下がつていくかもしれない、そういうことを決めた次第でございます。

今回の措置が持ちます金融緩和効果というのが十分に発揮されることを通じまして、日本経済の持続的な成長軌道への復帰というのが実現されていくだろうと。その過程でやはり、不良債権の問題の解決を初めとして、金融システム面や経済・産業面での構造改革の進展が不可欠の条件になると思ひます。もとより構造改革というのは痛みの伴うプロセスでございますが、そうした痛みを乗り越えて改革を進めていかなければ、日本経済の生産性の向上、これが持続的に経済成長の確保につながつていくんだと思ひますけれども、そういうことは期待しにくいわけでございます。

日本銀行としては、構造改革に向けた国民の明確な意思と政府の強力なリーダーシップのもとで、各方面での抜本的な取り組みが速やかに進

展することを強く期待しておる次第でございます。

○峰崎直樹君 丁寧な御説明、ありがとうございます。

我が党は、どちらかというと、この改善については非常に副作用が大きいんじゃないかというふうに思つていまして、また後でお伺ひしたいと思ふんです。

それじゃ少し中身をお聞きしたいんですが、消費者物価指数が安定的にゼロ以上と、こつこつしゃつていられるわけですね。安定的というのは、具体的にどんな状態を指すのか。

それから、ゼロ以上とこつこつしゃつていられるんですが、前回インフレターゲットのお話をされたときに、物価というのは絶えず、例えば製品でも徐々にグレードアップしていくわけですね。そういう意味でいうと、〇・五％とか一％とか、ゼロではなくてむしろ二、三％ぐらゐまでのインフレであつた方がいいのではないかと、こういう主張があるんですが、せつかくマイナスの物価をゼロにするというんだつたら、そこまでできる自信があるんだつたら、一％にする、二％にするというところも実はできるんじゃないかというふうに考えるのが私は素直じゃないかと思ふんですが、そのことはどのようにお考えになつていましてしょうか。

○参考人(速水優君) 安定的にと申しますと、今、実際のCPIは前年比全国でマイナス〇・四でございませう。これはかなり動くだろうと思ひます。CPIの指数についても、こういうふうな改革が起り、特に流通面での改革が起つたり、それから技術革新が起つたりしてありますときに、かなり供給サイドでの価格の変化というのは起ると思ひます。

そうやって内外価格差が縮小していくところは、これはそれなりに望ましいことでありますけれども、しかし一方で、やはり需要が弱くてデフレ現象が起つてくるということも、これは余り安心しておれない面があるわけございまして、

そういう意味から、CPIが安定的に〇・〇%を超えるというふうになっていけば、それでいい、そのときにこの制度を見直す。先に対して、いつまで続くのか、いつまでこういう政策でやってくるのかという不安が市場や企業や家計の中にあるだろうと思いますので、そういう意味での私どもの政策の時間軸といえますか、時間的なコミットメントをさせていただいた次第で、このことは安定化への一つのファクターになり得るといふふうに思っております。

消費者物価指数の前年比の上昇率というものが、一たんゼロになってもすぐマイナスに後戻りする可能性はないかといったような点について、消費者物価指数自体の動きに加えて、卸売物価指数とか他の物価指数とか、物価の動きの背景にある需給動向などを見ながら慎重に判断していきたいと思っております。

ただし、現在の日本のように、先ほど申したように需要の弱さがございまして、規制緩和や流通合理化といったような供給面での要因が作用している状況の中では、中長期的に望ましい何%といったような物価上昇率を数値で示すことは非常に難しいと思っております。

そういう意味で、私どもはいわゆるインフレターゲットイングといったようなことは十分検討、研究もさせていただいておりますけれども、今それを採用するのは早過ぎるというふうに思っております。したがって、前年比、同じ水準に安定的に達したという判断ができたときにこれをやめたいと、それまでは続けるということコミットさせていただいた次第でございます。

○峰崎直樹君 ちよつとお答えになっていないような気がしてならないんですが、つまり、安定的というのはどのぐらいの物理的な長さなのか。例えば、対前年比ゼロを超えるのが一年間続いたというふうには理解していいの、いや半年なのか、そこら辺はある程度日銀としての考え方は整理されるべきかなと。たしか日銀の政策委員会が、それぞれの政策委員が自分の予測を出されて、上と

下を切つて出されましたですね。あれはたしか半年に一回かなったでしょう。そうすると、半年に一回か二回、つまり一年間ぐらい安定的にそれが実現できると、こうなつたときに例えばそういうものから外すとか、これは考えられていいのかなと。これは一つですね。

もう一つは、いや、数量的な明示はできないんだと言ふんですが、しかしここでは数量出ているんですよ、ゼロというのが、マイナスからゼロになつていくというところは、上がるといふことですね。上げようということ。そうしたら、それは一%、二%、あるいは二・五でも三でも構わないんですが、そういうところまで、つまりある程度の早い、まあクリーピングインフレーションといふんですが、その程度の物価上昇というものを織り込むことは、ゼロまで行けるんだつたら可能ではないかというふうな、ちよつと私のつたない数字の知識でもできるんじゃないかと思ふんですが、どうなんですか。

○参考人(遠水優君) 先ほど申し上げましたように、今は〇・四ダウンですけども、それがゼロになることは近く起こるかも知れません。ただ、そのゼロに達したからというんでなくて、先ほどから申し上げるように、デフレを克服したということがはつきり出てくるいろんな、これだけの指数だけでなく、ほかの情勢の変化を見ながらその判断は決定会合でさせていただきたいと思っております。数字で申し上げるのは少し早過ぎるというのが私どもの考え方でございます。だから、デフレがなくなる、デフレを克服するといふことが確認できたときにそれを取りやめるといふふうに考えております。

○峰崎直樹君 この施策をとると、長期金利は短期的には下がらうというが、中期的には上昇するんじゃないかというふうに思ふんですが、この点はいかがでございますか。

○参考人(遠水優君) 長期金利につきましては、買いオペをふやしていけば確かに下がっていくだろうと思ふんですが、きのうも下がっております。

しかし、これが将来インフレを心配させるような買い方であれば、かえつて日本の国債に対する不信感が出てくるかと思ふます。

今までも銀行券の増加額に見合いながら長期国債は買い切りオペをやつていきますよということ言つてきておるわけでございます。その今までの考え方と、今度の、銀行券の残高に達するまで、これを限度として必要に応じて買っていくよすということでございますから、限度はおのずからはつきりしておるわけでございますし、市場の金利につきましても、先般決めましたロンバート貸し出しというふうなことで、ショートした場合に〇・二五%で日本銀行から担保さえあれば、国債でも持つて担保に入れていけばそれで貸せることになつておりますから、それが上限になつてくると思ふます。

そういうふうなことで、かなり注意深く今回はそういう限度というものを決めたいつもりでございます。御心配の点は私どもも共有しております。したがって、そういうことにならないように、買い入れのタイミング、買い入れの量を慎重に考へて決めてまいりたいというふうに思っております。

○峰崎直樹君 デフレ懸念が払拭できるということとは、実は長期金利が上昇するということになつて初めてデフレ金利が解消されるということになるんじゃないんですか。今のようにならぬ限りは、一%を切るような、十年物がそんな金利だったら、やはり市場の関係者は依然としてこれはマイナス金利だと、デフレだとか、だからこんな高いんじゃないんでしょか。

もしこれをゼロ以上にするということになつた場合に、当然ゼロ以上に上がることが短期的に起きるとすれば、十年物というのはその延長線上に起きてくるとすれば、当然、長期金利は今より上がつてこないといふのはデフレの解消にはならないというふうには私個人は理解するんですが、総裁はどういうふうな考えでいらっしゃいますか。

○参考人(遠水優君) こうやって資金を潤沢に出

していく、必要に応じて出していくというやり方でいきますと、量はどういう場合にも私どもの判断で出したり引いたりすることができるといふわけでございまして、国債等の金利がどういふふうな動いていくかわかりませんが、少なくとも長期も中期も短期も金利差というのはそんなに大きくなつていかないだろうと思つております。そういう意味でも、金利の安定、先行きの見通しというものがはつきりしてくるんじゃないかというふうな思つております。

○峰崎直樹君 これ以上議論してもあれですから、ちよつと財務大臣と金融担当大臣にお聞きしたいと思ふます。

今回の日銀の決定に対してそれぞれのよう考へておられるのか。評価ですね。それと、長期的に一体これからどんな副作用が出てくるだろうか、どんな問題が予想されるだろうか。特に、長期金利の上昇というのには私は恐らく出てくるだろうというふうな、出てこなければデフレ懸念を払拭したというふうにならないと思つていらっしゃるが、そういった点で、財政というものの対する、あるいは金融部門の抱えている例えば国債、そういったものにはどんな影響を与えるだろうか。あるいはもう物価上昇が〇%を超えない限りは実質上のゼロ金利が続くとなつた場合に、生保関係の逆ざや問題というのが長期化するおそれがあるんじゃないだろうか。

こういった点について、今回の日銀の決定に対してのお二人の評価をお聞きしたいと思ふます。○国務大臣(宮澤喜一君) 日本銀行総裁が国内及び海外の事情もお考へになりながらこのたびの措置をとられたことは、私は心から支持いたしますし、またよく決心をいただいたと思つております。

これがどういふ弊害を呼ぶかということ、正直、今の我が国経済の状況の中で将来起こるような弊害まで十分考へるだけの余裕は私はないと思ふますけれども、しかし、おっしゃる御質問の意味は十分に了解ができます。

まず、国債との関連で申しますなら、今回、十年物の国債をクーポンレート一・一で発行いたしました。一・一というのはいかにも異常なレートで、国庫としてはそれは幸せでございますけれども、そういう状況でございますから、多少長期金利の動きがありまして、これは民間資金需要からいえばそうなることがきつとよろしいのだと思いますけれども、国債との関連では私は、当面、幸か不幸かというのは妙な表現ですけども、心配することはないだろうと思っております。

しかし、民間資金需要が出てまいりますと、日本銀行総裁のお立場からはいかようにもそれに対応する武器をお持ちだと思っておりますので、その点、今余り心配をいたしておりません。

それから、先ほどのお尋ねの中に、消費者物価をゼロにすることができれば二・三にも三にもありますが、私から考えますと、消費者物価が上がるといふこと、そういうふうな上がり方をすると、物価が上れば買い控えるということが当然この世界でもございますので、〇％ができれば二にも三にもなるだろうという、そういう意味での弊害も私は実は現実のものではないように考えております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもまず第一に、金融機関に対する影響という意味では、金融機関の利ざやと申しますか、そういうものはこういう金利低下の状況の方が若干膨らむという意味では、収益面にはいい影響をもたらすというふうに思っております。それがどのくらいになるかでございますけれども、不良債権の処理に今お金が要る一方でございますので、そういう意味では、方向としてはプラスの方向の影響がもたらされると、このように思っております。

それから、事業会社のことを考えてみましても、一たん事業会社に貸し出すという融資の条件というものを考えますと、事業会社にとってはやりやすい低利の融資が行われるということであれば、

これもまた、不良債権の切り分けをして、いいところはできるだけ伸ばしていくんだという局面ではまたいい影響があるだろう、このように考えております。

ただ、今懸念の一つは、最近のようになかなかいい運用先がないということで国債の保有が行われているというときに、国債が一挙に暴落をするというふうなときになったらどう考えるかと言われれば、これは当然のことながら大変困るということでございますが、この点については今、宮澤財務大臣がおっしゃっていただいたように、そういうことに対しては日本銀行はそもそも十分注意をなさっておられるし、またそういうようなことが起こらないようにいろいろな武器を持っていられるというところでございまして、この点については、注意は私は払っておりますけれども、そういうシリアスな局面を心配することはないんじゃないか、こういうふうに考えております。

それから最後に、生保の逆ざやについては、おっしゃるとおり、生保の予定利回りとして契約上約束をしているものとの関係では大変苦しいことになることはもう必定でございますが、かねて申し上げておるように、生保の最終の事業損益というのは、そういういわゆる利差だけではなくて他の要素をひくくする状況であるということでございますので、これが余り深刻な状況になるということについては我々注意をいたさないでいいけないし、そこだけというわけではないんですけれども、生保全体の財務体質あるいは業務体質等々の問題については、この二月に金融審議会での議論が始まっておりますので、そういうことに対しては対処できる体制が早晩でき上がるだろう、このように考えている次第であります。

○峰崎直樹君 宮澤大臣、物価を二・三も三も上げることにについては国民の抵抗もあるだろうというところをおっしゃったわけですね。私も、かつて六〇年代、七〇年代もインフレで随分苦しんだ歴史を持っていますから、インフレをある意味では求めるという積極的な説に立っているわけではな

いんです。そうではなくて、マイナスからゼロに引き上げることに今、日銀が踏み込まれたということは、要するに、ゼロというものを越すところまで持っていきたいと、こうおっしゃっているわけですね。

そうすると、そのことに費やされるさまざまな努力というのは、一、二％の軽度のインフレーションというところに持つていくこともまたできるのではないかとこのことを言ったのは、実は大変巨大な不良債権を抱えて、あるいは財政を運営されるに当たっても、一定のある程度の軽微なインフレーションの方が、税収の問題であるとかさまざまな問題を考えたときに、財政再建ということではなかなかというふうに思っている一人なんです。最近つくづくそう思っているんです。

その意味で、一、二％のインフレーションというものが、確かにそのインフレによって被害を受ける人はいるかもしれないけれども、マイナスからゼロまで持つていけるんだたら、あと一、二％の軽微なインフレーションというのを目標値として掲げるということは、ゼロ以上までいくんだたらあつていいのかなと。それが当面の日本の財政や経済の根本的な解決にとって非常に大きな作用をもたらすとしたら、私はそれはあつていいと思っているんですが、そういう考え方にはお立ちになりませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) きつとそういう含みがあつての御質問だったかと思っております。ただ、今財務大臣としてそれにお答えいたしますことはいろいろ誤解を生む、ここではそういうこととがございせんが、かもしれないというおそれもございますので、お答えを控えていただきたいと思います。

おっしゃっていらつしやいますことは、あるいはそうであらうかと先ほどから考えております。○峰崎直樹君 それじゃ、財務大臣、角度を変えて。

先ほど日銀総裁が、私のところに送ってこられたペーパーとはほぼ同じことを読まれました。その中に、日銀として「内外の中央銀行の歴史に例のない低金利政策を継続し、潤沢な資金供給を行ってきた。それにもかかわらず、日本経済は持続的な成長軌道に復するに至らず」と、こういう日本経済に対する見方がございまして。

もう随分議論をしまいたしましたが、低金利政策をずっと続けてきたけれども、日本経済は持続的な成長軌道にならなかつたねと、こういう評価をされているんですが、この点は同意をなさりますか。どのようにお考えになつていますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 日銀総裁のお立場からは、私はごもつともな御感想であらうと思ひます。○峰崎直樹君 財政再建論あるいは日本経済が、小渕前総理の、一両年の間に安定的な経済に復帰させよう、こういう約束の上にスタートをしたということを私は再三にわたつて指摘をしまいたりましたから、これはまた別途いつかお話をしたいと思ひます。

金融担当大臣にお話を聞きしたいと思ひます。同じく先ほどの日銀の総裁の中で、「日本経済の持続的な成長軌道への復帰が実現されるためには、不良債権問題の解決を始め、金融システム面や経済・産業面での構造改革の進展が不可欠の条件である。」「構造改革は痛みの伴うプロセスであるが、そうした痛みを乗り越えて改革を進めない限り、生産性の向上と持続的な経済成長の確保は期し難い。」と、こう指摘をされております。そのことに対する大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私も日本銀行の考え方と軌を一にした考え方を実は持つております。需要政策あるいは需要管理の政策で日本経済のデフレバイラルをとめようという必死の努力、これはこれで私は正当な評価を受けて当然だと、このように思っておりますけれども、どうも需要の追加、需要の管理だけではなかなか今の日本経済を

成長軌道に導くことは難しいということは、今やもうほとんどコンセンサスではないか、このように考えております。

そういう考え方もございまして、自分の所掌の範囲で一体それは何かといえば、やっぱり不良債権のオフバランス化ということを通じて産業の非効率の部分を、我々は金融の面でございまして、不良債権の一番の原因であるような部門と、そうではなくて、今後ともにやっていく、また収益が上がる、成長が期待される、そういうような部門とを切り分けて、今、一たんは非効率の部分あるいは不稼働部分というものを切り捨てて、むしろ元気のいいところを伸ばしていくということを志していかなければいけない、こういうように考えたわけでありまして、そういう意味で私どもの不良債権処理もある種構造改革の一環である、こういうような位置づけをされたとしても私は一切文句を申しません。

○峰崎直樹君 前におられる二人の大臣は、私は不良債権問題にとって大変重要な時期に遭遇をされた方だと思っているんです。

宮澤総理は、一九九二年八月の自民党のあれは研修会だったでしょうか、不良債権の問題について一番早く政治家の中で指摘をされました。しかし残念ながら、あの日本経済新聞の本によれば、幾らそれを自分が早く見つけても、実は金融界の反対あるいは役所の中の反対によって、経済成長が上がる、また土地も上がる、何とかなるだろうということ、実はあれ以来、日本の経済というのは、率直に申し上げて、経済成長政策をとり、需要拡大ということを中心にして進め、大変な赤字をつくられたけれども、今日こんな状況になっているわけです。私は、日銀のこのペーパーの中の「日本経済は持続的な成長軌道に復するに至らず」というのは、そういう十年間の失われたや

はり結果だったと思っているわけです。そしてもう一人、柳澤大臣にお伺いしたいんですが、九八年に大臣に就任をされました。そして、長銀のたしか国有化などについて決断をされました。

た。そのときに、私も実は確かにそうではないかなと思うんですが、そのときに金融再生委員会、あるいは金融庁になるんでしょうか、全国一斉にある意味では検査を金融庁が入ってやられました。その検査の結果は大変ひどいものだったんじゃないか、本来であれば七兆五千億円程度のいわゆる資本注入では足りなかったんじゃないか、こういう有力な意味では説を唱えられる方がおられるわけです。

ですから、私はお二人にお聞きしたいと思うんですが、一つは、この日銀のペーパーにあるこういう指摘は、宮澤総理の場合は一九九二年の八月以来のこと、そして柳澤金融担当大臣は、あの九年十二月の一斉検査というものは、一体日本の金融機関はどんな痛みぐあいをしていったんだろうかと。BIS規制で八〇基準というものを大手行がクリアするために、全国の地銀やあるいは第二地銀も含めて全国銀行ベースでいえばどのぐらいのいわゆる公的資金が、あのときは大変なチャンスだったわけですね、九八年の金融国会で七十兆という大きな枠をつくって、いわゆる金融再生を図るためにやってきて、そのときにどのぐらいの公的資金が投入すべきだったのか。あのときの七兆五千億が余りにも過少な、軍隊用語で言えば戦力の逐次投入というんでしょうか、細々とやってしまつたために今回もまた金融危機が起きているんじゃないのか。こういう御指摘がやはりこの日銀のペーパーの中に私は入っているんじゃないかというふうに思えてならない。

お二人の大臣にそのあたりについての御感想も含めてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 以前、総理をしておりますときにこの問題を指摘したことは、もうかれこれ十年近く前になりますが、本当でございすが、なかなか理解は得られなかったということも本当であります。

しかし、そのことを今思ひますと、これはこういう言い方しかちよつとできないわけですから、御承知のようにシユンペーターが、資本主義

というものは破壊によつて新しい建設をしていくんだということがございます。そのことはお互いによく知っていることでございすけれども、現実の問題として破壊というのは相当の犠牲を伴います。したがって、それ以外に方法がないというところに至るまでなかなか、殊にこのような大きな国民経済ではみんなが決心し切れない。し切らないうちはまだ大丈夫だろうということになりまして、だんだん事態は悪くなるものであるということを実感として感じるわけでございす。

今回のことも、したがって、これからいろいろ始めなければならぬことも、よくおわかりのとおり、いろんな犠牲を伴うことにやつぱりどうしようもなると思ひます。ですから、容易なことではないわけですから。ですから、容易なことではないということはもうお互いがわかつておりますけれども、しかし、そこまで来たということは、これから新しい建設が始まる。

私は、日本人の力というのを信じておりますし、日本経済の力をいつときも疑つておりませんから、それによつて、新しい二十一世紀にまた尊敬されるような経済あるいは経済社会をつくっていくことができる。もうそれしか道はないということに來たと思つておりますから、何とか国民経済的な痛み、犠牲が、やはり経済学者のように痛みは大きいほうがいいというわけにまいりませんので、それをできるだけ小さくしながらこの道を歩いていくということしかない。それはまた日銀総裁が今回の措置をとられるときに言われたことの意味であらうというふうに思つております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今先生御指摘のように、十年三月末の決算、これを基準日にしました一斉の検査が大手行について行われたわけでございます。取つかかりは大手行、その次が地方銀行、それからまた協同組合というふうに今進んでいると、こういうことでございす。

私も、まずどういふことをしたかと今先生の御指摘を受けてちよつと思ひ出しておったんですけれども、まず第一に引き当てというものを、

当時どういふ議論があつたかといへば、強制引き当て、強制注入、これは最も厳しいというか、ある意味で権力的なやり方があつたわけではございすけれども、実際はどうなつたかといへば、その強制引き当てとか強制注入ということではない、そういうスキームであつた法律はでき上がつておるわけでございす。

私はこの運用に当たつたわけでございすけれども、私は最初に引き当てについては、強制引き当てというのではないんですけれども、資本注入行についてはこういう比率、特に破綻懸念先については七〇％をめぐにした引き当てをしてくと、こういうことをもう申し上げました。これはもう部内での大論争でございまして、引き当てというものはどこまで行つても会計基準の一つでありますから、会計基準で認められるもの以外行政がそういうことを言うというのはおかしいんじゃないかということまで言われたんですが、いや、だめだ。これは当時国会でも論議して、私説明させていただいたので議事録に残っているわけでありまして、私は、資本注入のためには、資本注入をやる銀行の場合にはこういう引き当てをしてくれというふうなことで、当時、記憶によれば五〇％ぐらいが実績の引き当て率でございまして、これを七〇％をめぐにやつてくれということにいたしました、ほぼそういうこととのラインのでき上がりとなつたということでございます。

今度は、それでは実際の投入額はどうかと申しますと、兵力の逐次投入になつたのは、まさに佐々波委員会の前例がいろいろ云々されておつたわけでございす。私はですから、相当潤沢な資金も私の運用にゆだねられたというふうなこともありまして、できるだけ多くの資金をこの際注入すべきだ、そういう考え方を当然いたしたわけでございす。しかしこれは、何といつても申請主義ということもございすし、これはいろんな形で当然将来は返してもらわなければ国民負担になつてしまふということもありま

で、返済の能力というようなことも当然考えなければなりません。

しかしそれでも、どういうことが経過であったかというところ、当時、中間決算の発表があった、あなたのところは公的資金をどのくらい申請するつもりですかというようなことを一斉に聞かれたわけでありまして、そのときに答えられたものよりかなり上回る実際の申請をいろいろ説得をしたりしまして現実に行われた、こういうことでございまして、で、上がりはどうだったかというところ、自己資本比率二一％ということでございますから、これ以上、一三にも一四にもしろということでは、国際的な有力な銀行が一％ぐらいでございますので、そういうことはやっぱりできないということでございます。私どもとしては当時のいろいろなそうした積み上げの条件とあるいは上限とかというものを考えて、我々としてはできる限りのことをさせていただいた、こういうふうに思っています。

○峰崎直樹君 もし差し支えなければ、というよりもむしろお願いしたいんですが、その一斉に検査をされたデータは、これは公開をさせていただきませんか、九八年。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 検査結果については、個別企業の信用にかかわるようなことは、これはまあできない。これはもうおわかりいただけるとおりでございますが、集計したものについては、これは既に発表しておるといふふうに理解をしております。

○峰崎直樹君 かつて「選択」という雑誌の九九年二月号に大手行については全部データが載ったことがあるんですが、あれは事実なのかということと、それは確かめたかったわけですが、そのことは恐らく確かめたもさつと、いや、これは違いますというふうにおっしゃるに違いはないと思いますが、またこれは引き続き議論させていただきたいと思っております。

もう時間も参りましたので、日銀総裁に二点お聞きしたいと思います。

一点は、今、長期国債の買いオペの問題がいろいろなされているわけですが、これも、これが、消費者物価指数がゼロを超えて、もうこれはそろそろ売りオペにしないといけないねと、逆になる。そういう機動的な基準というものが、恐らくこれは大変な難しい点じゃないだろうか。逆に言えば、激しいインフレーションが起きる、あるいはまたミニバブルが起きる可能性もあるかな。そういったことに対してどのように考えておられるのかということ。

そして最後に、森首相、あるいは経済担当のどなたでしたか、一緒に行かれましたね、日米首脳会談。これについてどのように日銀総裁としては判断されているのか、それを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○参考人(速水優君) まず第一の御質問で、長期国債の買い切りオペをいつまで続けるかという御質問だと思っております。これは新しく、今まで月四千億と決めておりましたのを、もう少しそのときそのときの情勢で金額をふやすことができるようにすると。ただし、限度は銀行券の発行残高までだということを決めたわけでございます。今後これがどうなっていくかというのは、今の段階では何とも申しかねますけれども、今度の制度は、いずれにしても消費者物価がマイナスからゼロ以上ということになるまでということでございますので、ここで私が一とか二とか上がいいんだと言ふことは、先ほども申し上げたように、むしろそういうことを言えばインフレ心理を、庶民の方々は慌てて、我々の持っている預金残高が減価するんだというふうにおとりになるに違いないと思っております。

そういうことからいっても、ゼロで、デフレでもないインフレでもない安定した物価に持っていきたいというのが私どもの今の考えでございます。それからもう一つの、日米首脳会談をどういうふうに受けとめたかということでございますが、共同声明を拝見しますと、我が国については、適

切な経済政策運営と金融システムの強化を含めた構造改革と規制緩和の推進、またアメリカについては、持続的な成長に向けた政策運営が確認されたというふうな認識している。日本の経済を再生させる上で構造改革が不可欠であるという認識が国内外で広く共有されているわけでございます。が、こうしたことが両首脳の間で再確認されたというところは、大変意義の深いことだというふうに思います。

また、米国の経済の動向は、我が国や世界経済の先行きに大きな影響を与えるものでありますだけに、米国の経済の持続的な成長に向けた適切な対応を図られることを期待している次第でございます。今回の私どもの措置も、年末以来急激に減速してきたアメリカ経済の世界経済に及ぼす影響、そして日本への影響、こういうものを考えてとった手段であるということを考えますと、この点は、はつきりアメリカにもしつかりやっております。というところをおっしゃったことはよかったです。ふいに思っております。

○峰崎直樹君 ありがとうございます。

○浜田卓二朗君 私の時間は二十分しかありませんので、簡単に答えをいただきたいと思っております。まず日銀総裁にお伺いをいたしますが、今の峰崎委員からの質問と私の質問通告はほとんどダブルになっているわけでありまして、確認的な質問になると思っておりますが、総裁は、物価下落率というんですか、物価の変動が持続的にゼロを超えるということをおっしゃったわけですが、三つの状況を申し上げて、どれが一番いいかというのにちよとお答えいただきたいんです。

物価が継続的にというか持続的にマイナス、つまり下落している状況、これが一ですね。それからもう一つは、物価の変動率がゼロであるという状況。それからもう一つは、物価の上昇率が大体ゼロから二、三％という状況。この三つの状況では、総裁がいいと思っていられるのはどの状況なんですか。

○参考人(速水優君) 日銀法の二条には、日本銀行は物価の安定を通じて経済の継続的な成長を図ることをもって理念とするということがはっきり書かれております。私どもは、常に物価は安定ということが大事なのであって、インフレでもデフレでもないようにしていきたいと思っております。

○浜田卓二朗君 まさに答えもおっしゃったんですけれども、インフレでもデフレでもない状況が望ましいということでありまして、これは一つの物価水準に対する価値判断なんです。だから、今おっしゃりにくいんですけれども、ゼロを超える状況が持続的に出ることが一つの今のこれだけの金融緩和措置をとる目標だということであるわけですから、それは、インフレでは困る、ただデフレは困るという判断は入っておりますよね。

それで私は、インフレーターゲット論というインフレという言葉が、英語の正確な意味はわかりませんけれども、余り適切じゃないんじゃないかと思っております。インフレというのは、物価上昇率がゼロからせいぜい二、三％までの段階というの、これはインフレとは言わないでしよう。

○参考人(速水優君) 二、三％の段階でも、それは物価がインフレートしたことは間違いないわけでございます。私どもとしては、今度とりまいた政策、これは極めてこれまでの政策と違った政策でございますが、こういうリザーブターゲットイングといったような、金利を使わないで量で押さえていくというやり方は、なるだけ早く物価が安定した段階で金利による金融調整に切りかえていきたい。

私が大変尊敬しているある国の長い間総裁をした人に教えられたことですけれども、金利政策というの、三％以下とか二けたの金利とかいうようなところなかなかできるものじゃない、本当に効かないんだ。そういう異常なときにはやっぱり経済自体を正常化することの方が先なんだというのを教えてくれたことがありますが、これが非常に印象的に私の頭の中にも残っていること

なんです、長い彼の経験から言っております。

そういうことは、別にこれは余談でございますけれども、私としてはやはり、望ましい物価の上昇率を具体的な数値で示すということは非常に今の段階では難しい。将来これができるとなるかもしれない。もう少し私どももインフレターゲティングのことについては勉強させていただきたいと思いますが、現状でこれを言うことは難しいと思います。

○浜田卓二郎君 何も私も数字を総裁に言ってもらおうと思つて申し上げているわけではありませんが、重ねて申し上げれば、インフレターゲットという言葉がどうも余りいい感じを与えないなと。何かもつともいい言い方はないかなというふうに思うんですが、マンデルさんというコロンビア大学の教授が最近何紙かの新聞にちよつと書いておられましたけれども、これはマンデル・フレミングモデルの、ノーベル賞受賞の経済学者ですな。

今さつき御質問申し上げましたように、どっちが望ましいか。つまり、物価が持続的に下落している状況、これも総裁の言葉を使えば、マイナスで安定している状況だつてあり得るわけですよ。それとゼロ、それから持続的にゼロから大体二、三%の水増しまで物価が安定している状況、どっちが望ましいか。望ましいのは、このフレミング教授によれば、世界的な認識として少し物価が上昇している状況の方が望ましいと。じゃ、それを目標にすればいいじゃないか。

だから、総裁、さつきの御答弁でデフレ状況を克服するまでこの金融政策を続けるということをおっしゃつて、私はそれで大いに結構だというふうに考えているわけでありまして、ゼロ金利離脱から今日に至るまでの間の日銀の金融政策を失敗の反省だという言い方がありますが、私は、そう思つておりませんで、あえてマーケットの状況、この金融政策に対する期待感がこれだけ高まった段階で決断をなさつたということは英断であるというふうに思つていて、申し上げたい

と思います。

日銀総裁、もう結構でございます。それから、柳澤大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、先ほど林委員やあるいは峰崎委員とのやりとりを聞かせていただきました。森総理が本当に何をおっしゃつたかというの、私は余りせんざくする必要はないと思つていふんです。むしろ金融担当大臣のお立場で言えば、あの森総理がよくぞ言つてくれたというふうな受けとめられたらどうなのかなと思ふんです。

つまり、不良債権の処理というのを、これがもう緊急の課題だという認識は世界にもある。日本にはもつとあるわけですから、それを総理がはしなくもというんですか、あるいはそれほどの意味合いがあるというふうな予測していらつしやなかつたかもしれないけれども、むしろそういう発言をなすつた、そう受けとめられた、そして現実

に日本のマーケットは反応したわけですよ。ですから、これは私は、柳澤大臣にとつてはいちチャンスである、むしろこの発言を奇貨として頑張るべきである。もし頑張らなかつたら今度は、もうマーケットには期待感が出たわけですね、不良債権の処理が本格的に進む、それは即、大変しんどい問題を含んでおりますけれども、長年言われ続けている構造改革が進む、そういう期待のあらわれですから、今度裏切られたらこの反動というの、はもつと大きい、そう思ふんです。

ですから私は、正確にどうおっしゃつたかということとをせんざくする必要はない、むしろそういう日本の抱えている問題の本質についてよく言及してくれたいと受けとめた方がいいと思ふんですけれども、それに対する感想といったらあれですけれども、決意を聞かせてもらいたいんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この問題について私最初にコメントを公に求められたのは、毎々言及しております記者会見でございました。水曜日になるんですか、繰り延べ閣議の後の記者会見でございました。私が何を言つたかといいますと、どう考えます

かと言いますから、若干戸惑いを感じるということとを申しました。私はことしの一月ごろからみずからの判断でそういうことを言い出したわけですが、それ、それがG7で取り上げられ、また今度日米首脳会議で取り上げられるということ、私が提起した問題というものがそんな大きな舞台で取り上げられるということにはや戸惑いを感じますと、これを率直に私、まず第一言いました。

それから第二点につきましては、これをどう考えるかということでございますが、ありがたいことだと思ひます、これでもつて、いろんな省庁に關係することが多いんですけれども、私は協力を求められやすくなつたと思ひます、このことを第二点申しました。

第三点は時期の点ですけれども、質問者が半年云々と言いましたから、それは、総理の言葉としてそう言つたということについては、あなたは誤つていますということと申し上げ、その上で私が言つたのは、私はかねてこの問題に取り組み一つの政策のまとめというものをこの年度いつばいを使つてやりたいと思つていて、したがつて私がやろうとしていることは、実行は来年度である、つまり平成十三年以降の問題である、こういうことを申しました。

したがつて、一つの形が、その結果があらわれるのは当然平成十四年三月末の決算であらうけれども、九月にも中間決算というやうなものがあるもので、この十三年以降に行われることの我々の成果というの、最初には十三年九月末、それから次には十四年三月末に、その後もそうですけれども、一つの形をとれるかどうかということになるでしょう。

今の四点を申し上げたということでございます。お察しをお願い申し上げます。○浜田卓二郎君 ちよつと不良債権の処理の中身について伺いたんですが、柳澤大臣は直接償却を盛んに言われるわけで、私もそれは基本的に賛成なんです。でも、その不良債権というのは一

体何なのかという問題があるんです。

銀行も、この会社はもうだめだと思つたいわゆる破綻している債権、あるいはもう破綻同然の実質破綻の債権、これについてはちやうちよく直接償却するわけでしょう、既に。だから、そういう意味では、償却の中心は実は、ある雑誌で読みましたら八割までが直接償却だと書いてありました。だから、直接償却すべきものは直接償却、実は一番それが得だと思つていふのは銀行でしょうから、やつていけるわけですね。

だから、この直接償却を進める進めろという意味は、いわゆるリスク債権といひますか、今まで引き当てを積んでいふやつを、引き当てを積むのはだめだよ、もう償却しちゃいなさい、あるいは債権放棄ということで整理しなさいといふことをおっしゃつていけるわけですね。だとすれば、それは資産査定といふか、そのの見直しをやれといふことですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 不良債権といふものは何かといふことですが、これは今二つのデイメンションで検査をして不良債権を認定しているわけです。一つは先でございす。その債務者がどういふ状況にあるかといふこととございす。それから、不良債権といふ言葉にまさにあらわれていふんですけれども、債権ですね。今度は、銀行が持つ破綻懸念先のような債権でも完全に、例えば預金担保が入つていふやうなもの、これはもう分類債権ではありません。分類する必要はありません、担保を押さえていけるわけですから。あるいは国債を担保に入れている。ですから、破綻懸念先のような先であつても、それに対する債権が全部不良債権といふことではないわけでございます。

我々、ですから、そういういろんな実態を考えまして、何も今ここで資産の査定の方針を変えとかんとかといふやうなことは全くないのでございまして、それは整々として会計基準に基づいて行われればよろしいといふことを考えているわけですね。

それでは、今度我々が進めようとするオフバランス化というものをどの範囲で行うかということ、あるいはどういう状態になっているものに対して行うべきだというふうに進めるかというようなことが問題なんですけれども、それを今現在我々は検討している、こういう段階でございます。○浜田卓二郎君 いや、もっと大胆におっしゃっていると思うんですけども。私は何もやめると申し上げているわけじゃなくて、もっと厳格にやれということをお願いしたいわけですよ。つまり、これが本当の不良債権だと判断すれば、銀行は何も柳澤さんに言われるまでもなく直接償却するんですよ。問題は資産査定なんであって、この会社はまだ生かしておきたい、キャッシュフローはまだ入ってくる、そういう可能性のあるところは残してそして引き当てをしてきたわけですよ。だから、それが甘いと言っているんですよ、実は。

実は私は、資本注入のときも、さつきちよつとお触れになりましたけれども、強制注入をしなさいと。七十兆準備したんですから、七十兆使い切るのが金融担当大臣の責任だということも申し上げた経緯があります。だけれどもそうならなかった。非常に甘い査定で、十分な法律の趣旨に基づく注入ができなかったというふうに、法律をそういうふうにつくったからしょうがないんですけれども、つくる前からの話でいえば私はそう思っているわけですよ。

問題は、なぜよくならないか。それは銀行の経営判断もありますよ、だけれども、やっぱり引きずっているんですね。だから、査定をもっと厳格にさせる、そしておっしゃるよう直接償却をしてすっきりしなさいと。すっきりする過程で大変しんどい問題が起きるのは事実ですけども、それをちゅうちょしておたら今までと変わらませんよ。そこはちよつと後の質問とまた違ってくるのかも知れませんが、私は実はそう思っているわけでありまして、柳澤さんには今追い風が吹き始めたんだから、しっかりとやってほしいと

いうことなんです。

今、私は総理大臣をだれになつてほしいかといえば、柳澤さんになつてほしいですよ。なぜならば、マーケットというのは反応するんですよ。今、財政当局、経済当局に一番足らないところは、この前も責任論という生意気なことを申し上げましたけれども、マーケットが反応しなくなっている。決断がないからですよ。問題の本質というのはみんなわかつているんですよ。こんなところで議論しなくなつてお互いにみんなわかつている。わかつていられるけれども、これはこういう難しい理由がある、こういう事情がある、だからやらないんですよ。やらなから来ちゃった。

生意気なことをもう一つ申し上げれば、宮澤総理のときに、不良債権処理を私は具体的な数字も含めて御提案申し上げました。その後落選しちゃったものですから、それを追及していくというか、フォローしていく場がありませんでした。今でも残念だと思っているんですよ。やっぱり早く手を打てば安く済みますよ。

企業にとつても、やっぱりいつまでも引きずるよりも、どこかで見切りをつける、難しい作業ですけども、それをお互いに覚悟してやるというのが今の状況であつて、私は、柳澤さんが、ブツシュさんに言われる前から直接償却、本当の不良債権処理をやるうとおっしゃって再登場されたことを歓迎しているんですよ、頑張つていただきたい。

一言決意を聞いて、質問を終わります。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今日の事態を迎えますと、資産査定が甘いのではないかとかいうようなことを言われる、そのせりも免れないのかなというふうに私自身は思っておりますけれども、検査をやる検査官というものがかなり充実していただいておりますし、それからまた検査マニュアルというふうなもの、一部には厳し過ぎるのかとかというふうなことを言われつつも、これもグローバルスタンダードにできるだけ合わせる形で制定をしたと。

そして、私ども今部内にたまたまこの監督と検査が、さらに企画立案と検査が同じ庁になつてしまったわけでございますけれども、私の指導は、検査はこういう組織の中にあつてもできるだけ独立すべきであるということ、私、各局長とはほとんど日を置いて会つておりますけれども、検査局長だけは一月一回会う程度というふうなことで、できるだけ彼らの独立性を重んじ、客観的な検査の遂行を暗黙のうちに奨励しているというふうなことでございまして、もちろん、なお改善すべき点は諸先生の目から見れば多々あるかと思ひますけれども、私どもは私どもなりにそうした努力を積み重ねさせていただいておるということでございます。

先ほども申したように、今度いろいろ大きな舞台でこの問題が取り上げられたということはありがたいと思ひますし、また私の責任も重大であると考えております、先生の今のいろんな御忠告も胸に畳んで頑張つていきたい、このように思ひます。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

私も財政再建の問題について伺いたいと思うんですが、先ほど林委員の質問の中でマクロモデルとシミュレーションの話がありました。幾つかのマクロモデルがつくられるだろう、私もそうなるんだらうと思うんですよ。

ただ、二月二十日の衆議院における論議をちよつと見させていただいたんですけれども、そこで宮澤大臣が、「シミュレーションをやつてまいりますと、恐らく、給付は下げなければならぬ、負担は上げなければならぬ」ということについて私にはならざるを得ないと思ひます。」という答弁をしておられるんですよ。やる前から必ず給付は下げなければならぬ、負担はふやさないかぬと、何でそういうことになるのか。財政構造を抜本的に転換するという方向で私たちは歳出の削減ということが非常に重要だということをして訴えてきたわけなんですけれども、もちろん、歳出歳入全般にわたつてのマクロモデルとい

うことをおっしゃつていますから、ないはずはないんですけども、しかしそのつくり方によつては、必ず給付を下げなければならぬ、負担を上げなければならぬということは言い切れないんじゃないかなというふうに思ひます。

昨日も私、予算委員会でも質問させていただいたんですけども、昨年から制度変更で、社会保障関係の制度変更による負担増というのは二兆数千億になるんですね。そういうところで高年齢者の方々には負担が増になつてかかってくるというところへ、半年後にマクロモデルができたなら、さらに給付は下がるぞ、負担はふえるぞということを感じさせたいというふうなことになるのであれば、ますます消費者の財布のひもは締まっていかなるを得ないと思うんですよ。これじゃお先真っ暗だということになつてしまふわけで、これじゃやつぱりまずいんじゃないかと。やはりきちんとした、何といひますか、今すぐにでも財政再建の方向へ着手するんだというふうなことを示すことが非常に大事になつていふんじゃないかなというふうに私は思ひます。

財政演説では、宮澤大臣は「我が国経済を自律的回復軌道に乗せることが重要であります、同時に、我が国経済社会の抱える構造的諸課題に対処していくことが求められております。」というふうに言つておられるわけです。私これは、今までの景気最優先、二兎を追うものは一兎をも得ずということではなしに、もう今や二兎を追わなければならないというところに来ていふということをおっしゃつたんじゃないかと。そういうふうに理解しておつたんですけれども、そうではないんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど林委員にもお答えを申し上げましたが、この平成十三年度予算では、ともかく国債発行額をわずかでも減らそうといたつたような考え方の中に、財政再建というものはやはりございまして、そういう気持ちでにじませておりますので、池田委員がそういうふうにお考えになられることも、私は別に間違いだと思ひ

上げません。

それで、せんだって予算委員会で、シミュレーションをしますと、恐らく負担の方がふえる、給付の方が減るという方向云々と。これは申し上げなくてもよかったことなかもれません。しかし、ごくごく当たり前の話は、もしシミュレーションをやってみて、給付がもっとふやせる、負担はもっと減らせるというんだったら財政再建という問題はないわけですから、やっぱり方向としてはどうもそういうことは覚悟しなきゃならないだろうなというのを思っ上げて申し上げたわけでございます。

○池田幹幸君 そのことをちょっとときは論議したいと思うんです。

それにしても、今そんな、かなり一般的な形で言えるといった、そういう情勢下にあるわけじゃないと思うんですよ。

といいますのは、宮澤大臣自身、今の六百六十兆円という国、地方合わせての財政危機、これについて、我が国財政は非常なや破局に近い状態というふうに発言されました。私は名言だと思ふんですけれども、翌日これを訂正されました。翌日訂正されて用語が不適切だったというふうにおっしゃったんですけれども、この破局に近い状態という用語が不適切であるというなら、どういう用語が今適切なんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは実は予算委員会御質問がありまして、私が日本の財政の現状についてお答えをしておいたわけでございます。

おっしゃる理屈ももっともだし、私もそう思いますと、現状認識は一致しておりましたし、聞いていらつしやる皆さんもたくさんいらしたわけなんです。が、たまたま私が後で外へ出てみたら、ニュースサービスが、このごろはワイヤーサービスがたくさんいまして、あつという間に廊下へ出て打つわけでございますが、その部分だけを取り上げて何か日本の財政が大変なことになったというところが起こったものですか、ああ、これはじゃ取り消しておかないといかぬなと、こういうこと

でございます。

もつとちゃんとした言葉に翻訳すりゃいいとか何とかいうことも言つたらあるのかもしれないけれども、ごくごく普通にしていた会話の中から一部だけ取り上げて、その部分で一行だけ打つというのはいくらもかなわぬな、これは取り消しておいた方がいいなと、こういうことでございませう。

○池田幹幸君 どういう用語かということについてのお答えはなかったんですけれども、しかし、どんな言葉を使おうが、財政が危機的状態にあるということは変わらないわけであつて、今の状態、これは政策転換をしない限り借金はいくらもつたというところは、昨年論議させていたんだし、財政の中期展望、これではもう政策変更しなければ取り返しのつかないことになるというのははつきり見えているわけですよ。

結局、私も尋ねたいのは、今までともかく、景気をよくしなければ財政再建にはかれない、つまり財政赤字の削減そのものが景気にはマイナスに作用する、そういうお考えのもとに政策を続けてこられたというふうにお考えですか、しかし今、ヨーロッパの経験から考えますと、こういう考え方はもう否定されるべきじゃないかというふうにお考えなんです、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 否定されるべきものは財政赤字ですか。

○池田幹幸君 財政赤字を削減するということは、景気にマイナスに作用すると。だから、ともかくまず景気が先だという考え方。

○国務大臣(宮澤喜一君) 失礼しました。そういう論理でその結論をしたのではなくて、財政再建を考えますと、やはり一番基本になるのは自主財源でございますので、税収というものの見当がつかまないと、いわゆる基本的な出が全くわからないのでは再建の立てようがない。そこで、一定の税収を期待できるということは、一定の成長を期待できるということであると。それも、ややつとときだけでなく、サイクルとして、そういうふうな思つて申しましたことでございます。

ます。

○池田幹幸君 わかりました。

そうであるならば、今ヨーロッパの方での考え方、これについてひとつ私紹介したいと思うんですが、資料として今お配りいただいた、富田俊基さんという人の「国債累積のつけを誰が払うのか」という本の中で書かれておることをちょっと孫引きさせていたただいたんですが、財政赤字も債務残高もEU諸国の中では最悪であつたイタリアについて、九五年当時、IMF欧州局長だったルッソーという方がこう言っているというんですね。イタリアは幸運にも数少ない政府債務残高のGDP比率が非常に高い国である、したがって、赤字削減は経済に不況をもたらすのではなく好況をもたらすのであると、皮肉な言い方ですけども、そういうことを言われた。

そうしますと、今の日本を考えると、イタリアよりもつとある意味では幸運な国になつておるんじゃないかと。財政赤字の削減をやれば景気は大いにプラスになる、そういう状況に今の日本はあるんだと思うんですね。

まさにこういふヨーロッパの経験というのを今学ばなきゃいけないんじゃないかというふうにお考えなんです、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ECのいわゆるマーストリヒト条約をイタリアがああいう形で満了したというところは、私は実に意外でもあるし大した努力でもあつたと思つていて、いまだにそれが何であつたかを十分に知らないままではおるわけなんです、いかがでしょうか。

わゆる政府の管理していた経済というものがほかの国よりはるかに小さくて、それ以外の部分に経済活動が非常に大きかつた、あるいはプライベートでできる財産があつた、何かそういう要素がきつとあつたのかもしれない。一遍私も知りたいと思つておりました、しかし、おっしゃいますように、ああいうことができたということはやつぱり私は大したことだと考えておりますので、これはもう勉強しなきゃならぬことだとは思つております。

思つております。

○池田幹幸君 今イタリアについて言われたわけですが、確かにイタリアについては、今おっしゃつたのはアングラ経済が大きかつたんじゃないかというお話のようですが、確かにそういう面もあつたようなんです。しかし、やつぱり基本はそうじゃないと、紹介された本を読みますと大体出ております。確かにそのやり方は、税収中心に置いたり、それから歳出削減を中心に置いたりということとさまざまやつておられるんです、EU諸国はですね。

同じ本で、OECD二十カ国を対象とした実証研究が紹介されているんですけども、その中で、財政赤字の顕著な削減に成功した緊縮政策は、成功しなかつた場合と比べ、歳出削減の規模が大きく増税の規模が小さいということが、大体二十カ国についてやつたところがあらわれておるということが紹介されております。

そこで私、ドイツ、フランス、イタリア、イギリスについて、この富田さんのところからちよつといろいろ引つ張り出させていた。これがその資料2なんですけれども、それを見ながらちよつと考えていきたいと思うんですが、要するに富田氏の研究によりますと、増税に依存した財政再建と言われておりますフランス、その場合も含めまして、赤字削減の柱は歳出削減になつております。その歳出の中身を見ますと、公共事業と軍事費の削減が中心になつておるんですけども、やつぱり社会保障関係の移転支出もそれはそれなりに減らすとかいうふうなことをやつております。しかし、このグラフを見ていただいたらわかりますように、何といひましても政府投資、この政府投資というのは純投資支出のことを意味しているようなんですけれども、政府投資と訳しておられるんですが、これが非常に大きな削減率になつておるんです。

ただ、GDPに占める数は、ヨーロッパの国々の場合は政府消費よりもはるかに小さいんですね、公共事業の方が。それでもその公共事業を大

幅に減らしている。どの国を見ましても、それが一番大きな寄与率といえますが寄与度といえますが、それが大きくなっているんです。ここをやっぱり私は着目しなければいかならうなというふうに思っています。

そこで、日本の場合を比べていきたいなというふうにも思っていますけれども、日本の場合はヨーロッパ諸国に比べてはるかに公共事業がGDPに占める比率は大きいんですね。これはよく言われてきていることです。ただ、この表はよく使えます一般政府固定資本形成にE.U.の数字が出ておいて、なかなか比べにくいものですが、このE.U.の数字にそろえた数字を国会図書館の方の考査局に御協力いただいてつくってみたいんです。それが資料一の数字なんです。

それとあわせて考えますと、ヨーロッパの場合、低い純資本支出を五年間ぐらいで四分の一から半分には減らすというふうなことがずっとやられてきております。日本もこれで見ますと七・八から六・七ということでGDP比下がっているじゃないかと思われるかも知れませんが、これは御承知のとおり地価の値下がりです。これは一般政府固定資本形成ではなしにE.U.の基準に合わせたものですから、私はこれに、固定資本形成にプラス土地購入費、これに乗ったものにしました。そうしますと、ヨーロッパ諸国と比べてまだカウソトの額は少なくあらわれるわけですから、比較としては別に悪いことではないと思うんですけれども、それでやると、ここにあらわしたような数字になっている。

つまり、九七年で見まして日本はまだ公共事業の比率がGDPの六・七%もあるわけですね。これでいくと相当、ヨーロッパ諸国に比べても公共事業削減にウェイトを置いた財政再建策というのが日本では可能になるということであらわしているんじゃないかなと思うんですけれども、この数字をごらんになって、宮澤大臣、どのようにお考えでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 最後におっしゃいます

たことは、公共事業を削減することによって財政再建が可能になるはずだと、こうおっしゃったんでしょうか。

○池田幹幸君 それだけとは言いませんけれども、それを柱にすべきだということです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 途中の推論はよくわかっていて、結論が私どもが思っているのと違うことになる場合が多いものですから。

それで、今九兆二千億円というものを公共事業に三年間続けて充てておられる、この公共事業が我が国の場合不評であるのはなぜなんだろうかと私は本当に考えてみています。旧態依然たることではないようなこと、それも一生懸命改めようとしておりますが、我が国がいわゆる近代国家として登場した百何十年前のときに、彼らヨーロッパの国々が持っていたインフラストラクチャーというものと、我々が持っていたものとがやはりかなり違っておいて、そこをキャッチアップする途中に戦争があったりした。戦災もございました。ということから、十分キャッチアップができていない。下水道の話ばかりしてもいいけれども、下水道の話ばかりしてもいいけれども、馬車の通る道になって自動車を通る道になりやすかったわけですが、我が国は馬車の段階がございまして、それから、といったようなこともきつとあるに違いない。

公共事業がむだ金として使われているという認識がどうも私に十分でないんです。それは、いわゆるボークバレルと言われるように、代議士が郷里に何か持って帰るとか、あるいは土建業がそれでいろいろ大きな利益を上げるとか、そういう部分は確かに反省すべき点があるんでしようけれども、具体的に地方の公共団体が実際に公共事業投資を非常に希望している、そういうことは事実だと私は思うのでございます。そういうことは事実ですから、公共投資をするのが景気回復の一つの方法である、あるいは雇用を維持する一つの方法であるということが、私はどうもこれほど批判を受けることが実は十分に納得できないでいる。反

省すべきところは反省いたしますけれども、そういう気持ちを持っておりますんですが、いかがでしょう。

○池田幹幸君 社会資本整備の今の話、私は確かに非常に大事な点だと思っております。ヨーロッパ諸国では日本よりもはるかに早くからそれができてきたんだ、日本はおくれているんだという話、それは私、必ずしも全部言えないと思うんですけれども、ある面ではそれはあると思うんです。

しかし、今紹介した財政収支を見ますと、ヨーロッパ諸国で公共事業を大幅に減らしています。日本よりはるかに額は少ないけれども減らす率はすごいんです、二五から五〇パーとなっていて、先ほど大臣おっしゃったように社会資本は相当整備されておいて、新たな投資よりもむしろメンテナンスといえますか、そういうところの方が多いいです。そういうところであるにもかかわらず減らしているんです。もしそういうところを減らしますと、そういうままでも減らせないと。これは減らしたかしらぬけれども、来年は何かやらなければ、あやさなければひどいことになるぞとだれでも国民はわかるわけですから、なかなかそういうところを減らしにくいんですよ。

そういうところでも減らしていつてこれだけ削っている。日本の場合には、六・七%、この中心が新規公共事業が多いわけですよ、メンテナンスよりも。ですから、新規公共事業、これは我々の言うむだなダムとか飛行場、こういうことを減らしていくということによってかなり可能なかわけですから、そういう点では、そういう社会資本の特徴に着目してみても、日本の場合にはずっとやりやすい状況にあるというふうに私は思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今、飛行場というお話がありまして、あるいは時々新幹線ということも言われることがございますけれども、我が国の場合、地方の人たちが自分たちの飛行場が欲しい、あるいは自分たちの新幹線が欲しいということ

は、私は実に無理からぬことであるというふうに基本的には考えまして、みすみすむだをするという話なら別でございますけれども、やはり政府の役割というのは、そういう国民の持っているインフラストラクチャーに対する要望を満足させるということが私は政府の一つの大事な仕事だというふうに考えます。

中央経済的に言えば、そのような飛行場、新幹線は別かもしれませんが、はどんなものだろうということは何度でも議論になりますけれども、しかしやはり地方のそういう声というのは非常に強いし、国としてできるだけのことはする方が本当ではないかという気持ちがございます。国民経済的に見て不経済ということはあるいは言えるのかもしれませんが、しかし、市場経済を徹底させますと、やっぱりペイしないものは、あるものは政府がしなければならぬことなのではないかという思いが私はしておりますけれども。

○池田幹幸君 どうも公共事業全般に私たちが否定しているようにちよつと聞かえただけですけれども、決してそんなことではないんですよ。ダムのことだつて今全国で問題になっています。飛行場といつてもすべての飛行場じゃないに、例えば今関空とか中部国際空港の見直しを見ますと、これ以上滑走路をふやしても赤字になるんだと、関空の場合には明らかにそういうことが出てくるわけですよ。今でも赤字なのにさらに赤字がどんどん積み重なるといったようなことが出てくる中で、これは当然見直すべきだろうと私たちは考えます。そういうものを全国的に大きく見直す必要があると。

さっき言いましたのは、GDP比、ほかの国はもう減らして、イギリスでは一・四%、ドイツでも二・七パーです。日本は六・七%ですからね。幾ら日本はヨーロッパ諸国と比べて社会資本整備がおくれているとおっしゃっても、余りにも違い過ぎる。何もここまで公共事業つぎ込むことないじゃないかと。少なくともほかの国が五年間で半分ぐらい減らしたわけですから、もしこれが日本

においてできれば非常に大きな効果が私はあると思うんです。額的に見ましても、例えばイギリスなんかは五割ぐらい減らしたわけですから、五年間で五割というのはなかなか大変ですが、二五%にしたとしても、九七年に比しますと大体八・五兆円削減できるし、五〇%だと十七兆円になるわけです、五年間でですけれどもね。こういう方向はぜひ私は追求すべきだと思うんです。

これは一度私紹介したこともあるんですけども、OECDのエコノミック・サーベイ、九九年十二月に出ているんですけども、ここでは日本の公共事業についてやり玉に挙げられているんですね。

要するに、望みのある方法として公共投資の削減を挙げて、ここでは、GDPに対する公共投資の比率をフランスやイギリス並みの水準にすれば、つまり約三%に引き下げることなんですけれども、そうしますとGDP比五%引き下げることができると。五%というのはどういう数字をとっているのかわかりませんが、公共事業のGDP比を八%にしているようなんですけれども、これはよくわかりませんが、これを見ましても、方向として、日本の場合には当然そういう方向をとるべきだというふうにOECDでも忠告しているとは私はとるべきだろうと思うんです。

これは、先ほどから公共事業の必要性とおっしゃるわけですが、諸外国でも公共事業削減が一番柱になって財政再建に成功しているわけですから、こういう方向に踏み出すという方向を出すだけでも景気に対してもプラスになると私は考えるんですが、再度お考えをお聞きしたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは私どもの党内でも、マンネリズムでやってきて、着工もできないでいるような公共事業といったものは問題だということ、昨年、随分党内で見直しをいたしました。そして、二百七十からその数のものも予定から落しましたし、工事をするはずだったものもとめましたり、いろいろなことをしておりますから、おっしゃいますように、確かにそういうふう

なところが私はあるのだと思います。私どももそれに気がついて一生懸命やろうとしておるということは、私は決して、おっしゃることはすべて間違いだということをおっしゃっているんじゃないやありません。

それでもう一つ聞いていただきたいのは、いわゆる旧態依然たるものやっているから、こつちからこつちへひとつ振りかえてみるというお声は非常に長くあつて、この十三年度予算編成でも随分それをいたしました。一般公共事業の中でそのトータルが一十億ちよつとでございます。それができました、その成果が、一十億といえます、しかし、全体の公共事業が九兆でございますから、一・何%でございます。これだけやつて一・何%ということはどういうことなんでしょうかと。

いろいろ聞いてみますと、公共事業は毎年毎年連続して継続してやっておりますから、そういう部分が九兆のかなり大きなところを占めておつて、いわゆる新規とか何とかいうものは本当に小さい部分で、その中の移しかえがあるということが、九兆からいへばほとんど一%とか何%とかいうことになるという説明を聞いております、私も十分納得ができませんところも実はあります。

ですから、なおこの努力は続けていかなきゃなりませんが、確かに大抵の公共事業というものは、一遍限りのものというのではなくて、継続して行われておる、そういう部分を簡単に減らすわけにはいかないと。そういう部分があるんだと思うんです、そういうものも含めまして検討することが入り用になるかもしれない。私自身もおっしゃることについていろいろ共感したい部分がございますので、もつと努力をいたします。

○池田幹幸君 先ほど言いましたヨーロッパ諸国のメンテナンズの部分と大臣の今おっしゃった継続の部分なんですけれども、日本の場合の継続は、メンテナンズじゃなしに、さらにふやしていく形、最初の計画よりもどんどん積み上げていくんです。こういう形については、今おっしゃった

ので、見直しの対象ということも考えておられるというふうに理解していきなというふうに思っています。

時間がもうほとんどなくなりましたので、あと歳入の方もやりたかつたんですけれども、私が一番中心にしております消費税の減税問題を取り上げたかつたんですけれども、そこまでは到底行きません。

最後に、公共事業の削減の効用についてもう一点だけ指摘しておきたいと思うんですけれども、これは何も私が言ったことじゃなしに、九九年のミニ経済白書で言われていることですから、公共事業が財政赤字の最大の原因になっている、累積債務増大の最大の要因になっているというところが書いてありました。ここでの表現は、「九一年度から九六年度の間に、構造的財政収支は六・九%も赤字が拡大しており、一般政府の財政赤字の拡大の大半を占めている」、約九割を占めているというふうに書いてありました。

つまり、今、本当に景気をよくするというためにも公共事業の削減、これが将来にわたつてということではなしに、具体的に実績で出る方向というのを出さないといかぬと思うんです。二百七十二事業についての見直しもおっしゃいましたけれども、全然動いていないところとか額の少ないところとかで、結局はトータル額は減らずに九兆五千億の公共事業予算が組まれて、おまけに三千億の予備までくつつけておられるという状況ですから、これではやっぱり具体的なあらわれになつていない。

このミニ経済白書で指摘したような方向の累積債務の赤字削減にも貢献し、景気回復にも貢献できるという形での、具体的な額にあらわれた削減というのを今求めているんだということを再度申し上げ、できればもう一度お答えいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) このことは池田委員がしよつちゅうおっしゃいますので、私も反発する気持ちがあるわけではありませんが、一部にそ

ういう強い議論がある、マスメディアにはなかなか強い。しかしそれは、我々こういう仕事をしております者が地方から受け取ってくる話とは随分違う。そこが、ただ汚職があるとか土建屋がいかにぬとかということとは多分違うので、私どもだってそういうことの弊害はわかりますから、そこが何なんだろうとかいうことは、しよつちゅうおっしゃいますので私もかなり意識しております、もつと勉強させていただきます。

○池田幹幸君 終わります。

○大淵綱子君 宮澤財務大臣にまずお尋ねをしたいと思ひます。

今回の日米首脳会議の結果についてどのようにお考えになるかということなんですけれども、私は、今、日本は大変景気低迷を続けてきて、ようやく回復の兆しが見えてきたこの時期、あるいはアメリカは好調景気が続いてきて減速に向かつていくというこの時期なんですけれども、この時期に行われる首脳会議ですから、本来ならば、日本を代表して行かれる総理には、堂々と世界第一の債権国として、みずからの景気回復は、不良債権処理あるいは財政構造改革をきちんとやりながら日本はしっかりと経済発展に向かうということをおアメリカに示しながら、だからこそアメリカは、みずからの景気が今減速している状況を、さらに加速させて日本にまでその累が及ぶことのないようにしっかりと自力で回復しなさいということを言うための首脳会議であつたと思うのですけれども、主導権はブッシュさんにとられてしまつて、これはあくまでも新聞報道の中ですけれども、ブッシュさん主導のもとで、日本に対してさらなる注文をつけられるというような結果に終わつてしまつたのではないかと。非常に残念。だから、死に体の総理は行くべきでないというのが我が党の主張だつたわけなんです。

この結果について、宮澤さんはどのように感じておられますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は、自分の経験から申し上げるしかないわけですが、ああいう

首脳会議でどっちが主導をとったとか、こう言われてどうかということ、私の経験では起こったことはありませんし、このたびも私はそういうことではないだろうと。恐らく、マスメディアの報道のスタイルがありまして、そうするとああいうことになるのだらうと。ですから、読むときに何割ぐらいいよつと屈折して読んだらいいかという読み方があるというぐらゐに私は実は思っています、そういうことで展開しているのではないと私は思います。

○大淵綱子君 それでは、円安を推進させて輸出拡大による景気回復を図ることはだめよと言われたことに対してはどう答えますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) よく読んでみますと、こういうことを言っているわけですね。こういうときにどの国でも、殊に日本はそうすけれども、輸出でもって稼ごうというのをやるので、過去に迷惑したことがあるとは言いませんけれども、あるんだねと。ですから、そうかと思つていたら、債権の処理とか財政再建とか、そういうリストラクチャリングでやってくれるというのを聞いたので、よろしく頼みますと、文脈はそういうふうになっているわけですね。

ですから、確かに大淵委員のおっしゃられますように、輸出でどんとんはないでしょうねと。そういう部分があるんですけれども、主たる部分は債権の処理であるとか財政再建であるとかに力を入れてくれるそうで、自分は非常にそこは、ありがたいと言いませんでしたが、安心をしたと、そういうふうな表現になっています。

それで、おっしゃるように、これもジャーナリストに言え、日本はこれからうんと円を安くしてうんと輸出をやつて、それで稼ごうというパターンを考へるようなエコノミストはいますけれども、我々はそんなことをする気は全然ありませんし、そんなことをちよつとしたって今の日本の状況がそうよくなるわけでもありませんで、原則はやっぱり、先ほどからここで債権の処理とか財政再建の議論になって、それが本筋だということ

とはお互いに知っていることで、森さんもそれを言われて初めてわかつたわけではないので、ただ、多分ブッシュさんが言いたかつたのは、どんな輸出攻勢ではないかと思ひますところ、それは言いたかつたのだらうと思ひますけれども、しかし、それが本筋じゃないことはお互いもうよく承知していることです。

○大淵綱子君 金融の健全化を図ると同時に、私は、日本は輸出でこの経済繁栄を築いてきたというふうに思ひますので、よその国よりもよい技術で、そしてよい商品を安く売れる体制をつくつていかなければ産業の復興というのはいないというふうに思ひます。ですから、不良債権処理や財政健全化とともに、やはりまた輸出を伸ばすというところ、アメリカはそう輸出攻勢をかけてはだめというふうなことを言つて、この十年間、いわゆるブラザ合意以後、クリントン政権になつてからもそうすけれども、アメリカの進言というのはいつも、自分の国、アメリカがどうなるかというのをきちつと目標に置きながら日本に対して注文をし続けてきたという構図があるんですよね。ですからこそ、世界一の債権国でありながら今日のような金融状況に陥つてしまつていゝわけでしょう。このところがしつかりとわかつて、政府は、アメリカに物を言う体質というのは必要じゃないでしょうか。そこはどうお考えでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただ、我が国がこれだけ大きな経常黒字を重ねておることはよく御存じでございますから、それをもちつとふやそうというふうなことは、我が国もそれはやっぱり世界の中でぐあいが悪い、アメリカにしてみれば、日本、中国、このごろは中国が多いときもありますが、そういう赤字をしようされていゝということとはそのとおりで、あれだけ大きな、三千億ドル以上のあの毎年の赤字では大変だと私も思ひます。ですから、それは至つて当たり前なんだろうと思ひます。我々もまたそんなことでここを逃

げられるものでもない、そんなぐらゐのことでこの難しい経済をやれるんじゃないから、それはまあ大統領のおっしゃるのはいゝ。

それよりも、一言申し上げたいのは、いつももうやつてアメリカにやられていゝんじゃないかというところ、私は、日本にとつて一番大事なのは日本の利益であるし、アメリカにとつて一番大事なのはアメリカの利益だと思ひます。そのことは何も言へることはない、そのことについて、ただ、お互いがその利益を共通にしているというところが大事なのであつて、日本にとつて日本が一番大事、アメリカにとつてアメリカが一番大事、そんなことは私は当たり前のことだと思ひます。

ろいろに反省すべきことがあるとは思ひます。どうもそれをみんな貯金しちゃつて、またこんな利子が減つて、それが非常に大きなものを持つていて、それでこういう経済になつちやつていゝのは何か間違つていゝのかということ、私は十分議論されるべき問題だと思ひます。

○大淵綱子君 何か間違つていゝのではなく、政治が間違つていゝというふうには思つておりまして、これは本当に真剣に考へていたでいて、日本の利益というものがどういゝうにこれから保たれていくのか、あるいは国民に還元がされていくのかというのを財務大臣として本心に考へていただきたい。アメリカはそこはしつかりしてゐるんですよ。たとゐ日本を犠牲にしても、自分の国の利益をどう守るかということとはもう徹底して研究されて、行われていゝというふうには思ひます。そういう政治が日本にも今一番求められる時期が来ているというのを申し上げておきたいというふうには思ひます。

時間がなくなつてきまして、予告をしました質問が全然できませんが、株式の買上げ機構について宮澤大臣と柳澤大臣がそれぞれお話をしているわけすけれども、私がお二人のコメントをテレビ等を通じてすけれどもお聞きしますと、少しニュアンスが違ふような感じに受けとめられたわけすけれども、もう一度この場所、宮澤大臣の株式買上げ機構の公的資金注入に対する考え方、そして柳澤大臣の考え方、お二人の考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) もしそれが金利を稼いでおりませんでしたら文句を申します。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは私が先に申し上げた方がよろしいと思ひますので、私から申し上げます。

○大淵綱子君 黒字国で、金利を稼いでいて、なおかつ今日のこの金融状態を招いたのは、それでは政治の責任というのを認めないですか。

三月九日に与党三党と政府との緊急対策会議を立ち上げましたときに与党がつくりました案の中に、銀行の持つ株式の財務内容に及ぼす悪影響、株式の持ち合い等々のことが書かれておりました。この話の中で、もし何かそういう仕組みをつくつて銀行がそこに金を出すとすれば、それは将

来損失が生ずるかもしれないから、銀行としては引き当ておかねばならない、それは非常な負担である、そういう考え方が銀行側の一部にあるということを柳澤大臣が御紹介になつてしまつて、私はそれはそうかもしれない。しかし、もし銀行がそういう懸念を持つのなら、今株価というのはほとんど底、九日でございますが、ですから、それは将来いつの日か万一損失が生じたときは財政が何かの負担をしてもいいんじゃないのというのが、正直申しまして、もうあれだけ下がった株式でございますからということもございませうけれども、そういうことを私は一般論として一言だけ申しました。

どういふスキームができるかわかりませんが、何をどうするということもわからないままに、これだけの大きなピンチであるから財政も財政の役割はいたしますよ、どなたの株でもみんな納税者で買つてあげましょうなんというところは、到底私に言えと言つても申しません。そんなことはもとより申さなかつたのですが、財政の役割があれば必ず果たしますということは私申したんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私もその本部の会合に出席をいたしております、今、宮澤大臣のおっしゃられたお言葉をいただいたわけでございませうけれども、その前提は、ここに党側の文書が出されていゝるわけでございませうけれども、民間ファンによる株式買い上げ機構の創設ということになつていゝるわけでございませう。したがつて、あくまでもイニシアチブも民間側であるし、その資金も民間側であるということなんでございませうが、通常で申したら、民間側から何か要望があつたことを党が採用してこれを掲げるということが一番あり得ることなんでございませうけれども、このケースだけは、民間のことに言及しながら、民間からの要望を受けたものでも何でもないのでございませう。

そこで、私どもは、民間のことが書かれていゝるので、あなた方はどう考えているんですかということを一、三、あらかじめこの会議がある前に聞

きました。まだ本当の業界としてまとまつた意見というわけには急なものですからできなかったんですけれども、とりあへず聞いておかないと、何とも会議に出席する立場として無責任過ぎるというふうな思いで聞いたわけでございませうが、そこには幾つかの問題があつた。

その問題の中で、それを長々とすべて披露するわけにもいかないと思つて、一番わかりのいいところかと思ひまして御紹介しましたら、今のようになちよつといきさつがあつたのでございませうが、根本のところはまだ何にも決まつていないし、民間側も、そもそもこういう考え方に乗り気なのか乗り気でないのかというふうな問題もあるものですから、それはいつても党が言つていゝることなものでございませう、我々としてこれに誠実に対応しなければいけないと思つていゝるのでございませうが、現在のところは、民間側としてはかなり消極的というか、全体としてそういう感觸だ。これは、きのう全銀協の会長の会見がたまたま定例日でございまして、全銀協会長も何かそういうニュアンスのことで御意見を言われておつたようございませう。

いづれにせよ、民間のことでございまして、民間が考える、それを受けて我々として何か考えていくのなら考えていくと、こういうことに尽きるところでございませう。

○大淵綱子君 株式市場に公的資金で介入するということは、自由市場を脅かすというふうな観点からも、今、柳澤大臣がおっしゃつたようなスタンスというのは大事だろつというふうな思ひませうけれども、しかしそれでも、株式を買い上げてでも処理をしていゝかない限りだめなところまで日本経済、金融そのものが来ているのかどうかということもあるんだろつというふうな思ひませう、これはなかなか微妙な問題だろつとは思ひませうけれども、柳澤大臣のそのスタンスというのは非常に大事だろつというふうな思つておられまして、私どもの党でも、もし柳澤大臣がやめられてからの期間ずっとやられておつたならば少しは変わつてきて

いたのではないかという評価もあるところでございませう。

ぜひ頑張つていただきますようお願い申し上げます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、民間側の感觸は申し上げたとおりで間違いないと思ふんですけれども、それでは、今我々として何にも、宮澤大臣がせつかくおっしゃつてくださったようなこととの関係で何も考えられないのかと申しますと、私はむしろ最終の投資家にいかに株を早くデリバリーするかということだと思つておられます。

そういう関係で、宮澤大臣の御提案というふうなもの、何と申しますか、助けになるようなこととあるかもしれないように、若干視野を広げて考えていゝることだけちよつと申させていゝたございませう。

○委員長(伊藤基隆君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時十六分開会

○委員長(伊藤基隆君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

去る三月十九日、予算委員会から、本日一日間、平成十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行について審査の委嘱がありました。

本件を議題といたします。

○委員長(伊藤基隆君) この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に財務省理財局長原口恒和君及び国土交通大臣官房審議官金子賢太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に参考人として国民生活金融公庫総裁尾崎護君、日本政策投資銀行総裁小村武君及び国際協力銀行総裁保田博君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) それでは、委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。宮澤財務大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 平成十三年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳入予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十二兆六千五百二十三億七千九百九十九万九千九百九十九円、このうち主な事項について申し上げますと、租税等は五十兆七千二百七十億九千九百九十九円、雑収入は三兆二千六百六十八億一千九百九十九万九千九百九十九円、公債金は二十八兆三千七百八十億九千九百九十九万九千九百九十九円、次に、当省所管一般会計歳入予算額は十九兆三千七百二十二億一千九百九十九万九千九百九十九円、このうち主な事項について申し上げますと、産業投資特別会計へ繰り入れは一千五百三十七億一千六百万円、国債費は十七兆一千七百五十三億四千四百百万円、政府出資は三千六百六十二億二千百万円、公共事業等予備費は三千億九千九百九十九万九千九百九十九円、次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、歳入、歳出と

も三百二十五億六千三百万円となっております。
このほか、印刷局等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等をあらためて提出したいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

国民生活金融公庫におきましては、収入二千九百八十九億二百万円、支出三千九百九十二億九千七百九十九万円、差し引き百三億九千九百九十九万円の支出超過となっております。

このほか、日本政策投資銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等をあらためて提出したいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

なお、時間の関係もございますので、既に配付しております印刷物をもちまして詳細な説明にかえさせていただきますと存じますので、記録におとどめくださいますようお願いいたします。

○委員長(伊藤基隆君) 柳澤金融担当大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 平成十三年度における内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

金融庁の平成十三年度における歳出予算要求額は百三十四億八千四百万円となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費としまして百七億二千九百九十九万円、金融機関等の監督等に必要経費としまして十四億三千九百九十九万円、証券取引等監視委員会に必要な経費としまして五億九千九百九十九万円を計上いたしております。

以上をもちまして、平成十三年度内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(伊藤基隆君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、財務省所管の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○日出英輔君 自由民主党の日出でございます。委嘱審査ということでございますが、少し幅広く質問をさせていただきたいと思っております。前もって通告いたしました質問の要旨、順序を若干変えて御質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、国債の発行関係につきまして伺いたいと思っております。

十三年度の国債の発行予定額は、新規の分で二十八兆、借換債で約六兆、財政融資特会で十兆、合計で九十八兆でございます。また、財政改革の経過措置ということで、これも入れますと百三十二兆に上るといふふうに承知をいたしておりますが、これだけの大量の発行を円滑にやっておりますことは大変国家的な、大変重要なことであろうというふうに思っております。私も、財務省のホームページで国債市場懇談会の議事要旨も読ませていただきました。実に丁寧に円滑な国債の発行についていろいろと議論をしておられるということも伺いました。

初めに、財務副大臣に総括的に伺いたいんですが、十一年度ごろから非常に丁寧にこういった国債の発行についてのいろいろな手段をとっていただいております。そういうことで、この十三年度には国債の円滑な発行という点でどういう点に留意をなさろうとしているのか、総括的に伺いたいと思っております。

○副大臣(若林正俊君) 御承知のように、十三年度末の国債発行残高は三百八十九兆円となる見込みでございます。極めて厳しい状況でございます。

ので、この発行が円滑に行われ、市場において消化されまこと、大変重要なことだと思っております。その意味で、市場の動向を常時把握いたしまして、市場のニーズに合わせながらきめ細かい発行をしていく必要があると。その意味で、国債の償還の期間につきまして、それぞれ期間別に細かく配慮をいたしまして、五年物、十年物、その他短期の国債を含めまして、市場のニーズに合わせて中期の国債なども重視をいたしまして発行してまいると、このような考え方でおります。

○日出英輔君 それで、少し細かく政府側の方から伺いたいわけでございます。

どうも私はこの国債の発行の関係につきまして、素人でございますので、国債市場懇談会の話を理解することができていないか苦勞をして、それでも理解がどうもできていないかのような気がいたしますが、ただ、この点につきましては、これだけの大量の国債発行をするわけでありまして、これがある意味では国民の大きな関心事と言っているかというふうに思っております。

まず最初に伺いたいのでありますが、例えば、平成十一年度に三十年債の公募入札を開始されるとか、あるいは十二年度になりましてから十五年の変動利付国債の公募というふうな入札開始なども行われておりますが、この発行年限の問題というのは、一体財務省としては一般的にはどういふふうに考えておられるのか。短縮化傾向が見られると、例えばそういうような議論も一部にあります。が、こういった三十年債とか十五年変動利付国債などが入ってまいりますと、計算上はむしろ短縮化でもないような気もするわけですが、短期化していけば借りがえのリスクが出てくるでございまして、ちよつとそこはどうかというふうな方針でおられるのかよく承知できなかったんであります。が、この点についてまず伺いたいと思っております。

○政府参考人(原口恒和君) 国債の発行に当たりましては、いろいろな要素がございますが、まず確実、円滑な消化を図る、そういう意味では市場のニーズを的確にとらえるということがござい

ます。また、長期的に見て、やはり国の借金でございいますから調達コストを極力抑制していきたい、こういうことも重要な点でございます。

一方で、償還期限が余り短期化したとすると借りがえのリスクというものが大きくなってまいりますし、また、特定の年限に偏った発行によることによつてその部分の金利上昇を招くというようなこともございまして、各年限についてバランスのとれた発行額を設定する必要があるというふうに考えております。

十三年度につきましては、こういうもろもろの要素を総合的に判断した上で発行計画を組んだわけでございますが、結果としては、十三年度におきましては、十二年度と比べて若干長期化をしております。

○日出英輔君 今の原口局長のお話は、私もさういふふうには承知したのでありますが、一般的な、例えば今のお話のような国債費を最小化するという議論、あるいは短期化すれば借りがえのリスクが出てくるという議論、こういうのを考えていたときに、一体どういう方針なのかと、いまいちよく理解できなかったことがありました。少しわかりました。

それから、もう少し円滑に発行していくために個人や非居住者への対応というの議論が出てくるようにありますが、こういった人々を念頭に

入れました流通市場の本格的な整備というふうなことが必要だということをいろいろな方々が言っているようにありますが、この点については今どういふふうなことを考えておられますか。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、個人の場合ですと、傾向として、国債を買っていた場合には長期的な保有が期待できるといふこともございまして、個人消化というのが国債の安定消化に資する一つの要素でございます。したがって、その促進については重要な課題の一つということで、例えば個人向けの広報として、財務省のホームページ、新聞広告、ポスター掲示等を通じた情報提供の実施、あるいは商品設計に

おきまして、割引債の導入等、個人投資家のニーズの動向を踏まえた多様な商品設計していくというようなことを考えております。

また、一部におきましては、郵便局における窓販という形でお願している部分もございますが、これについても順調に推移しているというふう聞いております。

一方、非居住者につきましても、これは国債の消化の促進、それから保有者層の多様化、また円の国際化等の観点から、その促進というのは重要な課題だと考えております。

このため、非居住者等が保有する一括登録国債の利子につきましては、平成十一年度から非課税措置が講じられておるところでございますが、十三年度の税制改正におきまして、いわゆるグローバルカストディアン等の海外の金融機関等を通じて保有までこの非課税措置の対象を拡大するというところとしておまして、現在、このための租税特別措置法改正案について御審議をいただいているという状況でございます。

○日出英輔君 今の税の関係についてちょっと関連して伺いたいんですが、源泉徴収制度が何かネックになっているんだという議論があるようでありまして、これは一体どういうことなんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 日本の場合、税の取り扱いというのは個人と法人で違っているということが流通市場における一つの問題点ではないかという指摘は受けているところでございますが、これは一方で税制のあり方というものと絡みまします、そういうことで議論していただく課題だろうと思っております。

現在のところは、国債の消化につきましては、最終的な個人の保有も含めて円滑に消化をされていますので、一つの課題として考えていきたいと思っております。

○日出英輔君 私はちょっとそこところはよくわからなかったんですが、源泉徴収制度がそんなにネックなんだろうかという疑問が若干あります。

て、今ちょっと伺ってみたいわけでありまして。

それから、いろいろ伺いたいわけですが、これだけやっているわけにいきませんが、この国債の発行方針が、今どきの言葉で言えば透明化されているのかどうかという言い方がいいのかどうかかわりませんが、そういうことについてちょっと私は、国債を扱っている方々は非常にプロでありますから、そういう意味で、先ほど原口局長お話しになったような財務省のホームページという、もつと以前にいろいろな情報を集めているんだらうとは思いますが、この透明化といいますが、あるいは発行当局の一つの基本方針といいますが、そういうものはきちんと世の中に出ているのかどうかというの、私は今回この勉強をしてみてもうとよくわからなかったところがあるわけですが。

少し横道にそれるかもしれませんが、この国債市場懇談会のメンバーが、市場参加者が何社あり、あるいは学者の方も入っているんですが、市場参加者として入っているの十社ぐらいで、ある意味では発行当局のポリシーがうまく伝わるといようなものなんでしょうか。今の基本方針の透明化という面から見ても、もつと幅広くいろいろなことをしなきゃいけないんじゃないかという気もしないではないんですが、この辺はどうでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 国債の発行当局者として、御指摘あったように非常に大量の国債を発行しなければいけないということで、市場関係者の動向、意見というものを把握するというのは重要な課題だと思っております。

今御指摘ありました国債市場懇談会、これには十社参加をさせていただいておりますが、この場を通じていろいろな双方向的な意見交換をしておりますが、これにとどまらず、いろいろなチャネルを通じて意向を把握するということは行っております。

また一方で、そういうところで把握した国債発行の方針等につきましては、これは十社に限らず、

一般的な形でまず毎年度の国債発行計画というものは発行懇談会にかけた上で公表しておりますし、またそれ以外も、四半期ごとの入札日程を事前に公表する、あるいは毎回の発行額についても入札の一週間程度前には事前公表する等、これは広くオープンに公表しておりますので、市場懇談会の場合だけではなくて、幅広くそういう透明性といいますが、我々は市場実勢を適切に把握するとともに、我々の考えている発行方向について市場の方にあまねく理解をさせていただくということが重要だと考えております。

○日出英輔君 この問題はこの辺にしますが、これだけの大量の国債発行を円滑にしていけるわけでありまして大変なお仕事でありましょうし、またこれについて悪魔的な知恵も出してやらないと、ともかく日本国の行方がおかしくなるわけでありまして、ぜひとも万般の御注意をいただきたい仕事に励んでいただきたいというふうに思っております。

そこで、国債問題で先ほど若林財務副大臣がお話しになりましたように、国債が累増してきまして、十三年度末に三百八十九兆円でございますが、予定ということになるということで、大変な累増ぶりということになるわけでありまして、この問題につきましましては、財政金融あるいは予算委員会の各先生方も少しずつお触れになっているように思いますし、また学者の本を読んだのであります。ちよつと私は理解できなかったんですが、けれども、国債の累増が将来は国債の価格低落を引き起こすんだ、端的に言えば長期金利が急上昇してくるんだ。そこで、たちまちいろいろな意味での経済破綻が一気に表面化するというようなことを高名な学者も言ったり、あるいは私も何となくそういう心配があるような気もしいではないんです。

こういうような学者の方々も、今すぐというのはなくて、例えば、私が目にしたのは京大のある先生の論文であります。財政赤字が改善しない場合には二〇〇五年から一〇年ぐらいまでかけ

て金利が上昇してきて、GDPの低下も起こり経済破綻が一気に表面化するんだなどという物騒な論文を堂々たる一大経済新聞にたしか連載をされていたようございました。

こういうことについて政府側としては、これはこういうことなんだということを何かおっしゃったのか、あるいはおっしゃっていないければ、この財政金融委員会の中で、私のような門外漢も小さな心を痛めているわけでございますので、論理的に明確にひとつお答えをいただきたいと思います。

○副大臣(若林正俊君) 長期金利の水準がどういふことになるかということにつきましては、国債の需給だけではなくて、御承知のように景気や物価の動向、さらに金融政策がさまざまな要素によつて変動をしていくものでありますから、今後、長期金利がどうなるか、どういふ動きをするかといったことを一概に予測するのは困難だと思います。

その学者さん、いろいろな前提を置いてのことだろうと思いますが、一般的に申し上げますと、国債発行残高が大変ふえてきているということであります。国債発行による資金の吸収と民間の資金需要との競合が起こって、そして民間投資が抑制されるというようなことは常に気をつけていかなきゃいけないことだと思います。

しかし、現在のところは企業の資金需要がいまだ低調であるということもありまして、直ちに国債金利の上昇が問題になるようなぐあいにはなっていないと考えておりますが、いずれにしましても、国債発行当局としては、国債の確実かつ円滑な消化を図るという観点から、市場の動向、ニーズを十分勘案して償還年限別の適切な発行額を計上いたします。また、毎回の入札に当たっても、市場実勢を反映した適切な発行条件を設定するなどいたしまして、注意深く市場の動向を見ながら確実、円滑な消化に努めていくことだと考えております。

○日出英輔君 そういうような御答弁があるなら

うと思っておたわけですが、なかなか私ども、そういうふうに思いますけれども、またしばらくたちますとその答えを忘れてしまつて、何となく心配だという方の心配論に偏りますので、特定の一定の仮定を置きますとそういう議論もあるのかもしれない、やはりきちつとした形で、その仮定自身に問題があれば、問題があるということをお政府の方からおっしゃつていただかないと、いたずらな心配論だけが世の中を覆ひ包むのではないかと、ちよつと余計な心配でございしますが、そういう心配をいたしましたので伺つたわけでございます。

それから、ちよつと国債から離れまして、村井内閣府副大臣にちよつと伺いたいんでございますが、先般、三月十六日の日経新聞で、政府系金融機関の不良債権につきまして金融庁が放棄ルールを検討しているんだというお話がございました。この話は新聞の中でも、「経営不振企業の取引銀行団に政府系金融機関が含まれている場合、政府系が債権放棄に応じなければ民間銀行も放棄に踏み切らないことが多く、不良債権の最終処理推進の障害になっている」という言い方で説明をして、必要なんだと、ただ、これはやり方次第によつては、債権放棄に伴う政府系金融機関の損失が国民負担につながる可能性があるんだということまで御丁寧に書いてあるわけでございます。

ただ、民業補完といえども政府系金融機関のかなりウエイトがございします。特定の分野については非常に高い分野もございします。そういう意味でいいますと、私も時宜になつた検討ではないかと思うんですが、今これについては、金融庁といひますか、政府としてはどういふふうな議論をしておられるのか、村井副大臣、あるいは必要であれば柳澤大臣から伺いたいと思つています。○副大臣(村井仁君) ただいま日出委員から御指摘の点でございしますけれども、金融庁として現在検討をしておりますのは、柳澤大臣が問題提起をされました不良債権のオフバランス化の問題でございまして、その流れの中で金融分野でどのような

環境整備が可能なんだろうかということいろいろ研究しているところでございまして、その流れの中で、債権者団の中に政府系金融機関が民間金融機関とあわせて入つていくというケース、御指摘のようにあるわけございまして、その場合、政府系金融機関の扱いはどうするんだらうかという問題は確かに当然出てくる一つの課題であるわけでありまして。

ただ、この問題につきましては、不良債権のオフバランスを推進しなければならぬという課題はありますけれども、一体具体的にどうするんだという枠組み、これは今年度中といひますか、今や今月中になつてしまつたわけでございますけれども、できるだけ早急に枠組みを整備しなきゃならぬ、こういう問題でございしますが、何しろ非常に難しい問題でございましていろんな角度から研究中でございまして、政府系金融機関に絞つて申し上げますと、これはまた所管が財務省等、他のお役所の方でもございしますこともございまして、いずれ私どもとしましてある程度案を詰めました段階で御相談を申し上げなければならぬんだらうと思つておりました、そのあたり、具体的に今の段階で申し上げるところまで詰まつていないというのが実情でございします。

日本経済新聞でございしましたか、書きました記事、これ自体は一つの問題提起として私どもも受けとめているところでございします。

○日出英輔君 最近、企業の借り渋りみたいなことまで出ている時期だと思ひますが、政府系金融機関は、それぞれによつてや役割は違ひますけれども、例えば長期で金利を固定してお借りをしていただくというふうなことで、一定の分野では大きな役割を果たしておりますが、多分、特定のところ以外、地場の地銀でありますとか、地場の金融機関と協調をやっている場合が多いようでありまして。

私は中小企業関係の政府系金融機関の実態を少し知つていられると思いますが、そういったしますと、実は地場では、地銀とか何かと顧客は昔か

らのつき合ひでございします。したがひまして、厳しい措置がなかなか地場の金融機関はとれませぬ。したがひまして、非常に問題になつてきますと、まず先に政府系の金融機関から引き金を引いてくれと、あつさり言へばそういうことが出てまいります。そうでないと処理が進まないというところもございします。受け身だけじゃなくて、政府系金融機関がやむを得ず自分で引き金を引いてやうやく一つ一つ片づいていくというようなこともございします。

ところが今までは、政府系金融機関につきましてもの債権放棄というのは非常に厳しく、実はそれぞれの金融機関がそれを安易にしてはもらひませんので相当厳しい形でやつておりますものですが、意外に進んでいないということもあると思ひます。

私は、そういう意味で、この新聞記事を見ましたときに、大は大きな、小は小さな、中は中なのそれぞれいろんな案件があると思ひますが、これをやればやりませんと本当に地域レベルでもこの不良債権の処理というのが進まないんだらうというふうに思ひますので、ぜひとも金融庁で、先ほどお話しになりましたように、所管の省庁が各所に分かれるところで皆さんうじうじしているんではないかと思ひますが、よく指揮命令をしていただいてこの辺が進みますようにお願いをしたいというふうにしておられます。その点だけお願いを申し上げますと思つております。

そこで、質問通告の最初の方に戻りまして、きょう、林先生、峰崎先生、池田先生、皆さんお話しになりました話にちよつと似ている話を少し時間のある限り伺ひたいわけございします。いわゆる財政構造改革の進め方の問題でございします。そこで、最初に内閣府副大臣の坂井副大臣に伺ひたいんでございします。内閣府の経済財政諮問会議でこの議論を取り扱つておられるというふうな伺ひましたが、どういふような手順でどういふ議論をしていこうと思つておられるのか、その辺を少し詳しく伺ひたいと思つております。

○副大臣(坂井隆憲君) 経済財政諮問会議では、構造改革はもとよりですが、景気の現状分析をどうするかということを常に議論のテーマにしております。

まず、景気の現状ですけれども、経済を自律的な回復軌道に乗せるため、引き続き景気回復に軸足を置いた経済財政運営を行つていくことが必要であると考へておられます。他方、我が国の財政は厳しい状況にあり、財政構造改革は必ず実現しなければならぬ課題であると認識しているわけでありまして。

こうした状況のもとで、我が国経済を自律的な回復軌道に乗せつつ、財政構造改革の実現に向けて議論を進めていくことが必要と考へておられるわけですが、その際には、経済財政諮問会議は財務大臣にもメンバーとしておいていただいているわけでありまして、財務大臣からも御指摘がありましたけれども、財政も含めた経済社会全体をどうのような考え方でのような姿に構築していくのが重要でありますから、そのことを経済財政諮問会議の基本的な課題の一つとして考へておられるわけでありまして。

こうした考えに取り組みに当たつて、まず社会保障制度のあり方、社会資本整備のあり方、国、地方の役割分担のあり方等の制度的課題について、五、六月を目途に骨太の方針を取りまとめて中長期的な経済全体の姿を描いた上で、七月以降はマクロモデルも活用しつつ、マクロ経済バランスの観点を加へ、整合的に検討を行つてまいりたいと思つております。

内閣府は、経済社会総合研究所というところを持つていて、そこにエール大学の教授をされておられる浜田宏一先生をお招きして所長にしているわけでありまして、その経済社会総合研究所でこのマクロモデルについて鋭意取り組んでおられるところであります。

そのほかに、諮問会議では大体一回に二、三テーマ程度、関係大臣の参加を得て検討課題について議論しておりますが、有識者議員に分担して、こ

れまでの各種審議会等における検討結果等も参考にした論点の整理、政策の方向性についての選択肢の作成等をお願いし、順次、経済財政諮問会議へ報告していただくことをしております。

そこで、テーマ別分担も、社会保障制度については、例えば阪大の本間教授と日経連の奥田会長さんとか、社会資本整備については東大の吉川教授と奥田議員さんとか、それぞれ国、地方の役割分担、経済の活性化、さらに経済財政に関する基本的考え方と、こういうテーマ別分担の委員の案を割り振りをしているわけであります。

前回は、社会保障制度について、厚生労働大臣においでいただいている御意見を拝聴しました。また、次はまた日程を見ながら、今度は社会資本整備などについても議論していくということと、それぞれ議論を深めていきたいと思っております。

○日出英輔君 今のお話にも出ておりましたが、マクロモデルの話ですね、お話出ておりました。今のお話を裏返して聞きますと、六月までにマクロモデルをつくるというふうにお話しになったんです。何か、七月以降でできたマクロモデルで議論するというふうな言い方を今されたような気がしました。

では、そのマクロモデルなるものは、マクロモデル、マクロモデルとおっしゃるんですが、一体どういう代物なのかというのを少しわかりやすく、もしお聞かせいただけるのであれば、普通の人がわかるような言葉でお願いをしたいと思っております。

○副大臣(坂井隆憲君) 基本的に、財政の姿も、ただいま答弁しましたように、経済全体の成長率だと経済全体の構造、そういうものとの関係、あるいは財政を大体どのくらいにすればどういふふうになつていくんだらうとか、国民負担の問題とか、そういう全体の観点が必要ですから、そういうものをやっていくと。前回は、橋本内閣のときの財政構造改革会議でもいろんなモデル出ましたけれども、あのときは若干いろんな破局のシ

ナリオみたいな感じのモデルになっちゃったんですが、今回は、いろんな経済社会全体を、財政を含めて学者さんいろいろなと検討してもらってやっていく。ただ、そのモデル自身が六月までに全部できるかどうか、そこはまだ鋭意検討していますが、はつきりしたことはまだ報告を聞いておりません。

ただ、いずれにしても、中長期的な経済の姿、これから日本経済がどういふふうに伸びていくだろうかということ想定しながら、マクロ経済の全体のバランスを見ていくということです。

○日出英輔君 私自身がわからないで聞いているわけでありまして、どういうことをおっしゃったのかもよくわからないのでありますが、ただ、宮澤財務大臣もいろんな場で、マクロモデルをつくり、シミュレーションをして給付と負担の関係を国民に明らかにして、財政構造改革を進めるに当たって政策を選択してもらいたいという言い方をしているわけでありまして、こういう言葉は、言葉としてはわかるのでありますが、国民とすると、一体どういうことなのかというのが、大変申しわけございませんけれども、ちょっとわかりにくいのでございます。

私は、今必要なのは、去年の何月でしたでしょうか、中間答申でしようか、政府税調でこれからの税制のあり方を議論しているところがございまして、あの中にもありましたが、あの中ではこういう言い方をしておりました。財政構造改革の部分ですが、「民需中心の回復軌道に乗った段階においては、時機を逸することなく、国・地方ともに、財政構造改革について具体的な措置を講じていく」というような、べきだという考え方。しかも、まず歳出の抑制に取り組む、その姿を国民に見せながら負担の増加問題に取り組むという言い方を一部してございます。

私は、先ほど各先生方が公共事業の話をおっしゃりながらおっしゃいましたが、最後のところは少し違うような気がしますが、四分の三ぐらいは問題意識を共有しているのではないかとこのように

思うわけでありまして。

したがって、例えば公共事業の問題につきましても、要るかならないか、必要が必要でないかという議論ではなくて、一定の期間、やっぱり公共事業の中で、例えば緊急度の高いものであるとか、経済効果が高いものであるとか、あるいはナショナルミニマムという面で早く急いだ方がいいとか、公共事業を一定の間我慢して絞るんだとか、抑制というのかな、そういう問題でありますとか、あるいは社会保障の問題でも、所得に応じた負担の原則というのを一応立てた上で、本当に困った方にはセーフティネットというものをちゃんと張るとか、税制改革の方でもそうなんだと思います。不公平税制と言われていたものを是正した上で、例えば税源の拡大を図っていくんだとか、何といいますか、学者とか専門家ではなくて、知識のあるような田舎のおじさんたちに私がつまみましてやられますと、大体、実はそういうことをよく言われるわけでありまして。

これは、自民党支持者とか民主党政支持者とか何とか支持者ではなくて、田舎の比較的現場でいろんなお仕事をなさっていて、知識よりは知恵のある方たちのお話のような感じがいたしますが、私は、マクロモデルをつくってシミュレーションして、負担と給付の関係を明確にした上で選択してもらおう、これは正しいのだと思っておりますけれども、その前に、財政構造改革に取り組むに当たっての基本的な筋道とか、大きな目標だとか考え方だとか、これはどちらかといいますと、今の時点になりまして何党がやったってそうすぐうまくいくわけではありませんが、今申し上げたような現場の知恵みたいなことからしますと、比較的国民全体の共感を得られるのではないかと気が、ちょっと樂觀観かも知れませんが、するわけであります。

したがって、政府は、こういったモデルをつくって何とかと言う前に、もう少し肉声で、財政構造改革に取り組む基本的な大きな取り組み方みたいなものを、考え方を発信する、そういうようなことが必要ではないかとこのように私個人は

考えるのでありますが、ちょっとそういうふうな質問を通告申し上げていないのでございますけれども、宮澤財務大臣のお考えを伺えたら大変ありがたいのでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私もちろん難しいことを説明申し上げる知識もございませんけれども、基本的には、経済企画庁が戦後何回かの中長期計画を立てたときに、その都度モデルを使つてつくつておりました。それと同じような考え方でいいのだらうと思っておりますが、あるいはまた、言い方を変えますと、ある単年度について、そのGDPがどのくらいであつて、そのGDPをどういふふうに配分すればいいかという問題としてとらえてもいいと思うのでございますけれども、たゞさんの方程式を、つまり一つに、最後にどういう答えになるかということの選択だということになる、簡単に言えばそういうことになると思っています。

この場合でございますと、やはりモデルを目的につくることになると思っておりますが、一つは、やはりこれからの成長率、そしてそこからくる税の弾性値であるとかいろんなものから、どれだけの歳入が可能であつて、その場合の歳入はどれだけ、ただしそのときの成長率はどのくらいというモデルがひとつ要るんだらうと思っております。それから、そういうモデルを、したがってGDPを例えれば社会保障にどれだけ分ける、あるいは公共事業にどれだけ分けるといったようなこともそこから選択として出てくるんだらうと思っております。

今度の場合、一番最初に大事なものは、もちろんこれからの成長率というものを推定しなきゃならぬということですが、これがもとではございますけれども、しかしそういう場合においても、国民負担の限界はどのくらいかということは、これはどうしてもやっぱ決めてからかなければならぬのだらう。これはどなたにもおわかりになることであらう。つまり租税負担と社会保障負担、従来、我が国で国民負担の限界というのは何度か関連事項として議論されながら、終局的にどのぐ

らいであるべきだということとはかつてだれも結論を出したことがございません。政府の周辺では五〇％ということが御承知のようにかつて言われました。今日でも、西欧諸国の様子を見ていて、それは、ミニマムそうかなと。

もう少しおっしゃる方もあるんだと思いますが、それがまず国民的な合意がある程度でまじしたときに、そこから今度は給付の水準を決めなければならぬということだろうと思います。それも、いろんな社会保障等々ございますから、そのうち何がどのぐらいということも決めていかないとけないと思います。一番中心になる問題は、国民負担の限界はこれこれで、したがって給付の限界はこれこれだということに、それが一番中心の部分に私はなるかと思っています。

ただしそれは、もとより国債を発行するという条件を出しますなら、その限りにおいて負担プラスそういう財政負担が可能になるわけですから、それは政治の選択があるということにならざるを得ないと思いますが、もし国債を発行しないで全体を満足させるとすれば、やっぱり一番基本になるのは、本当にどこで話しにならましても大事な部分は、これだけの負担を国民はする用意がある、したがってこれだけの給付が可能である。ただし、はみ出したところは国債ということになつてしましますけれども、そういう部分が一番の中心に私はなるのだらうと思つて見ております。

○日出英輔君 あと一分ばかり時間がございします。
私も言葉を選ばずにお聞きをして大変失礼をいたしましたと思いますが、私も三年この財政金融委員会に座らせていただきまして、私なりに素人考えをいろいろ思いめぐらしているわけでありまして、二年前の小淵総理のときの経済戦略会議で、改革実行のあの時間的なプログラムというのを、例えば九九年、二〇〇〇年は金融の安定化なり構造改革に着手するとか、二〇〇一年から二年については成長の回復、経済の健全化なり構造改革の

本格的実行を始めるとか、時間的な改革プログラムなども出して、これは経済戦略会議の話ではあります。私は、骨太のそういった時間的なプログラムなり、骨太の何をしたいかということ、発信すれば、家計というのは厳しい状況は続くかもしれないませんが、家計は家計でまた、厳しいけれどもそのくらいならやれそうだとすることで、家計の回復というのをもまた進んでくるのではないかと、そういうような気もいたしております。そういうつもりで伺つたわけでございます。大変基礎的知識のない人間が伺ひまして大変失礼いたしました。ありがとうございます。終わります。

○峰崎直樹君 午前中に引き続きまして、午後、やはり両大臣を中心にお話を伺わせていただきましたというふうに思います。

そこで最初に、日米首脳会談で一体何を半年間でやってまいりますかというふうな約束をしたのでございましょうか。この点、宮澤大臣の受けとめ方、柳澤大臣の受けとめ方をまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 当初、会談の内容等々につきまして断片的に伝わったことと共同声明が先に伝わったことから、今の部分についてのやりとりが昨日の午前中あるいは夕刻近くまで不明であつた点がございしますけれども、今、ほぼこうだろつとわかつてまいりましたことは、森総理大臣が財政再建について自分の所見を述べられたときに、この問題は、恐らくそこまで言つておられませんが、今の経済財政諮問会議がマクロモデルの指示を出して、そしてそれがほぼ半年ぐらいで構築されるだらうということが総理の頭にあつたと思ひますが、したがつて、それが構築されるならば、そこからシミュレーションが可能になるといふことを思われて、財政再建については半年ぐらいたかもしれないと思ひますが、とにかく仕事の準備ができると、こういうことを言われたと思ひます。

すつかり家がでちまうというような話をされ

たのではなくて、必要な材料というのがそういうマクロモデルでそろいますから、これでシミュレーションをすることによつて問題の解決の端緒が見つかると、それが半年と言われた部分だと思ひます。

と同時に、不良債務の処理という問題が、当然総理大臣も一番大事な問題として出しておられましたので、この点について、これは既に柳澤大臣がしばらく前から言つておられることであるし、三党の政策合意の中にもあることでございますので、これに経済政策としての、あるいは政治としての一番大事な努力を注ぐつもりであると、こういうことを二つ言われたと思ひます。

それに対してブッシュ大統領側の反応は、実は自分は、聞くところでは、間違ひかもしれないが、不良債権の処理というものがなかなか国民的なコンセンサスになつていないとかいうことも聞いたが、そしてその上で、それならば輸出の増加という形になつてくるのかなと。そうなるもまた大変だがなと思つたが、今、総理大臣の言葉を伺つて、そういう心配はないと伺つて安心しましたと、ほぼこういうやりとりであつたというふうに聞いております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私も、おおむね宮澤財務大臣がおっしゃられた説明と同じ経過であつたというふうに承知をいたしております。
森総理の発言については、三つの過剰の中では債務の過剰が最大のネックだ、政府・与党緊急経済対策本部でもこの問題に焦点を当てていると、こういうふうに言われて、その後、国全体のバランスシートの問題については、国、地方で六百六十兆円というふうなことがあるけれども、一月六日の中央省庁改革で新体制ができたが、この問題については経済財政諮問会議で検討に入つており、半年ぐらいいつうふうななくだり、そういう話の筋で、先ほど宮澤大臣がおっしゃられたようなことであつたと、こういうふうに承知をいたしておるわけでありまして。

○峰崎直樹君 御本人からも一度お聞きしな

いかぬと思つていますが、いろんなマスコミ等によると、どうも財政構造改革のことを指しているんじゃないかと言ふ人と、経済産業大臣の方は、いやいや不良債権問題のことだとか、諸説入り乱れて、国際的にある意味では約束してきたわけですから、それが非常に不明確だというのは、極めて我々としても議論しにくいというふうな思つていますが、これはいづれにしまししょう。

そうすると、宮澤財務大臣にお伺ひするんですが、先ほどの日出議員とのやりとりを聞いていて、半年先に材料はそろふんぞうというふうにおつたやつたというふうな今、宮澤大臣はおつたやつたんですが、私は直接聞いておりませんのでわかりませんが、材料はそろつたんじゃないかと、そういう構造改革をやりますというのを、半年間でやるということをおつたやつたんじゃないんですか。そうすると、マクロモデルをつくつて、さあそこから用意ダウンという話にはならないんじゃないかと思ふんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 材料がそろつて云々、家が建つまでのことではなくてというのは私の勝手な注釈でございましてその偉い人たちの話は、これは非常に大事になつていて、もう仕事を始めました、半年ぐらいいつと、といったようなやりとりであつたかもしれません。ひとつとつたのは何がわからぬでも、少なくともこれはアジェンダに載つておつて、その努力がもう始まりました、それはむやみに長くかかることではないと思ふがと。しかし、そのマクロモデルをつくつた後どういう選択をするかというのは、御案内のように政治的な大変難しい仕事であることは想像できますけれども、とにかくその場まで持つていけるということとをきつと総理大臣としては伝えようと思つたんでないでしょうか。本当に半年で財政再建の案が全部できるのかねと、そこまでは大所高所のお話は無論ないんでしよう。しかし、自分はそのういふことへのもう取つかりをやつていて、そういうことを総理は伝えられたんだと思ふんです。

○峰崎直樹君 そこはまた確かめてみましょう。

日米会談でさらに話を進めます。
財務省としては為替管理の問題は責任を持って
いらつしやいますね。為替についての責任を持っ
ていらつしやいますね。

その前提の上で、円安問題というのは、今度の
交渉の中で財務省としては、こちら側からは少し
円安を主張したらどうかというような、出発され
る前には、事前にそういうお話は総理との間では
なさなかつたんですか。

○国務大臣(宮澤喜一) 今度の会談は、私ども
は交渉というふうには実は一切考えておりませ
んでした。したがって、総理も交渉されるという用
意をして行つてはおりませんし、先方もまた日
本の経済についてそんな小さい具体的な話をされ
る用意はなかつたと思ひます。したがって、ま
た交渉ということはお互いに基本的なスタンスで
はなかつたということをお互いに申し上げますが、私
どもとして為替のことを総理に一切何もお話しし
ておりませんし、また、為替のことを首脳間の話
題にするということも考えておりませんでした。

したがって、そういうことについての会話はご
ざいませんで、もしそれでもとおっしゃれば、先
ほどの何も具体的な措置をしない輸出だけがあ
えてくるのかと思つたという部分は、それは、そ
ういう話は出ていませんが、為替が安くなつて輸
出攻勢になるということに關してのことだと言え
ば言えないことはございせんが、そこまで知つ
ておつしやつたと思ひません。

○峰崎直樹君 ブッシュ大統領は、これは新聞の
記事ですから正確でないかもしれせんが、日本
は輸出で問題解決を図ろうとしてゐるとの見方が
米国のあるというやうなやりとりもされておるん
です。

そして、共同声明、きょう実は外務省から取り
寄せて見てみしたら、その中で貿易問題も、
「グローバルな、地域的な及び二国間の経済及び
貿易問題を検討する日米間の対話を強化するため
の新たな方策を探索すべく協力すること意見が
一致し」と、こう書いてあります。この種のも

のは、共同声明を出すときというのは、どうい
うことが議論されてどういふ方向でどういふもの
がつくれるかというところは事前にある程度進める
わけですよ、準備としては。

そうすると、貿易問題が議論され、今お話しに
なつた、日本は輸出でもつてまた何かやろうとし
てゐるんじゃないのというやうなことをブッシュ
さんから言われたときに、今の日本の現状からし
たら、リンゼーさんという方がとある雑誌に書い
ていますよ。すなわち、日本をもう少し待つて
やろう、日本が構造改革をするときの痛みを、円
安になつて貿易収支でもつて経済をある程度円滑
にさせるというところは、これはしばらく面倒を見
よう、構造改革を進めるといふ前提で、そ

う話もされてゐるわけですよ。
リンゼーさんとは麻生経済大臣が会い、きょう
来てくれとあれしたら、いや、きょうは来れない
ということ残念なんですけれども、そういうこと
とからすると、まさにリンゼーさんがそういう助
け船を出してゐるときに、日本の財務省が、よし、
その問題は、じゃこの機会にブッシュ大統領に、
実は構造改革をやりたいので、円安にちよつと振
れるかもしれないけれども、そこは何とか目をつ
むつてくれなかつた。もう一方で、アジアの国々
に、日本が円安になつていくときにきつとこれは
迷惑をかけるだらう、そうしたら、そういう手だ
ては別途アジアの国々に対して、日本は今こうい
う難局になつて大変迷惑をかけるけれども、やが
て経済が自立し、不良債権問題、構造改革をなし
遂げたらこの問題はきつと解決するから、アプ
ソバーになるからと、こういう形で対応が僕
はあつてしかるべきじゃなかつたかと思ふんでは
ないか、その点はどのように考えておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一) 私の考えておりますこ
ととちよつと違ふかもしれませんで。

つまり、最初に峰崎委員が言われました、日本
が輸出で余り来られることがあるんじゃないか
云々というところは、いろいろ構造改革がうまくい
かないと、過去にもそつちの方へ行きましたから、

それでブッシュさんがそういうことを言われた。
それは至極常識的に考えられることですが、それ
に対して総理は、いや、そうじゃなくて、実はこ
ういふいう財政改革なり不良債権の処理なり
をしてゐるんですと、こういうやりとりでござい
ます。それでそのやりとりは実は終わつてゐる
わけですよ。

それから、為替のことは、かつて両国の首脳間
で為替ということが具体的に私は問題になつたこ
とはないように思ひます。と申しますのは、実際
はそういう議論をいたしまして、どちらも実は
思うとおりでできないのでして、これだけ大きな為
替市場になりますと、どつちがどう考えたからど
ういふふうに行つておられます。したがつ
て、基本的にどんどん円を安くしてなん
というところはできないことではないし、しかし、そ
うなつて輸出が余りふえたら困るよというやうな
話はあるとしても、そのために為替をどうするか
ということをおつて私は議論したことはないと思
ひますし、また実際、議論しましたもそのとおり
政策のウエボンがないのですから、言つてみたつ
て何にもならない、と言つては言い過ぎですが、
具体的な約束事にはできないことではございませ
ん、その点は私は今回も同様であつたろうと思ひ
ます。

それからもう一つ、今おつしやいました、確か
に、「両首脳は、グローバルな、地域的な及び二
国間の経済及び貿易問題を検討する日米間の対話
を強化するための新たな方策を探索すべく協力す
ること意見が一致し」とあります。これは、
実は私つまびらかであります。想像では、経済
産業省等が、両方の境界あるいは等々の間で、こ
こに書いてありますやうなことを、両国間で何か
相談するやうな仕組みをつくつたらどうかという
発想を持つてゐるということをおつしやうと聞い
たことがございまして、それがここに意味され
ておるのか、あるいはそれがさらに具体的な進捗
があつてゐるのか、ちよつとこれは、申しわけあ
りませんで、私つまびらかでございませんで。

○峰崎直樹君 きょうはこの程度にしてござい
ます。森総務大臣とも、総括質疑等がありますので、
そこでもまた質問させていただきたいと思ひます。
しかし、これは両大臣にちよつとお尋ねしま
す、この日米首脳会談でブッシュ大統領から経済
問題に突きつけられてゐることというのは、私は
両大臣にとつては非常に重いものだと思うんでは
ないか。

一つは、宮澤大臣に。実は先ほど財政のバラ
ンスシート、この問題で財政改革の問題というこ
とを言われました。この問題が指摘をされるとい
うことは、九八年のあの危機以来二年半たつてゐ
るわけですが、要するに、二兎を追う者は一兎を得
ずといふことで財政を徹底的に放漫化し今日来た
わけですが、要するに、それはやつぱり、そのこと
によつても円滑に日本の経済になつておられぬ、こ
ういふことを財政構造改革といふことで、先ほど
おつしやいましたけれども、要するに指摘された
のではないのか。そして、柳澤大臣も、九八年の
金融危機のとき以来の、要するに日本の金融シ
ステム、不良債権、これは何ら解決つかなかつた
と。

要するに、先送りで今日までやつてきて、ある
いは放漫財政を組み立てたけれども、赤字は多く
したけれども、さつぱり構造改革も含めて日本経
済は安定的な軌道に乗つたらぬ。そういう意味
で、お二人の金融、財政の経済政策というものが、
やつぱりこれは間違つてゐたといふことを、ある
意味では外国の元首にこういふことを結果的に言
われてしまつたといふことになるんではないかと
思ふんですが、その点はどのように考えておられま
すか。

○国務大臣(宮澤喜一) もしそういうことを
ブッシュ大統領にお聞きになりましたら、恐らく
彼はびつくりするだらうと思ひます。そんなこと
をおつしやることはございませんでしやうね。私
どもは確かに一生懸命やつた、それはなかなか思
ふやうにいかないねと峰崎委員がおつしやるのは
結構です。確かに思うとおつしやういふところ
があるんでは、それはよろしうございませんで。

しかし、それをアメリカの大統領が日本の総理大臣に、一生懸命やっただけでもできなかったと、そういうことを言ったんだらうと、そういうふうにおっしゃいますと、それは恐らく、大統領はそういうつもりでは言っていないと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私のくだりは、総理大臣がみずからの決心を繰り返したと、こういうくだりの中にあるわけです。総理大臣がみずからの、みずからのと申しますのは、適切な経済政策を引き続き追求していくということ、それから構造改革及び規制改革、こういうものを元氣よくやっていくんだと。

それは何のためかという、日本の経済を強くするためと、日本の金融システムを強化するためである。強化するそういう構造政策あるいは規制改革というものは、企業の債務と不良債権の問題に対する対処が含まれるという構造になつていくわけです。こういうことを私はやるという決意を持っているんだということを総理は繰り返されましたと、こういうことでございます。

○峰崎直樹君 要するに、ブッシュさんが、あなた方はいろいろやっただけでも結果的にそうだったねということをやったんじゃないかと、我々日本の国内で、この間私たちは与野党に分かれながらそのあり方について議論してきた。そのときに我々は、二兎を追う者は一兎をも得ずと言うけれども、しかし、そういうやり方であっても一兎をも得なかったんではないですかということを、この間の議論があるわけですね。

そういう意味で、経済問題で日本の構造改革、財政もそれから金融もそういう問題を指摘されたというところは、私はそうだろうと。我々の立場からすればやっぱりそうだろうと。本当に日本の財政や日本の金融システムはこの二年半何にも解決してなかったじゃないか、このことを私たちはやはり言わざるを得ないと思っておるわけです。それはまた後で具体的に申し上げたいと思いますが、それじゃまず財政再建のところからちょっと具体的に入っていきたいと思うんですが、財政

の中期展望の話をもっとさせていただきたいと思ひます。

ことしの財政の中期展望は、平成十三年から十四、十五、十六、三年間先までしかデータを出しておられません。これまでずっと五年間先まで出しておられました。宮澤財務大臣は、この財政の中期展望、これについてことはもう出さない方がいいんじゃないのかという議論もありましたが、それはどんな御趣旨なんですか。それと、なぜ今までは五年先まで出していたのに三年という先でとめられたんでしょうか。その点をちょっと伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は、財政の中期展望を昭和五十年からもうずっと審議の御参考資料として出しておりました、何年もこれは余り意味のないものだと思つてまいりましたが、しかし、国会の予算委員会等々では毎年出すので、ということでお出しすることにいたしました。しかし、その中身はかなり簡単にいたしておりました、従来のように、成長率がこの場合はこう、ああの場合にはああと。それもしかし、一・七五と三・五というありさもない成長率を掲げて議論するの余り意味がないというふうに思ひました、結局、私がここで資料として申し上げるべきことがあるとすれば、一つは、こういう財政状況でございます、したがって、これをそのまま置しておきますときは、仮に多少の成長がございまして、それによる金利の上昇の方が国債費の増額になつてくる可能性が高い。もう一つは、多少の成長がありまして、税収がふえるだろうという限度は、名目成長掛ける一・一であるとしたら、これも幾らでもない。そういうところから申しますと、今の状況をそのままにしておきますと財政の赤字というものはふえ続ける。こういうことを御理解いただくための資料に限った方が、読んでいただく方に対するメッセージもはっきりするし、また言っていることの内容も明確になる、こういうことでこのような簡潔な形にいたしました。

恐らく、ごらんいただく立場からいえば、今年

の形の方がはるかに御利用なやりやすい性格である。それでもやはり申し上げなきゃなりません。これは、こういう展望を政府はこれで甘受しておるわけではございません、こういう展望にならないうちにいかにするかということを努力しておるものでございます、ということとはぜひともおわかりの上でござらんをいただきたい、こういう性格のものでございます。

○峰崎直樹君 できれば、その財政の中期展望、三年先までになっておりますが、五年先までのデータをぜひ出していただきたいというふうに思ひます。これは要求でございます。

さてそこで、マクロモデルができるまでということになつていたら、財政再建はさて、六月にマクロモデルができますよ、さあそこでインプットすべきデータを、国民負担率をどうする、あるいは国と地方の関係をどうするというこの議論がそこから始まる。そして恐らく来年度の予算編成には間に合わない。そうすると、早くても二〇〇三年度からじゃないと、実際問題そのモデルを使つての将来展望は出せないということになりすよね。そういうタイムスパンで考えてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは専ら経済財政諮問会議が決定されるべきことでございますけれども、しかし、私も正確にお答えをするといはしますれば、各種の社会保障一つだけ見まして、最終的な政策が全部今年度、今年度と申しますか、十三年度内に決まるということは難しいかもしれませんね、健康保険一つとりまして大変でございますから。片一方は平成十六年というところで考えているものもございまして、全部がモデルで解決できるというところは十三年度内にあるいは行われないかもしれません。

経済財政諮問会議にかわつて申し上げる資格はございませんけれども、考え方は大体そうではないかと思ひます。

○峰崎直樹君 いずれにしても、こんなテンポで議論していると、それこそ日本の財政が発散してしまつて、もう取り返しつかないところに行つてしまふんじゃないかという、六百六十六兆円のお話は前にもちょっとさせていただきました。そういう意味では地雷原の上を歩いているような感じがしてならないんですけれども、心配するな、それは国内で消化しているんだから大丈夫だという御意見ももちろんあることは知つておりますが、しかしいづれにせよ、このテンポでいくと大変な状況になるねというふうに思つておるわけです。

そこで私は、中身の問題について少しづつ議論していったらどうかと。そこをやつぱりある程度踏み出さなきゃいけないんじゃないのかという気がしてならないわけです。それは歳入においても歳出においてもそうだと思います。歳入の問題について、先ほど池田議員の方から公共事業のあり方について触れられました。

私はきょうは、地方自治体との財政、きょうは総務省来ておられませんかけれども、どうも今の日本の財政の中に、国の経済とかあるいは国の財政とか、そういうものは余り無関係と言つたら非常に表現がおかしいんですが、ほとんど出ていくばかりで締まつていかない分野があるんじゃないか。それは自治体の補助金であり、特に地方交付税の機能もそうだと思うんです。

ところが、国の財政は大変なんだけれども、地方自治体の財政は、地方財政計画によつて基準財政収入額、需要額をモデル的に算定して、本来ならば十四兆しか入らないものを、二十一兆のいわゆる交付税の出口ベースでは保障してやる。その七兆なり、あるいはこれは八兆なり、財政の中期展望を見るとずっとこれは伸びていくんです。じゃ、この交付税というのは何だという議論をしていくと、最近では起債をする、つまり補助金

が出てくる。いやもう裏負担するための財源ないんだ、五〇%しか国が出ない、そうしたらそれは起債でいいよ。起債と言ったって、将来借金しなきゃいけない、いやそれは将来交付税で面倒を見る。この構造がでか上がつてくると、地方自治体はああそうかそうかと。しかもそれは、必要だと認めた金額は全部ある意味では保障してもらえないという仕組みになったら、事実上これは出さざるのいわゆるモラルハザードを起こしているというふうな、ちよつと表現がきついかもしれませんが、そういう中身になってきていることへの警戒、あるいはそのことはもう事実上難しいです。このことは、国の財政を預かっておられる方々からすると、当然今の時点からやられてしかるべきかなと。

ことしの予算、財政から始めて、例の交付税特会の、四分の一だけ国、四分の一は地方、そこは明確にして、残りはまだ交付税特会です。来年から半分半分でしょう。これは、いかにも何か手をつけたようだけれども、しかもその交付税特会の、あるいは実際に起債をしたところについては、再びそれが実は交付税で後で面倒を見る仕組みになったんでしよう。これは何の解決にもならないではないでしょうか。

こういった点については、どうお考えになつてゐるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まさにそういうことがございますが、しかるがゆえに、平成十一年度、十二年度、二つの予算とも、私は、地方財政、国の財政という考え方は一応もう別に考えよう。一つのものだと考えよう。やるとか貸すとかという話をやめて、地方財政も国と同じぐらい難しいんだから一つのものとして考えよう。申し上げまして、十一も十二も自治大臣と随分何度も御相談をして、国として随分地方に臨時の措置をいたしました。

しかしそれは、国、地方という観念をなるべくやめようという気持ちでいたしたのですが、その精神が今年十二年度になつて、地方もそれで

は自分の債務ということを確認しよう、特例債を出そうということになりました。これはしかし、地方団体にしてみると、今まで何ともはつきりしないものをおまへの債務だと言われたということでございますから、決して歓迎された政策ではなかったと思いますけれども、とにかくもうしなれば、だれの債務かわからぬとかいうようなことで長く行くのはうまいが悪い、やっぱりこれは一種の明確化をしようではないか、透明化をしようではないかということ、ようやくあそこまで行つて、それも峰崎委員のおっしゃるようになりあえず半分かなと、こういうことであります。おっしゃるとおりの経緯なんです、ただ私が申し上げたいのは、そうやって地方財政も財務省も自治省もいろいろ苦労をされている中で、もうおれ、おまえという関係よりは、もうお互いにもとからやり変えないとだめだねという意識になつています。それでも、今の段階で議論をし始めますと、それは国がもつと地方に財源を渡すべきだと言つて言えはそういうのが地方の主張になりますし、国は、いや、今は国は渡すところではない、税収は一体どっちがたぐさん取っているのかねといったような、始めればそういう議論になつて、とめどもないことですから、それで私が、財政再建の一番大きな問題の一つは国と地方の行財政をもう一遍やり直すこと、そういうことで考えようではないかといつて申し上げておるわけです。

つまり、おれ、おまえといつてやったりとつたりする関係ではなくて、丸々全体のものを地方と中央でどうやろうかと。それは行政もくつついていきますと、財政だけでは難しいのだからと思ひますが、そうしなければこの問題はできない。峰崎委員がそこだけでも急げとおっしゃいます、そこだけ急ぎますと、結果は今のような財源をよこせ、よこさないということになることがわかつていきますから、やっぱりもとに返らないと答へは私には出ないと思うので、それで、これはモデルの対象で議論しよう、その方が早いと思つてゐるわけでございます。

○峰崎直樹君 今地方分権ということが、ある意味ではずっと地方分権推進委員会以来の国の大きな流れになつています。国際的にもそうだと思います。今のお話を聞いてみると、国と地方の財政は一つのもので考えようというのは、これは逆行しているんじゃないかと思つてならないんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財源が一つだから、しよせんは。そういうふうな考えていかないと、おのおのが分かれがでないと、こう申し上げようとした。

○峰崎直樹君 それでは、実は前回のこの委員会で副大臣から私は地方債のリスクウエートの話を聞きましたね。何度も、リスクウエートは地方債はかつて一〇%だったんじゃないですか、それがゼロになつたのは九〇年代になつてからじゃないですかということをおし上げたときに、二、三回念を押したんですが、いや、ゼロですとおっしゃつた、最初からゼロです。もう一回正式に訂正してください。

○副大臣(村井仁君) 三月十五日のこの委員会でございますけれども、峰崎委員からお尋ねがございまして、バーゼル合意でどうだったかということとでございました。私もそのとき、重ねてのお尋ねでございますので、なお調べさせていただきますというのを申し上げたわけでございます。

調べました結果でございますけれども、当初、昭和六十三年、一九八八年のことでございますが、このときにバーゼルの合意そのものは、地方債につきましてゼロ、それから一〇、二〇または五〇、そのどれかということになりました。日本につきましては、しかしながら現在とは全然事情が違ひまして、調べましたところが、日本の銀行の要するに世界における、欧米におけるプレゼンスが余りにも大きいところから、いわば一種の足かせをかませるといふまいしょうか、そういう意味で一〇%というのを受け入れざるを得なかったという経過がございます。

その後、平成六年、一九九四年のことでございますけれども、そのような状態ではなくなりまして、日本の銀行に対する欧米の警戒心というのも余り強くなつてきたというふうな環境もございまして、地方公共団体に対する債券、これは本来課税収入等を背景にする信用力でございますから、〇%と、国と同様にリスクウエートをつけることが適当だろうということ、各国の理解も得まして変えたという経過がありましたことがわかりましたので、改めて御報告を申し上げます。

○峰崎直樹君 それはなぜ、そういうふうな一〇%だったんだらう。そして、最初二〇%だったのが、今のお話を聞いてみると、日本に足かせをはめるために一〇%にした、平成六年になつたら諸外国の日本に対する風当たりが弱まったから、ゼロでどうですかと言つたら諸外国も認めてくれた、こういう経過ですか。

○副大臣(村井仁君) おおむねそのとおりでございます。

一九八八年当時、このバーゼル合意ができました時点では、確かに日本の金融機関のプレゼンスというものは欧米においてかなり大きなものがございました。それで、いわば若干各国の反発を緩めるために一〇%というのをのんだという経過がございまして、これは私も調べました結果でございます。当時、当時のドキュメントなども一応確認をいたしましたので間違ひはないと思ひます。

○峰崎直樹君 地方債がもう百八十八兆近くまで行つてゐるわけですね。今は一体に物考えなきやいけないというふうにおっしゃつていたんですが、私はむしろ逆に、地方自治体は自治体で自分たちの税財源を充実させながら、自分たちのところは自分で責任を持つてやっていくという本来の、それこそよく宮澤大臣がおっしゃつています受益と負担の関係、できる限りそれに近づけていこう、こういうところに私はやはり持つていくべきだらうと。

その意味で税源も、ある意味では、国の収入は二対一、いや、今もう三対二になつてゐるんですか、国対地方は。これを支出ベースで見れば一対

二だと。じゃ、支出ベースと同じように税源を移せるかといったら、これは移せない。だから、例えば歳入ベースで一对一にしたらどうだと、こういう議論というのは出てくると思うんですね。それでなおかつ足りないものはある程度の財政移転をするという考えは出てくると思うんですが、しかしいずれにせよ、そういう形へ持っていく。

要するに、今の地方自治体の首長さんは、あるいは議会の関係者は、霞が関あるいは水田町へ行つてとにかく補助金を取ってくる。そうすると補助金を取ってきたら、起債をしたらそれに交付税をつけてもらえる。とにかくあれもこれも持つてくればいいという仕組みになっていることを、早く、いや、そういう時代ではもうないんですよ。自分たちの分権というのは、自分たちの税財源をやはり自分たちでつくり上げながら、そして負担と受益の関係をしっかりと自覚できるようなものに持っていく。

そういう観点に持っていくながら、場合によつたら、この地方債のリスクウエート、それは銀行が持っているかもしれない、郵貯が持っているかもしれない。これはやはり、国よりも地方自治体の方が一〇%高くしてあつたということはそれなりの根拠はあつたんじゃないだろうかというふうに思えてならないんです。逆に言えば、ある程度の市場からの規律というものが、私はその地方自治体にとってみると大変大きな影響を与えるのではないかなと思います。

そういうやり方がいかどうかというのは議論はあるかと思うんですが、私はやはりそのことも将来一つの大きな、私の住んでいる北海道なんかは交付税に一番依存している県でございますから、率直に申し上げて、こういう発言をしていると後でとんでもない仕返しを、厳しい御指摘を受けそうな気がするんですが、そうしないと、北海道や島根やそういうものがたくさんあるところで経済がじやどんどん強くなっていくかというところ、率直に言つて逆なんですね。こういうところに交付税、そういうものに依存し過ぎるとかえつて経

済が力を失つてしまつたというこの間の歴史があるものですから、その意味で、やはりもうそろそろそこはしっかりと。私は先ほど、宮澤大臣、これからだけでもという意味じゃないんですよ。特に地方財政は、あの中期展望で見ても自動的に実には交付税のところが伸びるような仕掛けになっていきますよね。そこはもうそろそろ早くそここのところへストップをかけていかないと、もうこの状態は限界にきているな、あるいはもう限界を超えているのかもしれないと、私はこういうふうな考えているわけなんです。

さて、そのことに對する答えをいただく前に、財政の問題まだあるんですが、今度は歳入のところをちよつと考えてみたいんです、税制のところなんです。

先ほど租税弾性値・一とおっしゃつたわけですね。景気が今こんな状況ですから十分税収が入つてくる状況ではありませぬけれども、今の時期にやつておかなきゃいけないのは、将来景気が好転をしたときに、税収がある意味では非常に安定的に入つてくる、あるいは景気が上昇すればそれ以上に税収が入つてくるという、そういう仕組みを今、税制の中に組み込むべきじゃないか。

よく学者が指摘されているのは、一つは法人税ですね。それから、所得税の中でも累進税率をかなり緩和いたしました。率直に申し上げて、減税をやつた効果というのは一体どうだったのかなというの、この間の特別減税、今たしか税率が八掛けになつておりますが、こういうものが、とにかく歳入を大きく減らすけれども、決して消費性向を上げておきませぬ。むしろ、消費性向は横ばいもしくは低下しているわけですね。将来不安もあるんでしよう。

そうすると、今やらなきゃいけないのは、レーガンのときのやり方ではなくて、ブッシュ、ジュニアじゃなくてかつてのブッシュですね。それから、クリントンのときに二段階の税率を最終的には五段階まで上げたんです。これが景気が上昇したときのいわゆる増収効果になつて出てきている

わけですね。そういう意味で、直ちに五段階に上げるといふことがいかどうかというのはまだ議論はあるにしても、この問題が一つあるし、納税者番号制度の問題もかねて申し上げました。

それと、キャピタルゲインという問題も、実は私ももはや有税しかあの段階ではなかつた、実質上は、あの八〇年代のバブルのときに。そのときにあれだけの税収があつたわけですが、もしあれが、売買高の一%じゃなくて、二六%とは言いません、二〇%の源泉分離課税であつたとしたら、一体どの程度の税収増になつてはね返つていたんだろうか。

このことを考えたときに、私は、景気が上昇するとともに歳入が上昇してくるという仕組みをもつて、そろそろ財務省としては考えておくべきときに来ているんじゃないだろうか。直ちに上げるということではないんですよ、税収をふやすということではない。景気が上がったときにふやすべきじゃないのか。

それから、もう少し税の話をしていただきたいんですが、これまで来週になるんじゃないでしょうか、率直に申し上げて、二年、住宅の減税やりました。最近における住宅着工件数というのは、率直に言つて、このことによつて最初はちよつと上がったと思うんですが、私が統計を見る限り、ずっと横ばいもしくは下がりがみえますね。

ということは、住宅減税というものがあつたら、民間の住宅着工というものは率直に言つて下がつてきているということは、景気対策としてやるといふのは、二年なら二年、二年半なら二年半、その間に集中的にやるから景気対策になつたので、それをちよつと額は下がつたけれどもまたもう二年間延長する。ほとんど五百万円近い、五百万円というのはほとんど僕ら実際には思ひますけれども、しかし相当な金額のいわゆる住宅税制をやると言つてはいるけれども、こういうのはずっといくと野方図にいつて、ほぼ半永久的にいつちゃ

うんじゃなにかという心配があるんです、この間の税制を見ていると。二年半の特別措置ですと言つておりながら、これが四年半に延びていく。そうすると、四年半でもだめなら六年半だ、いやもう半永久的だ。

そうすると、平年度たしか一兆円の減税ですよ、ね、これ。住宅関係では住宅金融公庫の利子補給もやっている。そしてこういう形の減税もやっている。私は、そこはめり張りをつけなきゃいけないにもかかわらずこういうふうになっているのはいかがかなと。

ある学者はこう言っています。要するに、失業率を一つの目安にして、ある失業率を超えたらもちろんこれを発動していいけれども、これを下がつたらやめるべきだというふうな、そういう景気の動向といふゆる景気対策と称する税収の減税措置を結びつけたらどうだというふうな意見も出ているわけですね。

こういったことに対して、財務大臣、そろそろお考えになつて、システムというものを、インフラをきちんと整備しておく、こういうふうにお考えになりませんか。

○国務大臣(宮澤喜一) ただいま私どもの提案を御審議いただいている最中でございますので、それを離れて余り私が自由な議論を申し上げちゃいけないということは存じておりますが、今の最後の住宅の話などは確かに、税のエキスパートたちは、駆け込みをねらつてある減税をするのは、それはそれで政策的な意味はあるだろうと。しかし、それが済んだらもうそれでその効果はおしまいでと。だから、そもそもそういうことがいいのかどうかという問題があると同時に、その時期が過ぎましたらそれはもうこだわらないでしまわないと、おかしいことになるという場合がしばしばあるというところはよく専門家の間で議論しておりますので、その点は、峰崎委員のおっしゃるようなことが随分専門家の間でも議論されておるのではないかなと思います。

それから、前の方に戻りまして、好景気になつ

ただその点は、実は消費税が比較的不景気に強いということがございまして、それは景気に強いということにまたなにかねないので、そこへ今おっしゃったのでないことはわかっていますが、所得税について言うなら、今確かに減税が効いていることはおっしゃるとおりです。それは随分の歳入欠陥になっているだろう、ロスになっているだろうなおっしゃることもまさによく気がついていただいていると思うんですが、ただ、もし所得税をこれから改めていくとすれば、私は、累進税をさらに細かくする、厳しくするよりは課税最低限を下げるの方が健全だし、歳入から見ても、たとえ最初の税率が低くてもいいから、そういうふうにすることがいいんじゃないかなと。

法人税については余り申し上げることがないように思いますけれども、確かに税制そのものも、先ほど申しました財政再建との関連で、地方も中央も、そして国税の中身も根本的にやりかえる必要があるだろう。多分、法人税と所得税の税負担、法人税はほぼ国際水準並みになったと思いますかもしないら、それは余り動かさなくてもいいかもしれないと思いますが、相続税はまだ手を触れておりませうないので、そういったようなものはみんな再検討しなければならぬし、中央と地方の間は、もう全部の財源を出し合つて、もう全部出し合つてこれを行うというふうな割り振りするか、交付税との関連も含めましてやらなければならないのではないかと思っております。

○峰崎直樹君 歳出のところで、実は建設国債と赤字国債を区別する意味というのは率直に申し上げてあるんでしょうか。この点、ちょっとお答えください。

ルな財産を後に残していくというものであるのに
対して、そうでない国債は一種の消費的なもので
あると。このところはやつぱり大事にした方が、
今これだけ大きくなりますと分けてみたつてしよ
うがないじゃないかというお話をなさる方があり
ますけれども、しかしいつまでもこんなたくさん
の国債を発行しておいてはならぬのでございます
から、そのときにはやつぱりそのけじめは私は立
てておきたい、そういうふうに通つております。

○峰崎直樹君 五十年前ですよね、たしかこの財政法ができ上がっているのは。そのとき以来対象は変わっていないんですけれども、社会は大きく変わっていますよね。この間、新社会資本というような概念も出てまいりましたね。

一九九三年版のいわゆる国民所得統計、九三年のSNAの中には、政府固定資本形成というのはどういうものが入っているかは御存じでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君)　ですから、何が建設国債の対象になり得るか、そのところは時代の進展とともに一緒になくてもいい、それは私もそう思いますけれども、そうかといって、基本的に消費的な国債とはやっぱり分けておいた方がいいというところでございます。

○峰崎直樹君　そうすると、建設国債という言葉にはこだわらない、要するに赤字国債とは分けなさい、こういう意味ですか。あるいは、建設国債というのはあって、その対象は広がっていいとか、こういうことですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 十分考え尽くしており
ませんので簡単にお返事でできませんけれども、少
なくとも自分が強く感じますのは、仮に建設国債

○峰崎直樹君 実はこういう問題が起きてきているんですよ。例えば大学の研究所を建てた、それは建設国債の対象になった、だけれどもその中に置くコンピュータは、これは入らない。立派な医療施設をつくった、これも公共事業の予算で入った、しかしその中に高額な医療機器を入れても、これは入らなかった。そうすると、立派な建物はあるんだけど中には貧弱なものしか入っていないというような事態が起きてきているわけですね。そして、たしか九三年のSNAの改正では、コンピュータのソフトウェアも実は無形固定資産として政府固定資本形成の中に含まれるようになったんです、ですよ。

るようになったんです、ですよ。

大臣 五十年もたつてくると、将来世代が必要とされるもので、なおかつこれは有効だと言われているものの中身は明らかに変わってきているんじゃないんですか。道路や港湾やあるいはダムと

いうのは、あの重化学工業の時代にはそのボトルネックとして随分大きな経済効果はあったと思うんですが、しかし、そこは要らないと言っているんじゃないんですよ、そうじゃなくて、日本の経済を効率化させるための必要とされる財源の投入先というのは余りにもそういうところに偏り過ぎていないかということを、先ほどの池田さんもおっしゃったし、私もそう思っているんです。

リンカーンさんという人が、先ほど何度も出てまいりましたが、あのブッシュ大統領の経済顧問ですが、麻生大臣にこう語ったというふうに、これほどここに載っております。構造改革では、財政支出や民間投資は収益性の高い分野に振り向けろべきだという認識で一致したというふうにおっしゃっているんです。

今建てているダムやあるいは農業基盤の整備で、基盤整備が全部だめだというわけではありませんが、そういったものが本当に日本の経済に

○国務大臣(宮澤喜一君)　それでもとは申しとおらないつもりでございまして、ソフトウエアが設備投資になる、GDPの中で。考えてみれば当たり前のようですが、最近確かにそうなった。そういう変化はよくわかっていきます。建物をつくって、医療機器はだめだとか、コンピュータ関連はだめだとか、しかしかなり最近はそのころもフレキシブルになろうとしていますので、それは耐用年数六十年の建物だけがいったようなことは変わっていったてよろしい。

だから、一番簡単な言葉で言えば、何というんでしょうか、一番消費的な性格のものでそうでないものとも申すんでしょうか、何が、仮に建設国債と申しますが、の対象になり得るかということとは、これは十分弾力的に考えていいことで、今までもそうしようとしておるつもりでございませうけれども、これは意味のあることだと思っています。それでもしかし、純粹に歳入補てん的なものもの、とそういうものとはやはり分けておいた方が、將來こんな時代ばかり続きませんので、やはりもつと財政がかたくなってきたときにはその區別はしておいた方がいいというふうに私は思っております。

○峰崎直樹君　ぜひいろんな意味で改革をしてもらいたいと思いますが、そのことは別にして、今度は財政投融资の問題についてちよっとお伺いしたいと思います。

　財投債、財投機関債が出されるわけですね。特に財投機関債のことについてもちよっとお聞きしたいんですが、ただか一兆円程度です、今度出されるのは。この財投機関債の利息は、政府保証

がつく財投機関債と、それから政府保証がつかない財投機関債、これは財務大臣、利息はどのくらい違うと思われませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財投機関債となりますと、政府保証はつかない。

○峰崎直樹君 つくやつもあるんでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財投機関債というものは政府保証はないそうです。

ただ、それでも政府保証というものが別にあることは確かですから、それとそうでない国債とは利子が違うだろうというお尋ねは、違い得るのでございませうけれども、今、どれだけ違うかを答えようとする者がちよつとおりません。

○峰崎直樹君 例えば、商工中金なんかは商工中金で債券を出していますよね。そういったところと財投債、財投債よりも財投機関債ですか。財投機関債というのは結果的に、市場で買うときに、これはどのくらいの利息をつけていいのかなというの、結果的に政府が保証するかしらないか、いや、つぶれたときはきつと政府が面倒を見てくれるんじゃないかと。本州四国架橋公団の例にも見られるように、そういう財投機関債のものがつづれたときには最後は税金で面倒を見てもらえるということになる、利子率というか、そこにかかってくるクーポンというのは変わらないんじゃないんですか。どうなんでしょう、そこは。

○国務大臣(宮澤喜一君) それが財投機関債のつらいところでございまして、政府は何もしない、こういうのが財投機関債でございまして、なかなか市場に通らないというのは、一兆円だとかなんとかという話になるのはそうでございしますが、それはそういう難きを強いているわけで、もうひとり立ちしろと、こういう考えでございまして。

○峰崎直樹君 ひとり立ちをするといつても、まだ情報公開が十分に進んでいない。格付機関がきちんと恐らくこれから見ていかなきゃいけないんだらうと思うんですね。

そういう意味で、この財投機関債あるいは財投債、財投債もそうなんですが、財投機関債が本当

の意味で市場で金利がつくような状態というのはいつになったら大体出てくるんですか。どういう条件が具備したらつくんですか。

○副大臣(若林正俊君) 御承知のように、初めて導入する仕組みでございまして、お話がございまして、格付というふうなもの、市場に出していつて市場の評価を受ける、こういうことを重ねていかないと、なかなか今の財投機関それぞれが所要の資金を市場で機関債を発行して調達するというのはすぐさま難しい。

これが十三年度は御承知のように一兆余でございませうけれども、どこまで自分の機関の信用によつて調達できるかということ、それぞれの機関が御努力をいたして社会的な信頼、自分の事業の政策評価も含めて信頼を勝ち取れるかということによつて決まってくる、こう思うので、いつまでということ、申し上げるのは今の段階ではできない。

○峰崎直樹君 どうも何か聞いてみると、改革と言った割には随分、いつごろになったらそれがきちんと市場で判断されるかわからないと、こうおっしゃっているんですが、頼りのない話だと思ふんです。

そこで、これは實際上、市場金利が得られるようになったときに、財投機関債を発行するというのにはある意味では勇気が要りますよね、市場に任せるといふことは勇気が要ります。ところが、出さなかつたところは財投債で政府が面倒を見ますよという形になったら、だれも一生懸命出そうと、我々は市場のマーケットにさらさそうというのとをやらうとするインセンティブが働かないんじゃないですか。

その意味で、財投機関債の利率が市場で出始めたら、それをベンチマークにして、財投機関で財投機関債を出さないところは、あなただけのところはどうも不十分だね、もつと財投機関債を出しなさいよ、出さないんだつたらちよつと高目の金利になるよというふうな持つていかないと、だれも財投機関債をどんどん出そうというふうにならない

んじゃないですか。どうですか。

○副大臣(若林正俊君) まさにおっしゃるような状況が生まれてくるだろうと思ふんですよ。

政策評価を厳しくしながら、各機関が必要とする資金をみずからの信用において市場から調達するというのがこの改革の趣旨でございまして、それで調達できないものを財投の方で貸す。貸す部分というのは、安易にそれに依存することがないように、かなり当該発行機関との間で詰めていかなきゃいかぬと。これは、各機関が厳しい評価にさらされながら、行政側もその政策の身を詰めて、必要な限度に事業をしていくという努力をこれから重ねていかなきゃいかぬと思つております。

○峰崎直樹君 何だか聞いてみるとばかばかしくなつてくるようなお話になつちゃうわけですね、ずつと聞いてみると。

そういう意味で、この財投改革というのはやっぱり相当やらなきゃいかぬし、それと、今非常に私が感じているのは、国家信用というものがついたりそこは、つまり国家がバックにいてということとは、多分そのことによるメリットを受けているんだと思ふんです。今の財投機関債にしても財投債にしても、民間ではない国家は、まさにソブリンはある意味では一番の信頼だと言われているわけですから。

そうすると、国家信用に該当するものというのは、これだけ財政困難に陥つているとき、その国家信用料ぐらにはある意味では上乗せをして財政収入としていただきたいと思います。ただ、信用のはちよつと語弊があるかもしれませんが、信用補完分は、もちろんこれは公的に税でもつてやらなきゃいかぬというのとは別ですよ、公的な分野としてやらなきゃいかぬというのとは別だけれども、そういうことも私は考えられていいのかななんて思つているんですが、財務大臣、何か一言ありますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨年も随分この制度については御議論がありまして、峰崎議員からも伺

いまして、制度がこういうふうに変りましたので、いわばこの機会に財投機関というものももう少ししっかりと自立してみようという、一種のそういう難きに立たせたというのがこの制度でござい

ます。とにかく、二十機関はとにかく市場の信認を得た。もう少しことはふえるそうでございませうけれども、もうちよつとぐらいいけるかもしれない。しかし、そうやってちゃんとした限りはもうやめるんだよということが、残念ながらこの話については言つても、法律ができていて皆さんバックアップされる方がいらつしやいますから、合理化できなきゃやめちまへといふことが言えない

面目にかけて自分のところの債券ぐらいい出せなきやおかしらうといふようなところで今一生懸命やつていられる。しかし最後は、決して財投債で救う。ただそれは、そういう経緯がありま

すから、余り大きな額をしてはできないよといったような、そういう種類のところの中で合理化を詰めていきたい、こういうことだと思ひます。

○峰崎直樹君 もう最後になつてまいりました。金融担当大臣に、実は私、前回「銀行部門の株式保有額と自己資本額の推移」ということで、きょう数字をいただきました。今、手元に見ているんですが、これちよつと説明していただけますか。というのは、資本の部の合計三六・三兆円と一番目にあるのは、これはネットの自己資本という意味なんですか。それから、これを分解したらどうしてリスクアセットでティアー1、ティアー2が三十四・一になり、ティアー2が二十二・六になつていわゆる自己資本比率が、まあ自己資本比率はわかります、その分かれ方。そして、最後の劣後ローン、劣後債というのは、これは政府からの劣後ローンで、銀行が持つていられる劣後債、劣後ローンは二・七兆と、こういう理解なんですか。そして、ネットの自己資本というのは一体どのくらいになるんだらうかということとをちよつと、簡単に結構です。

それを聞いて、この問題はまたもしかすると締めくり総括の質問等で金融問題について触れざるを得ないかと思ひますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 資本の部三十六・三兆と申しますのは、先生の最初にお示しいただいた表でいいますと、「自己資本金額 コア資本」というC欄に相当するものでございます。繰り延べ税金は、先生もお示しされたものでございまして、D欄に相当するものでございます。それからあと、公的資本による増強は、これは先生のところでE欄になってございます。その内訳が優先株と劣後ローンでございます。そういうことでございまして、一番最後の表に、生保から銀行が受けている七・二兆円、劣後ローンと劣後債のトータルが書かれていた、こういうことでございます。

ひとまずそういうことでございますが、よろしゅうございませうか。

○峰崎直樹君 そうすると、ティア1、ティア2の分解は、これはどういふふうになるんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) このティア1は、当然のことながら、先生の表とどこが食いつくかですけれども、自分の資本と、あと、要するに公的資本の優先株の部分プラス税効果の部分、この大体三つに分かれるというふうに考えていただいでようございませう。

それからティア2は、これは先生がお示しの中では、要するに公的資本によりまして劣後ローン、劣後債の部分等を含む、こういうことでございませう。

○峰崎直樹君 後でまた聞きます。ありがとうございます。

○浜田卓二郎君 午前中に引き続きまして、若干の質疑をさせていただきます。

政策投資銀行の総裁には、お残りいただいて恐縮でございます。

最初に、この政策投資銀行関連について伺いたいと思ひます。

一昨年でございましたか、産業再活性化法、そ

れから政府系金融機関の改組の法案の審議、この法案の審議を通じて当委員会、それから本会議でも質疑をさせていただきますが、新規の企業の育成、あえてベンチャーと言わないでもいいんですけれども、新規の企業育成あるいは産業育成について、これはこれから大変大きな政策課題になるはずである、したがってエンゼル税制の充実、それからベンチャー企業支援の各種制度の充実ということを大分申し上げて、当時、大蔵大臣から大変前向きな答弁をちょうだいした経過がございます。

その中で、私は、政策投資銀行がこういう名前に変えて政府系金融機関として発展的に設立をされたということの意味合いを、この新規企業の育成ということに大いに重点を置いて考えるべきだと思つてまいりましたので、その後の経過、今年度の予算案に至るまでのこのベンチャー企業あるいは新規産業育成についての当局の取り組みといひますか、そういうことについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○副大臣(若林正俊君) 浜田委員が、ベンチャー企業等、いわば将来新しい分野に進出して活発な企業活動をしよという人たちに對する金融措置、とりわけ日本政策投資銀行の取り組みを重視しておられるということはよく承知いたしております。

日本政策投資銀行のベンチャー企業育成という観点からの融資につきましては、御承知のように、中期政策方針で知的基盤の整備を推進するため、未来産業の創造に向けた新技術開発の促進や、創造力や獨創性に富む新規事業の育成を図るということとをその業務の重点の一つとして御承知のとおりでございます。

そのような方針に基づきまして、高度な技術力や独自のノウハウがありながら、信用力が乏しく、資金調達に困難なベンチャー企業の育成のために、新規事業育成融資制度を設けてベンチャー企業への円滑な資金供給が図られるように積極的に努めていただいております。

また、担保の設定に当たっては、これまで日本政策投資銀行が培ってきた技術評価や事業採算性などのノウハウを活用をいたしまして、知的所有権担保に積極的に取り組んでおられます。

ベンチャー企業向けの融資の実績は、平成七年は十億五億でございましたが、年々拡大をしております。平成十年度は三十九億二千四百、十一年度は四十二億二千六百というふうに加大をしております。

きてるところでございます。日本政策投資銀行も、そのベンチャー企業を支援する体制を強化してきていふいうふうに承知いたしております。

平成十一年秋の政府の経済新生対策を受けまして、日本政策投資銀行は、政府系ベンチャーキャピタルの新規事業投資の株式会社への出資を通じて、民間のベンチャービジネス支援企業と共同して投資事業組合を結成し、そして情報通信やバイオなどの先端的、また重要な分野のベンチャー企業に對する事業化支援を行つていふところでございます。

○浜田卓二郎君 三十七社二十四億円の貸付実績が見込まれますというの、平成十一年度の実績見込みで、これは一昨年の質疑のときにいただいた数字と同じなんです。その後これはうんと充実しますとおっしゃったものですか、どのぐらになつていふのかというのがきよう聞きたかつたものですから。

○副大臣(若林正俊君) 先ほど平成十年三十九億二十四億と申し上げました。そのことを御指摘だと思ひます。

十一年度は、四十二億二千六百億円になつております。

○浜田卓二郎君 十二年度の見込みが幾らになりますか。

○参考人(小村武君) 十二年度のただいまの見込みは、四十二億、約二十一億円でございませう。

○浜田卓二郎君 百二十一億円ですか。——二十億。減つていふわけですか。これは資金需要がないんでしうか。

○参考人(小村武君) 御相談の件数はふえておりまして、約三百件の御相談がありました。その中で事業化できるものとして本年度の見込みは約四十二億というところでございまして、まだまだ努力をしないといけない段階だと思ひます。

○浜田卓二郎君 総裁、引き続き。

このときに資料をちょうだいいたしまして、インキュベーションファンドということで、投資もします。先ほどの副大臣の御答弁の新規事業何とか組合というやつですか、そこを通じての出資ということですか。これは私の二年前にいただいた数字で、十一年度補正予算で五十七億、インキュベーションファンドの数字としてそういう額をお知らせいただきましたけれども、これは最近はどうなつていふんでしうか。

○参考人(小村武君) 五十七億の予算を経済対策の一環としていただきました。ただいまIT関係とそれからバイオの関係について、民間の方々の御協力も得ましてこの二つについて基金造成をしております。そのほか、もう一つ、マテリアルについて近いうちにファンドを形成したいと思ひますが、バイオにつきましては民間分を含めて約三十億、ITについては約同程度程度のものを予定しております。

○浜田卓二郎君 私の期待とは全く違ふ展開だなと思つておりますけれども、要は、銀行の貸し渋り、あるいはそこまで言わなくても、なかなか積極的な資金融資というのが民間の銀行から出てこない。そしてリスクマネーみたいなものはほとんどもう期待できない。

そういう中で、今ぐらゐ新規事業の創業とか育成が重要なときはないと思ふんですね。産業構造が変化するという意味は、片方はつぶれるあるいはリストラということになり、そこで生まれた失業が新しい企業、新しい産業に吸収されていって初めて変化するというものであつて、そうじゃなかつたら、産業構造に穴があくといひますか、そんなことになつちゃうわけ、それが大事ですよといふことをぜひまた繰り返して申し上げたいんで

すね。

その分、マザーズとか、いわゆる直接資金調達の場合有効に機能しておいて日本の新規企業が続々立ち上がっているという話を余り聞かないものですから、間接金融の部門で意気阻喪しているということは、本当の新規産業育成ということができていないと。最近の新規事業の開業率といいますが、これはどうなっているか、ちよつと数字は持つておりませんが、三・七％ぐらいというのが一昨年の数字であつて、低下傾向にあるということでありました。これは私はゆゆしき問題だと思ふわけでありました。

前身は日本開発銀行であり北東公庫であり、そういう時代の役割がその名前において、あるいはその制度において終わつたというか変化したから政策投資銀行になられた。今の政策金融の眼目というのは何かといふと、それはもう傾斜生産方式でもないわけでありまして、政策的に金融をやらなきゃいけないという分野は、私は最も大きなテーマの一つが新規産業の育成だと思ふんですね。ですから私は、繰り返しますけれども、ひとつ思い切つて政策投資銀行には頑張つてほしいし、それを政府もバックアップをしてほしい。

一昨年のやりとりの中では、融資体制も充実をしますとおっしゃつた。たしか人数まで何つた記憶があります。今覚えていませんが、多分、たつた二十七億円しか融資実績が見込めない分野でそれほどの力を入れていられるようには受けとめられないんですけれども、どうかひとつ総裁、そしてまた副大臣、御答弁になりましたけれども、大事な分野ですから、そうじゃなかったら、民間金融機関の貸し流し補完ぐらいの政策金融だったら、何も仰々しい制度を設けてやる必要はないというぐらいに思つておりますので、総裁の決意を承りたいと思ひます。

○参考人(小村武君) 先生御指摘のとおり、平成十一年十月から私も新しい政策金融機関として発足いたしました。終戦直後の焼け野原から今

日に至る発展の過程で、産業金融を中心にした旧開発銀行の役割も大きかつたと思ひますが、現時点における政策課題というのは、先生のおっしゃるような新しい分野で、そこで知恵と情報を駆使して私も政策金融に取り組まなければならないと思ひます。

先ほどのパイオの件も、これは育てるまで約十年ぐらひかかります。やつと卵を抱いてこれからやろうという段階であります。特に私も力が入れられておりますのは、初期の段階の、民間のベンチャーキャピタルが出てくる前に新しいビジネス・シーズ、種を探して、そこを発掘させて、アーリー段階、最初の立ち上がり、ここを中心にして、今各大学と提携をしたり、それから資金面だけでなしに、これはやはりいろんなネットワークが必要でございます。私も、東京大学のTL Oの設立とか東京工業大学の設立等にも参加いたしました。そういう大学とか企業とか外国の企業、研究機関、こういうものとのネットワークを駆使しまして、そういう面での知的な支援も行つてまいりたい。今、卵を抱いてこれから大きく育てようという段階でございますので、よろしく御支援をお願いしたいと思います。

○浜田卓二郎君 総裁、結構でございます。ありがとうございます。

次に、柳澤大臣に少し伺いたいと思ふんですが、今株式相場を聞いてみますと、午前中一万三千元を割りましたけれども、また少し戻して、六十七円安で一万三千三十六円であるということでありまして、結構だと思つております。

宮澤大臣とは何度か問答をさせていただきましたが、たけれども、やっぱりアメリカの株が下がつて日本の株が下がるのは当たり前だという発想からは離脱しなければいけない。大臣は、政府は株価に對して中立であるとおっしゃつておられまして、それはそうだろうと思ふんですね。ただ、アメリカの株が下がればしょうがないですなというようなお話は、やっぱり雑談であつても財務大臣がおっしゃると影響が大きい。むしろ逆に、アメ

リカの株が下がつて日本の株は下がる必要はありませんなというようにことをせよ、記者さんとの懇談の場でも結構でありますし、要するに、ピークにある株価と底値にある日本の株価が一緒に連動する愚は何か、政策によりというほどではありませんけれども、断ち切る方向というのをぜひ御工夫をいただきたいと思ひます。これは答弁は要りません。

それで、株価についてでありますので、若干それとの関連で柳澤大臣に伺いたいと思ひますが、午前中のほかの委員とのやりとりの中で、与党の株式買い取り機構提案について、それは民間の話だからしょうがないんだ、民間がやるのならしょうがないんだという趣旨の御発言がありました。しかし、最後にこうおっしゃいましたね。本当の問題はデリバリー、最終所有者に、つまり個人投資家ですか……

○国務大臣(柳澤伯夫君) 機関投資家。

○浜田卓二郎君 機関投資家、個人投資家に対するデリバリーをできるだけ速やかにやらせることだとおっしゃつた意味がよくわからないんですけれども。

つまり、間を挟んで仮にそういうものができちゃつたとしても、最終目標は個人投資家なり機関投資家の所有であつて、そこに速くデリバリーさせようと、そういう趣旨でしようか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 党の文章にも載つていてるわけでございますけれども、民間ファンドによる株式買い上げ機構の創設ということの中に、株式の持ち合い解消の方法として活用し得る上場投資信託、ETF、これエクスチェンジ・トレイデッド・ファンドということなんですから、ここに言及があることに御留意をいただきたい、こう思ふわけでございます。

民間ファンドの方が非常にクローズアップされておりますけれども、同時に、ETFのようなもの、上場インデックス投資信託というふうにも訳されておりますけれども、そういうものでもって個人の投資家及び機関投資家というふうなところ

に買つていただくこと、そういう手法も金融機関における株式の持ち合い解消の手法として考えられていると、こう書いてあるわけですね。

そこで、今この買い上げ機構の問題いろいろ議論があつたわけですが、これもあるということでございます。何と申しますか、このエクスチェンジ・トレイデッド・ファンドの方が私もとしては、むしろこれができればより本格的なものになる、当然のことでございます。最終投資家にもうその株式が渡るわけでございますから。それに反して、買い上げ機構といへどもこれは最終投資家ではありません。

いずれにせよ、そこに大きな塊があるということになると、今金融機関が持つてゐる株式も、これがオーバーハングと言われるわけですから、株式市場に對する供給圧力になつてゐる、そういうものとしてオーバーハングしてゐる、ぶら下がつてゐる、そういうことはこの株式買い上げ機構をやつても実は変わらない。もちろん変わる部分はあるわけですが、基本的には変わらない。やつぱり基本は、最終投資家の手に株式を渡さなければ本当の意味の解決にはならないんです。そういうことをどちらかという中心に考えておるわけで、それとこの買い上げ機構がどういふふうにリンクするのかしないのか、このあたりのことはこれから民間などの意見も聞きながら問題を考へていきたいと、こういうことをちよつと申したということでございます。

○浜田卓二郎君 それならばいいんですが、何か少しでも色気のあるような発言に聞こえたもので、私、こう思ふんですよ。与党が提案をしました、金融庁も金融担当大臣も否定しなかつた、そういう話になつたら、今まで護送船団方式でやつてきて、しかも今再生途上にあつて、さらに当時よりは強い規制を当局から受けてゐる銀行にとつては、これはやれと聞かざるわけですね。私はだから、それは民間がおやりになることだから勝手ですという話じゃないというふうに、全体像から

すれば思わざるを得ないですね。やつぱり質の悪いものはつくりやすい方がよいというのが私の結論で、そうであればしっかりと御意見もおっしゃっていただきたいと思うんですよ。民間がやればというのは、民間が嫌々やつたって何の役にも立たないんです。あの債権買取機構がそうだったでしょう。

宮澤総理の当時の案は、日銀からやはり特融を、日銀の特融とまで特定しているかどうか、要するに、公的資金を使った不良債権処理機構というのを宮澤総理は当時お考えになったはずなんです。あの当時、洪ちんと言われたあの三重野総裁も、その用意があると日銀は言ったんですよ。それでできたと思つたら、できなかったんですよ。それで結果としてできたのは民間買い取り機構ですよ。これ、嫌々、皆さん資金を、嫌々かどうかちよつと余分ですけれども、資金を出し合つて三兆円規模の民間の買い取り機構ができた。そんなものはいきさつでつくつたというだけであつて、実際には機能していないわけですよ。

だから私は、そういう方法で何か解決策になつたというふうな錯覚を持つよりも、これはもうやめた方がいいというふうに思うんですよ。

ただ、今金融機関が保有している株が簿価で、この間の御答弁は三十七兆でしたが、四十兆円近いものがある。それで、これが今一万三千円に戻つたから、私も少し何かいい気持ちになりますけれども、この株価の変動によつて、これだけの保有株を持った銀行の経営とか、さらには融資に対するビヘービアまでが大きな影響を受けていく。それはやつぱり何とか避けたいという気持ちは共通してあるわけで、この間、予算委員会でも文京女子大学の教授の方が意見陳述をされて、まさにこの四十兆円規模の銀行買い取り機構というのを政府保証債をもつてつくれという御提案をしておられました。

だから、どの提案がいいか、私は、買い取り機構が妙な形でできるというのは、これはよほどしつかりした議論がないと危ないと思つています

し、これは余りいい手ではないとは思つております。ただ、みんながそこに危惧を持つていて、このことは事実でありますし、銀行の実務家の間で、この評価損の問題をどうするかというのは、実は真剣な議論になっております。

この前の委員会でも土地の評価益との相殺の問題を申し上げたら、それは自分の好みではないと再生委員長御答弁になつて、私も別に好みで物を言つていられるわけがありませんで、それが好き嫌いというよりも、やはりこの四十兆円になんかんとする銀行の保有株式の問題を何とかしなきゃいけないと、その問題意識を言つていられるのであつて、私は、この問題については、さらに具体的な対応についての検討を大臣の責任のもとで進めていただきたい、その希望を表明しまして、答弁は要りませんから、私の質問を終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史でございます。

私は、金融庁並びに国土交通省も関係しておりますが、自動車損害賠償保険、いわゆる自賠責保険の問題について質問をいたします。

今国会で自動車損害賠償保障法及び自賠責再保険特別会計法の一部改正案が提案されることになつておりますけれども、きょうはこの改正案に関連して、交通事故被害者、とりわけ重度の後遺障害者の方々の救済対策に絞つて、金融庁並びに国土交通省、また関連して財務省のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

お手元に資料を配付させていただきました。自賠責保険による被害者救済のスキームといふのは若干ややこしくなつておりますので、この資料をごらんいただきながら質問を進めさせていただきますというふうに思います。

第一点は、重度後遺障害者の現状について基本的な認識をお伺いしたいというふうに思います。この資料の最初のところにメモをしてありますが、ともかく交通事故の死傷者はますます増加している。昨今、緊急医療の発展というのがありますので、命は取りとめたものの重度の後遺障害

者になるという方がふえておまして、この十年で二倍になつていふふうなことでございまして。

まず、国土交通省にお伺いしたいんですが、九八年度一年間で、この資料にありますとおり千九百四十四人の方が後遺障害者になつてしまつたということですが、この十年間でトータルでどれくらいの方が重度の後遺障害者になつたのか、そのうち常時介護を必要とする方は、この十年間で結構なんです、トータルで何人になるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(金子賢太郎君) 御説明を申し上げます。

平成二年度からの十年間でございましてけれども、後遺障害等級、これは全部で十四級、十四ランクに分類をされておるわけでありますが、そのうちの上位一級から三級までに該当される方を重度後遺障害者というふうに呼称をしておりますけれども、これらの方々につきまして、保険金の支払いベースでございまして、十年間で一万六千二百三十六件という数字になっております。そのうち、お尋ねの常時介護が必要と考えられる方々は、約半分に当たります八千五百六十八件となつてございまして。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

国土交通省として、今後、交通事故による重度の後遺障害者の数はさらにふえるというふうにお考えかどうか、また、何か推計なりされておりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(金子賢太郎君) 国土交通省として、事故あるいは重度後遺障害者の数自体につきましての推計というものを的確なものとして持つておるわけではございませんが、昨今の交通事故の状況を見ますと、事故の件数でありますとか死傷者の数というものが史上最悪を更新するといった極めて憂慮すべき状態の中で推移しておりますので、私どもとしましては、被害者の救済対策というものの充実が喫緊の課題であるというふう

うに認識をしております。

○大門実紀史君 今、交通事故に遭うのはやはり子供あるいは若者が多いわけであつて、したがつて後遺障害者になるのも子供や若者の方が多いというふうになつております。その点では、親御さんにとつては、緊急医療が発達したということで、命は取りとめてくれたというふうなことで、九死に一生を得たということで、そのことは大変な喜びなわけですが、ただ、その一方で、御家族には重度後遺障害者の介護という大変重い現実が待ち受けていられるのも事実だというふうに思います。

その中でも、遷延性障害、余りこういう言葉を使いたくないんですが、いわゆる植物状態になる子供たちもかなりの数に上つていまして、そういう場合ですと、特にやつぱり親御さんたちに経済的にも、肉体的にも、精神的にもかなりの負担が今かぶつていられるというふうに言えると思つております。

その中で、後で触れますが、交通事故に遭つた重度の後遺障害者の方々に對する現在の介護給付が必ずしも十分ではありませんし、またその行政のサポートも大変不十分だという中で、そういう子供たちあるいはその若者を抱えた御家族というのはかなりぎりぎりのところで今過ごしておられるというのが実態だというふうに思います。お年寄りの介護と違ひまして子供の介護ですので、親の自分が倒れたりあるいは亡くなつた後どうなるのかという、親亡き後のことを皆さん心配されておられます。残念なことに、中には子供の将来を悲観してともに命を絶つてしまふという事件もこの間起きているところです。

いづれにせよ、この問題というのは、交通事故がふえる中で急いで、しかもこれはもう与野党問わず政治の責任として取り組むべき課題ではないかというふうに考えるところです。

そこで、この自賠責保険を、国土交通省もかわるわけですが、全体として所管されております金融庁として、柳澤大臣です、特に重度後遺障害者のことについての認識と、あるいは救済対策

に取り組む姿勢というものをぜひこの機会にお聞かせいただければというふうに思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 大門委員が御指摘のとおりでございます。最近、救急医療技術の発達等を背景に、交通事故による重度の後遺障害者が急増している、こういう指摘が我々の方の答申、政府側の答申にも指摘をされておるわけでございします。被害者の多くは多額の費用を介護に必要とするために、死亡したよりも賠償額も多額になっている、こういうことも同時に指摘をされているわけであります。

したがって、これを受けまして、金融庁といたしましては、関係省庁と協力をしながら、重度の後遺障害者に対する介護費用を保険金の支払い対象とする、これは格別法律改正までは要しないようにございしますけれども、そういうようなことなど、自賠責答申で指摘を受けた事項の具体化に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○大門実紀史君 その自賠責審議会答申については後でまた触れさせていただきますが、被害者の家族の中には、今、非常に少人数ごとなんですけれども、会をつくって会員間の相互の相談活動をやられたり、あるいは自治体も含めて行政に要請行動をされたりしている動きもあるんですけれども、全体としてはまだまだ、そういう活動といえますが取り組まれている方は少数でありまして、マスコミもこの間時々クローズアップはしてくれているんですけれども、全体として非常に社会的な発言力がまだ弱い中でいろんな心配を抱えておられます。

この資料の(2)のところにちょっと図解をしておきましたけれども、今度再保険が廃止されるといって、この再保険制度そのものは国土交通の委員会会で議論されると思いますので、これに関連する被害者救済のところでも質問させていただきます。わけですけれども、ただ、この再保険の廃止の中でどうも私が心配しておりますのは、損保業界あるいは自動車業界というかなり大きな力のある業

界のいろんな要望なり要求のはさまでこの被害者の人たちの問題が踏みつぶされはしないかと、あるいは本当にきちっと取り上げられていくのかという不安を実は抱えているところです。

保険会社は当然、企業利益を追求するのは当然ですから給付を少なくしようとする、この間もいわゆる出し渋り問題でいろいろ適正勧告が出たりしたところでありまして、自動車業界もできれば自賠責の保険料は、これは車を購入するときに払いますから、安い方が車も売やすいということとで保険料を下げたいと、下げてほしいと。つまりこれは、運用益が出た場合は、被害者救済よりもユーズ還元といいますか、保険料を下げる方に使ってほしいというふうな要望が出てくるわけです。

そういう中で、この再保険廃止の中で、きちっと被害者救済だけは守っていただきたいといいますが、後で触れますが、水準が余り十分ではありませんので、むしろ発展させていきたいというふうに思うわけです。その上での、被害者等の方々、特に後遺障害者の方々の実態なり御要望なりを把握する仕組みといいますが、システムをやつぱりきちっと制度の中につくっておく必要があるというふうに思います。

具体的にこの辺は質問した方がいいと思いますけれども、金融庁の自賠責審議会には、今、損保業界の代表の方、また自動車業界の代表の方、学識経験者の方々、それと被害者の代表としては、臨時委員でありますけれども、交通事故遺族の会の井手さんが入っておられるというのは知っておりますが、ただ、これから大きなものになってくるであろう後遺障害者の方の当事者はまだ入っておられないわけですね。これは、前もって伺いましたら、今後、その被害者救済というのは自賠責審議会だけでやるには限らないと。場合によっては、金融審議会の中の自賠責制度部会というんですか、そこでやるケースもあると。いろいろだということを知っているんですが、いずれにせよ、これから大きな問題になってくる

わけですし、自賠責審議会の答申でもそこは対策を強化しようとなっているわけですので、ぜひ、どの委員会になるかは別として、そういう後遺障害者の被害者の会の当事者の方をその委員に加えていただく方向で御検討いただけないかというふうに思います。金融庁としていかがか今のところお考えか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○副大臣(村井仁君) 若干技術的な話になります。私の方からお答えをさせていただきますと存じます。

自賠責保険につきましては、昨年の六月、自賠責審議会における答申をちょうどいいところとございまして、その要旨は先ほど柳澤大臣から申し上げたとおりでございますが、私どもとしても、その着実な具体化というものを図つていく、これが非常に重要な課題だと思っております。

その場所としまして、私どもとしては、金融審議会の自賠責制度部会というのがございしますが、ここで御研究をいただこうと思っておりますが、その際に、先ほど御指摘のように、重度の後遺障害者の問題というのは確かに大きな問題でございしますので、できれば、私ども、関係者からのヒアリングを少し丁寧をやつていただこうかと、こんなふうに考えておるわけでございます。

と申しますのは、金融審議会の自賠責制度部会と申しますのは、実は部長以下四人という非常に限られた学識経験者で構成しているところとございまして、そこで公正な御判断をいただければと、こんなふうに思っております。ございまして、そこで、再度申し上げますけれども、被害者の方の関係者からよくお話を聞かせていただく、そういうことでその御意見をできるだけ反映するように努めさせていただきたい、こんなふうに思っております。

○委員長(伊藤基雄君) ここで委員長から申し上げますが、現在、委員会は定足数に達しております。参議院委員会先例録四八「委員会開会后一時定

足数を欠く場合においても、質疑についてはなお委員会を継続する」という条項をもって継続しておりますが、大分長い間そのままになっておりますので、ここで暫時休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後三時五十九分開会

○委員長(伊藤基雄君) 委員会を再開いたします。

○大門実紀史君 今、副大臣から御答弁いただきましたけれども、ヒアリングはもう丁寧に行っている機会を設けてお願いしたいんですが、その自賠責制度部会には臨時委員を設けられるのかなというふうな気もするので、きょうはこれ以上申し上げませんが、昨年の国土交通大臣の諮問機関であります例の自賠責のあり方懇談会には臨時委員として参加されておりますので、ぜひ委員として、臨時委員という形で委員として参加されることも含めて、今後御検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、先ほどの資料を見ていただきたいと思います。なんですが、この重度の後遺障害者の方々に対する介護給付といえますのは保険の基本的な保障には今入っておりませんで、この右側の再保険というふうな特別会計の運用益で今支給がされているというふうな形になっております。この運用益の特別会計といえますのは今約二兆円近い膨大な金額がたまっているということですので、この特別会計に関連して幾つか質問をさせていただきます。

まず、大変素朴な疑問なんですけれども、自賠責保険というのはノロス・ノープロフィットというところになっているわけですが、なぜこんなに膨大な二兆円もの運用益がたまっているのかと、本当に素朴に不思議に思うんですが、これは金融庁あるいは国土交通省、どちらでも結構ですからお答えいただけないかと思ひます。

○政府参考人(金子賢太郎君) 御指摘のとおり、

められた金額ということですね。それだとやっぱりわからないと思うんですね、その実態が今どれだけ大変かということが。

それで、いろいろ実態を私も家族の方とお会いしましてお聞きしましたけれども、全部いろいろ述べている時間もないんですが、一つの例だけ申し上げますけれども、カニユレという言い方を申すんですけども、いわゆる遷延性、植物状態になった子供たちなんか特にそうなんですが、のどにカニユレという管を通してたんを吸い出すんです。これは実は医療行為でして、本当は医者さんか看護婦さんしかやっちゃいけないことなんですけれども、在宅介護で親がやる分には目をつむつて。親がやっても本当は医師法違反なんですけれども、ミスをして裁判にならないです。親だとならないということで親に任されているというふうな実態があるんですが、これを実際に医師法に基づいてお医者さんなりあるいは看護婦さんを頼んで、これは一日に十数回やらなきゃいけないらしいんですけども、頼んだ場合もやっぱり六千円、八千円かかってしまうというふうなことがあるんですね。遷延性の場合、特にそういういろいろなケースがあるわけですから。

また、先ほど申し上げましたけれども、子供たちが後遺障害者になったケースを今お話ししているわけですが、当然兄弟がいたり、親御さんもまだ働き盛りの年齢だとすると、共働きだったという場合でヘルパーさんを例え一日四時間頼んだとすると、時給は今、大体九百五十円とか千円ですから、それだけで四千円一日にかかってしまう。あと必要経費を含めたらもうそのプラス五百円なんてすぐ飛んでしまうということ、全然実態に合わないのが今の二千二百五十円、あるいはヘルパーさんを頼んでも四千五百円ということだと思いませんか。

労災保険等々いろいろ言われましたけれども、労災保険も、平成八年の介護給付を組み入れると

きの議論の中で、有識者の方々はかなり低いんだと、労災のその金額も低いんだという議論なり意見を出されたところですから、その低きに合わせるというんですか、低い方を基準にするんじやなくて、先ほど申し上げましたとおり二兆円も運用益があるわけですから、ぜひそれを取り崩してでも、今実態に合った金額に早急に改善してもらいたいというふうな思いですが、もう一度今後の検討方向をお答えください。

○副大臣(村井仁君) 実は、先ほどちょっと引用させていただいた自賠責保険審議会の答申でございまして、そこでただいま委員御指摘の介護費用の問題につきましても言及がございまして、「介護に要する費用を保険金としても支払いの対象とすべきである。」と、こういう指摘がござい

ます。それから、その際の支給対象者の範囲でございまして、か、こういうことにつきましては、今ちょっと労災保険の問題につきましても、あるいは介護保険のレベル等につきましても委員から言及がございましたが、答申では、引用させていただきまして、「労災保険の給付の状況、都道府県等が支給している介護費用等との関係等を踏まえて、早急に検討する必要がある。」、このような指摘がなされているところ、ございまして、現在まで保険金の対象としないものでございまして、先ほど委員御指摘がございまして運用活用事業ということで見てきたわけですが、それから一歩進んで保険金の中に入れるべきだと、こういう指摘がされていまして、後その答申の趣旨を十分体しまして私どもとしまして対応をまいりたいと思っております。

○大門実紀史君 その問題は、自賠責審議会での答申に關係して、今後この介護給付をどうするかというのはいちよつと後でまたお伺いしたいという

ふうな思っているんですが、今の運用活用事業の中でも私はやれるというふうに思いますし、自賠責審議会の答申そのものの中にも、労災保険だけじゃなくて、都道府県が実施している介護保険も参考にしていいと思いますか、それも考えないといふに答申が出ているわけですから、やっぱり今低いということは認められているんだなというふうに思いますので、その運用活用事業の中でも今すぐにも、私は、あれだけの金額があつて、それだけのものを手当てする財源は十分あると思ひますので、今後のことも後でお尋ねしますが、できるだけ早く引き上げていただきたい。そのことをぜひ至急御検討していただかないと、本当に悲惨な状況、ぎりぎり歯を食いしばって頑張っておられるというふうな状況、これ以上待たせていいのかということもありまして、運用活用の中としても引き上げをぜひ早急に御検討いただきたいというふうに思います。

それで、次に金融庁にお尋ねいたしますけれども、先ほどの自賠責審議会答申のことですが、あの答申の一つの目玉は、在宅介護を支援していくということがかなり前面に出ていて、その辺ではかなり前進面もあると私も思うんですけども、ただ、これは裏を返せば、家族が面倒を見ていけば、家族が中心にやってくれというふうなことでもあるわけなんです。

それは、十分な給付なり、ショートステイ含めていろいろな環境が整備されればまだしも、それは今後検討されるんでしようけれども、一番そこ心配なのは、また家族の方々が心配されているのは、先ほど冒頭に言いました親亡き後の介護といふんです。親が倒れたり先に亡くなったたりしたらこの子どうなるんだらうというところが一番日々不安に思つていらっしゃるわけですが、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○副大臣(村井仁君) このあたりは、自賠責審議会の答申におきましては、「運用活用事業の見直し」というところで療養センターにつきましては、付言がございまして、療養センターについては、

現在計画している増床を進めるとともに、短期入院制度等についての支援を実施するというくだりがございまして。そんなような形で対応を答申では指摘をしているということでございます。

○大門実紀史君 そうすると、その療養センター、今度岐阜にできて、今四カ所になって、それでもベッド数は合計で、いろいろ含めると二百四十ぐらいいいかなというところをお聞きしてありますが、今の副大臣の御答弁ですと、親亡き後のことは療養センターで考えていくというふうにおっしゃるということは、それなりの増設といひますか、療養センターをこれから全国各地にやしていくというふうな考えでしょうか。

○副大臣(村井仁君) このあたり、答申の段階では、療養センターをふやすということではなくて、現在計画中の増床をきちんとやるという指摘をいただいているということでございます。

○大門実紀史君 今回の予算案にも入っておりますけれども、後で国土交通省の方からお考えを聞きたいと思いますが、先ほど言いましたけれども、一万余人なり八千人なり、そういう交通事故による常時介護の必要があるという状況に見合うだけの予算措置もなければ計画もないのが私は実態だと思ふんです。もちろん療養センターだけではありませんで、協力病院なりそういうところでの増床も含めてちゃんとした財政措置がとられれば、それを引き受ける病院もふえるでしょうから、それは一つの方法だと思ひます。

ということは、療養センターだけではなくて、協力病院を財政措置をきちんとしてふやしていくというふうなことも含めて、これからそこを手当てしていく計画というのはあるわけでしょうか。

○政府参考人(金子賢太郎君) 確かに、療養センターだけでなくという方針はちよつと私どもとしても無理も多いかと思つておまして、療養センターの整備とあわせて、在宅介護を支援するというような趣旨から短期入院の制度を設ける、その中では、先生おっしゃられましたような協力病院の制度も十三年度から取り組みたい、そういう

ことを通じて負担の軽減あるいは在宅介護の支援を進めてまいりたい、こういうふうにご考慮願うわけであります。

最初の療養センターの整備の方につきまして、先ほどちょっと御説明がございましたけれども、現時点での病床の数は百三十床でありますけれども、この六月に中部療養センターというのが開業いたします。さらに、現在、既存のセンターの中に併設するという形で介護病床の整備も進めておりまして、この辺も計画的に今後取り組んで、病床の数、全体のキャパシティを少しく増加させていきたいというふうには考えております。

○大門実紀史君 実際に出てくる計画に細かく触れる時間にはちょっとありませんけれども、全然規模に合わない、実際の要望があるあるいは待機されている人たちの規模に合わない、その十分の一以下ぐらいの手当てしか今されていないということとを、今後努力していくというところだけで済まないと思いますので、もっと抜本的な、親御さんが万が一のときの介護体制というのを検討していただきたい、対策を強化してもらいたいというふうに思います。

最後に、先ほどもお話ししましたけれども、私も、介護給付そのものを保険の本体にしたいんです、保険の保障の中身そのものにやはり入れていくべきだろうと。これからこれだけ重要な大きな問題になってくるわけですから、別個ではなくて、保険の保障給付の中にそのまま組み込むべきだということに思います、今後それはどういうふうに進められていくのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(村井仁君) 先ほど申し上げました昨年六月の自賠審の答申にのっとりまして、関係省庁と御相談をしながら、ただいま委員御指摘の重度の後遺障害者に対する介護費用、これを保険金の支払い対象とする、こういう方向で検討を進めてまいり、早急に実現するように努めたいと存じます。

○委員長(伊藤基隆君) 時間が来ていますよ。

○大門実紀史君 きょうは介護給付の問題しか触れられませんでしたけれども、そのほかの不十分な問題もございまして、ぜひ金融庁、国土交通省、それぞれこの救済対策に今後御努力をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○大淵絹子君 午前中の質問し残した点を柳澤金融大臣に一点だけ聞かせていただきたいと思います。

不良債権の処理を進めても、土地の価格の下落がとまらなければ、またその土地が不良債権化をしてしまうのではないかと懸念をされておりました、総理も米国の記者会見の席で新たな対策会議を開いて検討していくというようなことを発表されておられますけれども、柳澤大臣の土地下落に対する歯どめの考え方を私はぜひお聞きをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、金融の問題を扱う責任の場の前に、実は土地の問題を扱う国土庁の長官を拝命しておたわけでございますけれども、土地の値段が下がる、こう一般に言われておりますけれども、最近になっては二極分化ということが言われ始めております。都心でもみんなが使い勝手がいいというような土地はむしろ確実に下げてまわっているという現象が見られる一方、そういう特殊な条件でないところはまだまだ下がって、下げ幅に少々変動がありつつも下がっているという事態は変わらない、こういうことであらうかと思っております。

そういう事態と金融の関係を見ますと、何と申しますか、これもまたや専門的になって恐縮かもしれませんが、まず要注意先、これは要管理を含めてなんですけれども、どうしてそういう要注意、要管理というふうになるかといいますと、その事業体の話そのものでありまして、資産の話ではないわけでございます。事業がうまく回っているか回っていないかということで、回っていないかそれは要注意先、一番悪くても要注意先という

ことになっておりまして、資産の低下というようなもの、それ自体としては問題になりません。

一方、破綻懸念先のような、そういうかなり悪くなった先の場合には、その担保にとつては土地というものの資産価値というのには非常に神経がいくわけでございます。何となれば、それはフロアのお金でも多分回収できないだろうということでございますから、彼らの持っている資産価値がどのぐらいかということに勢い注意がいくということでございます。そういう場合には、まさに土地の価格の下落というものがありますと、それだけ資産価値が悪いということ、さあこれをどうしようかということになるわけですが、これについては実は、資産の評価、土地の評価そのものについて少なくとも一年に一回、望むらくは半年に一回、評価をアップデートというのか、最近時の評価に評価がえしなさいということが言われております、当然のことながら、いわば実際に処分をするときの売り急ぎの価格への影響というものを考えて、掛け目を掛けるというようなことをしているわけでございます。

ですから、不良債権が発生するというふうに今先生はおっしゃられたんですが、それは、そのことだけでは実は要注意先から破綻懸念先にはむしろ行きません。事業さえ回ってれば、実際使っている工場の用地が幾らになろうとこれは関係ない話でございます、そういう考え方はないわけです。一たん不良債権になると、不良というか、今言ったように破綻懸念先になると専ら資産によつてしか回収はならないということで、資産価値が変わるということは神経質になります。

したがって、正確に言うところのことでございます、不良債権を増嵩させるかという、そうはならないということでございます。

○大淵絹子君 宮澤大臣にお伺いをしていきたいというふうに思います。

デフレの定義を変えられましたけれども、新しい定義によるデフレはいつごろから始まっている

のか、お答えをいただけますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この間もデフレの定義についてお尋ねがございまして、私は厳密な意味での定義を存じませんということを申し上げました。

たまたま政府では、この間、三月の月例経済報告におきまして、仮に「持続的な物価下落」をデフレと定義すると、現在、日本経済は緩やかなデフレにある。」ということをご記憶しております。ですから、それはデフレの定義の一例というつもりでございまして、二年連続で物価が下落した場合は、こういうことは我が国で戦後初めてでございますが、したがってそういう状況と、この定義によりまして、政府はそういうこととして使っております。

○大淵絹子君 そうしますと、卸売物価が、九〇年代からずっと二〇〇〇年に至るまで、一時期、九四年の半ばあるいは九六年の半ばにわずかに上昇を見ますけれども、それ以後はずっと下落状況にあったわけですが、この十年間は、新しい定義に基づくデフレ状態であったということになるのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今申し上げましたのは消費者物価について申し上げておまして、卸売物価の場合には、我が国の場合は国の生産性かなり長いこと持続的に上昇いたしましたことと、それから輸入、昔の円がやがて高くなったことから、卸売物価にはこういうことが私には多分何度かあったのではないかと思います、私の申し上げたのは消費者物価についてでございます。

○大淵絹子君 ですから、消費者物価だけで、物価下落ということでデフレということでは定義をされるのかという、そうではないと思いますよ。消費者物価、卸売物価、総合的な物価の下落ということになるのではないかなというふうに思うのですけれども、そこは違うのですか。

消費者物価が二年間連続して下落するという、その傾向をデフレというふうに定義をするわけでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) せんだつての政府の月例経済報告では、そのようなものとして緩やかなデフレにあるということを申し上げております。これは別に、デフレとは何かということを厳密な意味で定義をしたわけではございませんで、すけれども、現在のこのような消費者物価の二年連続下落をしたという状況は、まあこれはやっぱりデフレと言っているのではないかなというところから、月例経済はそういう用語を使ったと思います。

○大淵綱子君 エコノミストたちは、全部がそうではないかもしれませんが、デフレについて語っておられる人たちは、この九〇年代の日本の経済の流れそのものをデフレと認識をしなければいい回復策というのが出てこないというふうに言われておりますけれども、そのことについては、大臣はそれではどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 九〇年代というのは、十年でございすか。

○大淵綱子君 そうです。

○国務大臣(宮澤喜一君) そこは、さあ、為替もございすし、消費者物価がそうでないのに、卸売物価がそうであるということで、デフレということとを定義していいのかわか、私はそういう定義が正確にあるとも存じませんし、やっぱりこれは消費との関連で考えることが多いと思ひますから、卸売物価ではなくて消費者物価ではないかと私は思ひます。

○大淵綱子君 いわゆる昭和デフレと言われるときには、卸売物価そのものが前年度比で一八%も下落をするという極めてはつきりしたデフレ状態というのが出てきていたもので、デフレだということとが今でもわかると、歴史的にもそうだと。しかし、九〇年代は最大でも九四年に一・八%の下落だけなんです。一番多いところで一・八%の下落なんです。ですので、この差が余りにも小

さいために、いわゆる昭和デフレを経験をした、あるいは知っておられる皆さん方は、失われた十年とよく言われますけれども、この十年間をデフレと認識できなかったばかりにその対策が非常におくれたと、いわゆるケインズ主義的な直接投資、公共事業に偏った投資しかできなくて、このデフレから回復をしていくことができてしまったという指摘をかなりされているわけですが、この考え方にはそれではどのようにお答えになりますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和と言われましたのは昭和二年のことでございますね。

○大淵綱子君 一九三〇年。

○国務大臣(宮澤喜一君) 当時、一種のバニック状況であったと思いますが、その後そういう経験は、戦後直後のことは、これは別の経済ですが、石油危機でもございせんから、ああいうようなことは今日までなかったのではなからうかと思ひます。

ちなみに、消費者物価で申しますと、一年前の年より消費者物価が下がったという経験は、たしか戦後、昭和二十五年はあいうときですから、ドッジラインのとき。合わせまして四回か五回しかない。二年連続して下がったというのは今回が初めてのごいす。

○大淵綱子君 物価を下げる要因には、規制緩和とかあるいは技術の進歩、あるいは供給側の革新的な動き、それから部分的な需要の不足などが考えられますけれども、必ずしも悪い要因だけではないように思ひます。国民生活にとって物価安はむしろ望ましいということもあるわけですね、消費者物価などについては、よくユニクロの問題などが出てきますけれども、私たち消費者生活をする者にとつては、むしろ物価の下落というのはそう悪いことではないというふうに思ひます。ですから、デフレというとか何かすごく悪くて大変だという印象が先に行くんですけれども、このことについて、ちょっとお考えをお聞かせください。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かに、殊に高度成長期に生鮮食料品、サービス価格が高騰を続けたために、物価問題というのは我が国の経済にとつて一番シリアスな問題でございす。専らそれが政治の課題であったことは事実でございすから、物価が上がるというところは消費者にとつてもよりいいことだと思ひます。

ただ、その場合に、物価が恒常的に下がっていきますと企業の減益になる、そこまではよろしいんですが、それによつて雇用の問題に及ぶことがございすから、そこまで下がり続けるということとは、いつとき消費者にはよろしいようですけれども、全体としていいことであるかどうか。言つてみますと、安定している、〇・五%あるいはゼロでもよろしいんですが、安定しているという状態が相対的には一番よろしいのではないかな。余り下がりが続きますと別の、今申しましたような企業の不振、殊に中小企業の不振、あるいは雇用と下がり下がるほどいいということもなかなか申さないういせん。

○大淵綱子君 今回のこのデフレの最大要因は、それでは何だというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今おっしゃいましたように、物価が下がるということは、生産性が上昇した場合、それから需要が弱い場合と両方あるということとを今、委員御自身がおっしゃいます、そのとおりだと思ひますが、ただいまの問題には、やはり需要が弱いという面、それは長く申しませんが、リストラクチャーの結果、企業の純益は出ているんですが、家計所得にそれが回つてこない、時間がかかっているということが需要が弱い一番の、消費性向も上がらないものですから、原因と思ひます。

それから、生産性の方は、確かにいろんな要因がございまして、それこそユニクロ効果というようなものは、これは海外市場からの新しい商品が入ってくるという形で値段が下がっている。あるいは場合によつて、中小企業が非常に業績が悪い

ので多少投げておるといふ点があるかもしれせん。両面からあつておりまして、そして恐らくそれが雇用にも影響するようになっておるといふうに見えていいのではないかとと思ひます。

○大淵綱子君 これは午前中の質疑もつながつてくるんですけれども、世界最大の債権国である日本になぜこうしたデフレ状態というのがずっと進行してきてしまったのかということとをきちつと説明していく必要があるかなというふうに思ひているんです。そのために、将来への投資、あるいは予算の執行そのものを変えていくというようなことが必要になつてくるんじゃないかというふうに思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 何ですか、執行そのものを何ですか。

○大淵綱子君 予算の使い方を変えていく努力が必要なんじゃないかというふうに思ひます。日本は対外純資産は大変たくさん持っていますけれども、そういうものを将来への投資に向けていく必要が今あるのではないかと思ひます。

アメリカは、IT情報産業などの革命をやつてこの十年間経済成長をして、そして好景気を維持してきたと言ひれていますけれども、今、日本がさらにそこをアメリカの後追いをするような形でIT産業、IT革命と森総理は言つておられますけれども、それではもう遅いのではないかと申ひます。だから、日本はさらにアメリカの先を行くところの産業に新たな投資をしていかなければ今の状況から脱していくことはできないというふうに思ひます。

経済成長を日本がなし遂げることができたのは、いわゆる産業界において自動車あるいは家庭電化製品、あるいは情報通信などにおいてアメリカを上回る技術的な発展があつて初めて日本は世界のトップに躍り出ていくことができたんです。ですから、アメリカが既に成功している分野を後追いするような形でいつてもなかなかそこは、

新しい日本の産業の発展には、産業といふか、今の構造を開いていくようなことにはならないと思ひますので、むしろ一つその先、いわゆる環境であるとか、まあ空気、水はもちろん環境の中に含まれますけれども、食料とかエネルギー分野で新しい産業を興していく意気込みが必要じゃないかといふふうに私は思ふんですね。そういう分野にこそ新たな研究費を投入するとかあるいは設備投資に財政出動するとかという、も本当に百八十度日本の予算の執行状態を変えていくような努力がない限りこのデフレ状況というのはなかなか脱出していくことができないのではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国民経済として新しい技術を求める、それはもう極めて大切なことで、アメリカの先を行くと。私は異存ありません。

しかし、御質問の視点は、日本人がこれだけ一兆何千億という資産を持ちながら投資をしないのはなぜかといふことでございますから、それが御質問の主たる部分であつて、どうしてこんなに貯蓄率が高いとか、どうして銀行預金にばかりするのとかいふことは、確かに今回のことを通じていろいろ我々が反省をしなければならぬし、もつとエクイティーに投資をするようなことも政策としては考えていかなければならない。金を持つていながらそれを上手に使えないといふことはまことに反省しなければならぬことだと思ひます。

○大淵綱子君 野党三党は予算案の修正案を共同提出いたしました。中でも、予算委員会の中で大變たくさん議論になりました外交機密費、それから官房機密費の削減の問題なんですけれども、二分の一に削減をするという修正案を提出してあるわけですが、これは国民の感情からいっても、使われないで横領されたような金額はやっぱり少しでも削減をしなければ反省の色があらわせないといふふうに思ふんですね。

財務大臣は予算全部を統括する大臣でございま

すが、多分この機密費の問題は政府全体といたしましても非常にまずいことであり、国民に対しておわびを申し上げることが何回も繰り返されていくわけですが、おわびをするのであれば、しっかりと予算案の中で修正をする、わかりました、責任をとりましますという形で出てこない限り国民といふのは納得をしないといふふうに思ふのであります。

ところが、衆議院の修正動議にも応じなかった、修正ではないですね、組み替え動議にも応じられないといふことで、参議院でまた新たに私たちが修正案として出させていただくわけですが、これも、ここはやっぱり国民の前にきちんと、間違ひがあつたから正していくという姿勢をしつかりと見せる。たとえ幾らでもいいと思ふんですね、金額は少なくてもいいけれども、悪かつたからちゃんと直しますという姿勢がない限り国民の理解は得られないだろうといふふうに思ひますけれども、大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのことは衆議院の予算委員会におきましても本院の予算委員会におきましても非常に御議論がありまして、国民から見ても、こういう使い込みが起つたような経費はそのままでもいいのか、そういうのが国民感情ではないかといふのを背景にしたお尋ねは、私は野党の方の中にもそういうお尋ねがあつたように思ひます。

ただ、問題は、今後そういうことが絶対起らないようにしなければならぬ、あるいはなぜ起つたかといふようなことは、それはすべてをのしななければならぬわけですが、使い込みが起つたからこの予算は減らしていけない、入り用がないんだといふことの論理は私はどうしてもつながらないと思ふんです。どうつなげるんでしょうか。

○大淵綱子君 責任のとり方といふことです。明快に国民に、そういうことがあつたので、今回の予算の中で出したけれども、出した金額は必要で

出したんだけれども、しかしこういうことが明らかにあつたといふことは、ここは政府として責任をきつとるといふ形で今回はこの分減らしますと言つて国民に明らかにすることが私は大事だといふふうに思つております。

○国務大臣(宮澤喜一君) こういうことが起つたことはもうまことに遺憾なことであつて、あらゆる究明をしなければならぬ、必要によつて責任は問われなければなりません、いやしくも予算といふものが必要で計上された限りは、それを減らすことによつて政府の責任をとることになるといふ、その論理はやっぱりどうしてうまくつつかないようには思ひます。

○大淵綱子君 一度組んだものは絶対直せないといふそのかたくなさといふのは、私は今国民には全然受け入れられないといふふうに思ふのです。間違ひが指摘をされて、使う必要がないものを長年ずつと使われていたとするならば、恐らく来年度も外交で使われる出張費等々いろいろあると思ひますけれども、それが今まで何年も横領されてきていた事実が明らかになつていくわけですから、そこはやっぱり謙虚に、ここは削りますと。そして、もし足りなくて必要が出てきた場合は予備費でだつて使えるわけでしょう、機密費に上げておらなくても。そこはやっぱりきちつと今けじめをつけて反省をきちつとしない限り、政府の信頼といふのは全然得られないし、私たち政治家も国民から信頼を得られないといふふうに思つておりまして、きょうはあえて質問をさせていただいたところでございます。

ぜひ、かたくなな態度はやめた方がよろしいし、組み替え、修正した方が国民から理解を得られるなら修正をする。修正できないならば、来年の年度末にきちんとこれだけは残しますといふようなことが明快に語らない限り国民の理解というのを得られないといふふうに思ひますけれども。

○国務大臣(宮澤喜一君) 再度申し上げることも余りが進みませんが、横領された分だけは少なくとも要らなかつただろうと、そういう論理はな

かなかのみ込めないと思ひます。

○大淵綱子君 それがもし政治の本筋であるならば、国民は政治というものを理解しないと思ひます。

終わります。

○委員長(伊藤基隆君) 以上をもちまして、委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) 平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。宮澤財務大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十三年年度予算につきましては、二十一世紀の新たな発展基盤を構築しつつ、我が国経済を自律的回復軌道に乗せるとの観点に立つて編成したところであります。あわせて、厳しさを増している財政状況にかんがみ、財政の効率化と質的改善を図ることといたしました。

こうした中で、公債発行額につきましては、一方で、金融破綻への備えのための国債償還費の手当てを行う必要がなくなつたという減要因があ

り、他方で、地方財政対策において新たに特例地方債を発行し、あわせて交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額を増額する等の制度改正を行うことに伴う増要因がありますが、このような状況のもと、可能な限りの縮減を図ることとしたしました。

これらの結果、平成十三年度の公債発行額は前年度当初予算より四兆二千九百二十億円減額しましたが、なお、財政法の規定により発行する公債のほか、十九兆五千五百八十億円に上る多額の特別公債を発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成十三年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるとしてあります。

第二に、租税収入等の実績に応じて、特例公債の発行額をできる限り縮減するため、平成十四年六月三十日まで特例公債の発行を行うことができることとし、あわせて、同年四月一日以後発行される特例公債に係る収入は、平成十三年度所属の歳入とすること等としてあります。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、商法改正による会社分割制度の創設に伴い、合併、分割等の企業の組織再編成に係る税制の整備等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、組織再編成により資産等を移転する法人について、企業グループ内の組織再編成や共同事業を行うための組織再編成の場合には、一定の

要件のもとで、移転資産の譲渡損益の課税を繰り延べる措置を講ずるとともに、組織再編成を行う法人の株式を保有する株主について、株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、株式の譲渡損益の課税を繰り延べる措置等を講ずることとしてあります。

第二に、引当金等の引き継ぎについて、組織再編成の形態に応じて所要の措置を講ずるなどの改正を行うとともに、会社分割に係る商業登記に対する登録免許税の税率を定めるなど関係税目につき必要な措置を講じ、あわせて国税通則法等の整備を図るなどの改正を行うこととしてあります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近の経済情勢等を踏まえ、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応するなどの観点から所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るため、新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の適用期限の延長等を行うこととしてあります。

第二に、金融関係税制について、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等を行うこととしてあります。

第三に、社会経済情勢の変化に対応するため、認定特定非常営利活動法人に対する寄附に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する税率軽減の特例の延長等の土地税制の改正、合併、分割等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うこととしてあります。

その他、既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等、期限の到来する特別措置についてその適用期限を延長するなど、所要

の措置を講ずることとしてあります。

以上が、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(伊藤基雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

〔参照〕

平成十三年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算、入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算に関する説明

平成十三年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十二兆六千五百二十三億七千九百九十九万円であります。これを前年度予算額(補正予算(第一号)による補正後の改算額。以下同じ)に比較いたしますと、七兆一千七百七十八億四千八百九十九万円の減少となっております。

以下、歳入予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及び印紙収入は五兆七千二百七十億円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、八千三百二十億円の増加となっております。

この予算額は、現行法による租税及び印紙収入見込額五兆九千三百億円から、平成十三年度の税制改正による減収見込額一千七百六十億円を差し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、新住宅ローン減税制度の創設等による減収額を見込んだ上で、十八兆五千七百二十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、中小企業投資促進税制等による減収額を見込んだ上で、十一兆八千三百九十億円を計上いたしました。

相続税につきましては、贈与税の基礎控除の引上げ等による減収額を見込んだ上で、一兆五千九百七十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、十兆一千二百九十億円を計上いたしました。

以上申し上げました税目のほか、酒税一兆八千二百三十億円、たばこ税八千八百九十億円、揮発油税二兆一千二百九十億円、印紙収入一兆五千五百億円及びその他の各税目を加え、租税及び印紙収入の合計額は五兆七千二百七十億円となっております。

第二に、雑収入は三兆二千六百六十八億一千九百九十九万円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、一千六百二億五千四百九十九万円の減少となっております。

この収入のうち主なものは、日本銀行納付金五千九億九千九百九十九万九千九百九十九円、日本中央競馬会納付金三千八百二十二億三千三百三十九万九千九百九十九円、特別会計受入金一兆八千七百二十二億一千五百五十九万九千九百九十九円等であります。

第三に、公債金は二十八兆三千三百八十億円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、六兆二千八百億円の減少となっております。

この公債金のうち、八兆七千六百億円は建設公債の発行によることとし、残余の十九兆五千五百八十億円は特例公債の発行によることとしたしております。

なお、特例公債の発行につきましては、別途、「平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

最後に、前年度剰余金受入は二百五十億一千百

万円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は十九兆三千七百二十二億一千九百万円でありまして、これを前年度予算額と比較いたしますと、四兆九千六百十三億六百万円の減少となっております。

これは、国債費が四兆二千七百五十五億四千九百万円、政府出資が六千二百五十五億四千二百百万円、公共事業等予備費が二千億円減少しましたが、他方、予備費が一千五百億円増加したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、産業投資特別会計へ繰入につきましては一千五百三十七億一千六百万円を計上いたしておりますが、この経費は、無利子貸付け等の財源に充てるための「日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく産業投資特別会計への繰入れに必要なものであります。

第二に、国債費につきましては十七兆一千七百五億三千四百万円を計上いたしておりますが、この経費は、一般会計の負担に属する国債及び借入金償還及び利子等の支払並びにこれらの事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第三に、政府出資につきましては、中小企業総合事業団信用保険部門等二機関に対し、一般会計から出資するため必要な経費として三千百六億二千万円を計上いたしておりますが、その内訳は、中小企業総合事業団信用保険部門二百六十一億二千万円、国際協力銀行二千八百四十五億円であります。

第四に、経済協力費につきましては五百十億一千七百万円を計上いたしておりますが、この経費は、国際開発金融機関を通じて供与する開発途上国に対する経済協力等に必要のものであります。

第五に、公共事業等予備費につきましては三千億円を計上いたしておりますが、この経費は、公共事業等の経費に係る予見し難い予算の不足に充

てるためのものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたしております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、造幣局特別会計におきましては、歳入、歳出とも三百二十五億六千三百万円となっております。

次に、印刷局特別会計におきましては、歳入一千八百八億一千三百万円、歳出九百七十三億八千五百万円、差引き三千四百億二千八百万円の歳入超過となっております。

以上申し述べました各特別会計のほか、財政融資資金、国債整理基金、外国為替資金、産業投資、地震再保険及び特定国有財産整備の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと思います。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、その概要を御説明申し上げます。

まず、国民生活金融公庫におきましては、収入二千九百八十九億二百万円、支出三千九十二億九千七百万円、差引き百三億九千九百万円の支出超過となっております。

このほか、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと思います。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の大幅増税反対及び食料品の非課税に関する請願(第四四九号)(第四五〇号)(第四五七号)(第四五八号)

第四四九号 平成十三年三月六日受理

消費税の大幅増税反対及び食料品の非課税に関する請願

請願者 札幌市東区東苗穂十三条三ノ一五

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四五〇号 平成十三年三月六日受理

消費税の大幅増税反対及び食料品の非課税に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町大字市城九

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四五七号 平成十三年三月七日受理

消費税の大幅増税反対及び食料品の非課税に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大船五ノ三ノ二七

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四五八号 平成十三年三月七日受理

消費税の大幅増税反対及び食料品の非課税に関する請願

請願者 静岡県富士市中河原三ノ五 味

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第三号(その二)中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 三 終わり 仮想売買 仮装売買

平成十三年四月五日印刷

平成十三年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F